

# 福祉有償運送の手引き



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

令和8年10月

埼玉県

## ～ 福祉有償運送関係問い合わせ窓口 ～

### <埼玉県企画財政部交通政策課>（登録等の窓口）

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県企画財政部交通政策課 交通企画・バス担当

電話：048-830-2239

e-mail [a2220-11@pref.saitama.lg.jp](mailto:a2220-11@pref.saitama.lg.jp)

（各種問い合わせは、原則以下問い合わせフォームから御質問ください）



URL：<https://forms.office.com/r/eHnqppfBXt>

### <埼玉県福祉部福祉政策課>（運営協議会支援）

（郵便番号、住所は上記に同じ）

埼玉県福祉部福祉政策課 政策企画担当

電話：048-830-3391

e-mail [a3380-07@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3380-07@pref.saitama.lg.jp)

### <国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局>（道路運送法関係）

〒331-0077

埼玉県さいたま市西区大字中釘 2154-2

国土交通省 関東運輸局 埼玉運輸支局 輸送担当

電話：048-624-1835

### ■介護保険関係

埼玉県福祉部高齢者福祉課及び県福祉事務所

※ 各課所の所管市町村及び連絡先は下記のURLから確認してください。

[http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/shinsei-tetsuduki/  
shinsei-madoguchi.html](http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/shinsei-tetsuduki/shinsei-madoguchi.html)

### ■障害児・者生活サポート事業関係

埼玉県福祉部障害者支援課 地域生活・医療的ケア児支援担当

電話：048-830-3317

### ◆福祉有償運送のホームページ◆

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/yusyounsou/>

## 目 次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| I 福祉有償運送とは                      | 1  |
| II 福祉有償運送の登録要件                  | 1  |
| III 福祉有償運送の新規登録申請について           | 6  |
| IV 変更登録の申請の際に提出する書類             | 8  |
| V 旅客から収受する対価を変更する場合に提出する書類      | 9  |
| VI 登録事項（軽微な事項）を変更する場合に提出する書類    | 10 |
| VII 更新登録の申請の際に提出する書類            | 11 |
| VIII 登録を受けた運送者が作成し、事務所等に備えて置く書類 | 13 |
| IX 登録後、重大な事故や苦情が発生した際に提出する書類    | 13 |
| X 登録後、埼玉県（交通政策課）に提出する書類         | 14 |
| XI 登録後、運営協議会（市町村）に提出する書類        | 14 |
| XII 廃止届出                        | 14 |
| XIII 運営協議会等                     | 15 |
| XIV 様式編                         | 25 |
| XV 資料編                          | 69 |

## I 福祉有償運送とは

福祉有償運送は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 78 条第 2 号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和 26 年省令第 75 号）第 49 条第 2 号に定められており、移動に制約のある者に対して、タクシー等の公共交通機関では十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、市町村又は特定非営利活動法人等が福祉車両等を使用して営利を目的とせず、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービス（乗降介助を含む）を行うことをいいます。

福祉有償運送を行うには、市町村長が主宰する地区福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）で協議が調った後、埼玉県知事の登録を受ける必要があります。

なお、国土交通省（埼玉運輸支局）が所管していた福祉有償運送の事務・権限については、平成 28 年 4 月に埼玉県に移譲されました。埼玉県における登録等の手続きを行う担当課は、企画財政部交通政策課となっています。

## II 福祉有償運送の登録要件

福祉有償運送の登録を得るには、登録要件全てを満たす必要があります。

### 1 運送主体（有償運送の登録申請者）

営利を目的としない次の法人・団体に限られています。

- (1) 市町村
- (2) NPO 法人
- (3) 一般社団法人又は一般財団法人
- (4) 都道府県
- (5) 地縁団体（地方自治法における認可団体に限る）
- (6) 一部事務組合又は広域連合
- (7) 農業協同組合
- (8) 消費生活協同組合
- (9) 医療法人
- (10) 社会福祉法人
- (11) 商工会議所
- (12) 商工会
- (13) 労働者協同組合
- (14) 営利を目的としない法人格を有しない社団（代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が道路運送法第 79 条の 4 第 1 項第 1 号～3 号のいずれにも該当しない者であること）
- (15) 地方公共団体が意思決定に関与している法人であって、旅客の輸送以外の事業による利益を活用して当該運送を実施するものとして適当なもの（いわゆる第三セクターなど）

※バス・タクシー事業者が運行管理や車両整備管理に協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送」を活用したり、実際の運行を事業者に委託することもできます。

### 2 運送の区域

運送の区域は、原則、運営協議会を管轄する市町村のうち協議により定められた区域となります。行き先等に制限はありませんが、発地（乗車する場所）又は着地（降車する場所）のいずれかが運送の区域内であることが必要です。

### 3 運送の対象

他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難であるとして会員登録された次に掲げる者及びその付添人の運送。

- イ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する「身体障害者」
- ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 5 条に規定する「精神障害者」
- ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条第 4 号に規定する「知的障害者」
- ニ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する「要介護認定を受けている者」
- ホ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 2 項に規定する「要支援認定を受けている者」
- ヘ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 62 の 4 第 2 号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
- ト その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析・肝機能障害などを含む）、知的障害、精神障害その他の障害を有する者（自閉症、学習障害などの発達障害を含む）

### 4 使用車両

#### (1) 福祉車両

福祉車両は、次の 4 種類に分類されます。

- (イ) 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車

※画像は国土交通省総合政策局共生社会政策課作成、「公共交通機関の車両等に関する 移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 車両等編」より抜粋



- (ロ) 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車

※画像はトヨタ web カタログより抜粋



- (ハ) 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車

- (ニ) 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車

※画像はトヨタ web カタログより抜粋



## (2) 乗車定員が 11 人未満の自動車（セダン型車両）

使用に当たっては、各地区福祉有償運送運営協議会が定める取扱い等に留意してください。使用車両は、運送主体が使用権原を有していることが必要です。使用権原を有している車両とは、次のものをいいます。

- ①車検証の使用者の欄に運送主体である法人名が記載されているもの
- ②貸借契約を締結した書面（使用車両を明示のこと）又は使用承諾書が作成されているもの

### 留意事項

- ① 使用車両には、自動車の両側面に次の事項を表示すること。
  - イ) 登録を受けた法人の名称
  - ロ) 「有償運送車両」の文字
  - ハ) 登録番号

} 文字の大きさは  
縦横それぞれ5センチメートル以上です。
- ② 車内に登録証の写しを備え、旅客から見えるように運送の対価、運送者の名称、当該車両の登録番号を表示すること。
- ③ 貸借契約書には、有償運送の管理運営、事故発生、苦情等について、責任の所在が運送主体にあることを明示すること。
- ④ 貸借契約を締結した車両を使用する際には、利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先を明瞭に表示すること。

## 5 運転者

次に該当する運転免許等が必要です。

### (1) 福祉車両

- ①普通第2種免許
- ②普通第1種免許

※普通第1種免許の場合は、国土交通大臣が認定する「福祉有償運送運転者講習」又は（社）全国乗用自動車連合会等が実施する「ケア輸送サービス従事者研修」を修了した者であること。

ただし、埼玉県交通政策課への申請から遡って2年間に運転免許停止処分を受けていないこと。

### (2) セダン型車両

福祉車両の①又は②の要件に加え、次のいずれかの要件を備える運転手、又は次のいずれかの要件を備える者を乗務させる必要があります。

- ①介護福祉士の登録者
- ②国土交通大臣が認定する「セダン等運転者講習」を修了した者又は国土交通大臣が認める要件を備えている者<sup>1</sup>  
(例：居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、行動援護従業者養成研修等)
- ③一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていた「ケア輸送サービス従事者研修」を修了した者
- ④介護員養成研修を修了し、その旨の証明書の交付を受けた者

<sup>1</sup> 「指定居宅介護の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）」に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた者。

(例：介護職員初任者研修等)

## 6 損害賠償措置

次の基準に適合する任意保険（共済を含む）の契約が必要です。

また、登録中は①から⑥までを常に維持しなければなりません。

- ① 対人賠償の限度額が1人につき8000万円以上
- ② 対物賠償の限度額が1事故につき200万円以上
- ③ 運送主体の法令違反が原因の事故について、補償が免責となっていないこと
- ④ 保険期間中の保険金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと
- ⑤ すべての福祉有償運送自動車について契約を締結すること
- ⑥ 持ち込み車両であっても運送主体が保険契約者となっていること。もしくは、持ち込み者が契約する保険等が、福祉有償運送に対応するものであることや、常に契約されていることを、運送主体の責任において確実に把握できること。

## 7 運送の対価（料金）

運送の対価（料金）は、タクシーの上限運賃の概ね8割の範囲内を目安に、運送主体が設定し、運営協議会で協議をしてください。

### 『福祉有償の運送対価設定の考え方』

運送対価の設定については、以下のとおりとしています。

- ・ 距離制運賃（乗車から降車地点の利用距離による）
- ・ 時間制運賃（運送開始（出庫）から終了（利用者が下車）までの実拘束時間による）
- ・ 待料金

ただし、待料金は、距離制運賃による運送（例1）の場合、利用者の要求により待機時間が発生した場合のみ適用となります。時間制運賃による運送（例2）の場合、待機時間が発生してもその待機時間と待ち時間は重複するため、待料金を適用することはできません。

（例1）距離制による運賃

- ① 利用者宅 → 目的地 （利用者宅から目的地までの距離による運賃）
- ② 目的地 → 利用者宅 （目的地から利用者宅までの距離による運賃）
- ③ 利用者宅 → 目的地 → 利用者宅  
（利用者宅から目的地を経由して利用者宅までの距離による運賃）

（例2）時間制による運賃

- ① 利用者宅 → 目的地 → 利用者宅  
（運送開始（出庫）から運送終了（利用者が下車）までの連続した時間による運賃）

## 8 管理運営体制

毎日の運行管理、整備管理の責任者（運行管理責任者が、やむを得ず不在となることがある場合は、代行者を設定）、事故防止についての教育及び指導体制、事故発生時の連絡体制、苦情処理体制等を定めてください。

一つの事務所で車両を5台以上保有する場合、当該事務所の運行管理の責任者は次のいずれかの要件を備える必要があります。また、当該事務所で同時に運行する車両の最大数20台ごとに1名以上の運行管理の責任者を追加で選任する必要があります（運行管理の責任者が①である場合は、40台ごとに1名を追加で選任）。

- ①旅客運行管理者の資格を有する者
- ②旅客運行管理者基礎講習修了者
- ③安全運転管理者の資格要件を具備する者
- ④自動車の運転の管理に関し1年以上実務の経験を有する者であって、運行管理の一般講習（旅客）を修了した者。

※以上に加え、当該事務所の運行管理の責任者は、選任後、運行管理の一般講習（旅客）について2年に1回の受講をしなければなりません。講習は、独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）などで受講することができます。

また、運行管理の責任者は、次に掲げる業務等を行わなければなりません。

- ①法定の要件を備えない者に自家用有償旅客運送自動車を運転させないこと。
- ②自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、法定の適性診断を受けさせること。
- ③福祉自動車以外の自動車（セダン型車両）を使用して福祉有償運送を行う場合にあっては、法定の要件を備えない者に自家用有償旅客運送自動車を運転させないこと。
- ④自家用有償旅客運送自動車の運行に関する計画を作成すること。
- ⑤運転者に対し、法定の確認（アルコールチェック等）を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存すること。
- ⑥運転者に対し、業務記録を作成させ、及びその記録を保存すること。
- ⑦運転者等台帳を作成し、事務所に備え置くこと。
- ⑧事故の記録を作成し、及びその記録を保存すること。

## 9 欠格事由

法人の役員全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までの欠格事由に該当していないことが必要です。

また、営利を目的としない法人格を有しない社団の場合は代表者が道路運送法第79条の4第1項第1号から第3号のいずれにも該当しない者であることが必要です。

### Ⅲ 福祉有償運送の新規登録申請の際に提出する書類

登録申請に当たっては、運送区域となる市町村が主宰する運営協議会で協議が調うことが必要となります。運送主体は、運営協議会の協議が調った後に、埼玉県交通政策課に登録申請を行います。登録申請には、申請手数料として1万5千円の納付が必要です。

なお、新規・更新・変更登録、軽微変更届出、輸送実績報告に関する県への書類提出は、原則、電子申請・届出サービス（以下、**電子申請**とする）を御利用ください。

#### 【電子申請の方法】

- ①検索エンジンで「埼玉県 電子申請」と検索し、「電子申請・届出サービス - 埼玉県」をクリック。
- ②「埼玉県電子申請・届出サービス 入口」をクリック。
- ③「埼玉県への申請・届出」をクリック。
- ④「[オンライン申請手続](#)」をクリック。
- ⑤「キーワードで探す」に「自家用有償」と入力して検索。
- ⑥対応する手続きをクリックして必要事項を入力する。

#### 1 運営協議会に提出する書類

運営協議会での協議を行うために、次の書類を運営協議会（市町村）に提出します。

| N | 提出書類                                                              |                                                                                                       | 様式番号          |
|---|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1 | 自家用有償旅客運送の登録申請書案の提出について                                           |                                                                                                       | 協議会・様式第 1-1 号 |
| 2 | 自家用有償旅客運送の登録の申請                                                   |                                                                                                       | 県・様式第 2-1 号   |
| 3 | 申請者である法人等の定款（財団法人にあつては寄付行為）及び登記事項証明書並びに役員名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要） |                                                                                                       | -             |
| 4 | 宣誓書【いわゆる欠格事由に該当しない旨を証する書類】                                        |                                                                                                       | 県・様式第 3 号     |
| 5 | 車両一覧                                                              |                                                                                                       | 県・参考様式第イ号     |
| 6 | 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類                                       | A：自動車検査証記録事項の写し                                                                                       | -             |
|   |                                                                   | B：車検証に記載されている使用者の氏名が申請する法人名と異なる場合には、自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書が必要<br>福祉有償運送に係る自家用自動車の提供と使用に関する契約書（例）     | -             |
| 7 | 運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿<br>乗務者の就任承諾書兼就任予定乗務者名簿                         | 各運転者が要件を備えていることを証する書類を添付<br>【福祉車両】<br>(1) 運転免許の写し<br>(2) 国土交通大臣が認定する講習（福祉有償運送運転者講習）の修了証のコピー等（第 2 種運転免 | 県・様式第 4 号     |

|    |                                              |                                                                                                                 |             |
|----|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|    |                                              | 許を受けていない場合のみ必要)                                                                                                 |             |
|    |                                              | <b>【セダン型車両】</b><br>(1) 介護福祉士の登録証の写し<br>(2) 国土交通大臣が認定する講習(セダン等運転者講習)の修了証等のコピー等<br>(3) 国土交通大臣が認める要件を備えていることを証する書類 |             |
| 8  | 運行管理の責任者就任承諾書                                | 5両以上の車両を配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し等を添付                                                                   | 県・様式第6号     |
| 9  | 運行管理の体制等を記載した書類-                             |                                                                                                                 | 県・様式第7号     |
| 10 | 運送しようとする旅客の名簿・身体状況等態様ごとの会員数                  |                                                                                                                 | 県・参考様式第8号   |
| 11 | 旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類 | 保険契約申込書の写し、見積書の写し等                                                                                              | -           |
| 11 |                                              | 宣誓書<br>(保険契約申込書等の写しが添付できない場合)                                                                                   | 県・様式第8号     |
| 12 | 自家用有償旅客運送に係る旅客から収受する対価に関する申請書                |                                                                                                                 | 協議会・様式第2-1号 |
| 13 | 運行管理に関する事項を定めた書類                             | 運行管理マニュアル(例)                                                                                                    | -           |

## 2 埼玉県(交通政策課)に提出する書類

登録申請を行うために、原則、**電子申請**で次の書類を埼玉県知事に提出します。

| No. | 提出書類                      | 様式番号                   |
|-----|---------------------------|------------------------|
| 1   | 運営協議会へ提出した1の「No.2から11」の書類 | -                      |
| 2   | 運営協議会において協議が調ったことを証する書類   | 県・様式第2-5号              |
| -   | 手数料(15,000円)納付            | 書類提出と併せて、電子申請にて納付ください。 |

## IV 変更登録の申請の際に提出する書類

変更登録を行う場合の変更登録申請書は、福祉有償運送を実施する団体が埼玉県知事に提出します。変更登録申請に当たっては、運送区域となる市町村が主宰する「運営協議会」で、「運送の区域の拡大」、「旅客の範囲の拡大」又は「運送の種別の変更」について、協議が調う必要があります。

### 1 運営協議会に提出する書類

運営協議会での協議を行うために、次の書類を運営協議会（市町村）に提出します。

#### (1) 運送の区域を拡大する場合、旅客の範囲を拡大する場合

| No. | 提出書類                        | 様式番号                                                                |
|-----|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 1   | 自家用有償運送旅客運送の変更登録申請書案の提出について | 協議会・様式第1-3号                                                         |
| 2   | 自家用有償旅客運送の変更登録の申請書          | 県・様式第2-3号                                                           |
|     | 添付書類                        | (1) 拡大しようとする運送の区域における運行管理の体制等を記載した書類<br>※旅客の範囲を拡大する場合は不要<br>県・様式第7号 |
|     |                             | (2) 運送しようとする旅客の名簿<br>県・参考様式第8号                                      |
|     |                             | (3) その他変更に伴い内容が変更されることとなる書類<br>-                                    |
| 3   | 自家用有償旅客運送者登録証               | -                                                                   |

※拡大する運送区域が、登録済みの運営協議会とは異なる運営協議会に係る場合は、上記の資料に加え、料金表等を提出する必要がありますので、事前に御確認ください。

#### (2) 運送の種別を変更する場合

| No. | 提出書類                        | 様式番号                             |
|-----|-----------------------------|----------------------------------|
| 1   | 自家用有償運送旅客運送の変更登録申請書案の提出について | 協議会・様式第1-3号                      |
| 2   | 自家用有償旅客運送の変更登録の申請書          | 県・様式第2-3号                        |
|     | 添付書類                        | (1) 運送しようとする旅客の名簿<br>県・参考様式第8号   |
|     |                             | (2) その他変更に伴い内容が変更されることとなる書類<br>- |
| 3   | 自家用有償旅客運送者登録証               | -                                |

## 2 埼玉県（交通政策課）に提出する書類

変更登録申請を行うために、原則、電子申請で次の書類を埼玉県知事に提出します。

| No. | 提出書類                         | 様式番号                   |
|-----|------------------------------|------------------------|
| 1   | 運営協議会へ提出した1の「No.2」の書類        | －                      |
| 2   | 自家用有償旅客運送者登録証（原本）            | －                      |
| 3   | 運営協議会において協議が調っていることを証する書類    | 県・様式第2-5号              |
|     | 手数料（3,000円）納付※旅客の範囲の拡大の場合は不要 | 書類提出と併せて、電子申請にて納付ください。 |

## V 旅客から収受する対価を変更する場合に提出する書類

旅客から収受する対価を変更する場合には、運営協議会で協議が調ったことを証する書類を交付されることが必要です。

なお、埼玉県知事に変更の申請は必要ありません。

次の書類を運営協議会（市町村）に提出します。

| No. | 提出書類                            | 様式番号        |
|-----|---------------------------------|-------------|
| 1   | 自家用有償旅客運送に係る旅客から収受する対価に関する変更申請書 | 協議会・様式第2-2号 |

## VI 登録事項（軽微な事項）を変更する場合に提出する書類

「運送の区域の拡大」、「旅客の範囲の拡大」、「運送の種別の変更」以外の登録事項を変更する場合には、軽微な変更届出が必要となります。

変更のあった日から 30 日以内に、埼玉県知事へ「登録事項変更届出書」を提出しなければなりません。

また、軽微な事項を変更する際には、事前又は事後に運営協議会への報告を行う必要があります。

なお、運営協議会への報告の方法は、それぞれの運営協議会によって取扱いが異なりますので、市町村の担当課へ御相談ください。

### 提出が必要な手続き一覧

#### 1 運営協議会に提出する書類

運営協議会へ報告するために、次の書類を運営協議会（市町村）に提出します。

| No. | 提出書類                                    | 様式番号                                |
|-----|-----------------------------------------|-------------------------------------|
| 1   | 自家用有償旅客運送の登録事項変更届出書の（写し）の提出について         | 協議会・様式第 1-4 号                       |
| 2   | 自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書<br>添付書類           | 県・様式第 2-4 号<br>変更に伴い内容が変更されることとなる書類 |
| 3   | 自家用有償旅客運送者登録証<br>（新規登録申請の際に交付された登録証の写し） | -                                   |

#### 添付書類の種類

1. 定款等の書類  
申請者である法人等の定款（財団法人にあつては寄付行為）及び登記事項証明書並びに役員名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要）
2. 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
3. 自家用有償旅客運送自動車の運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
4. 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合の運転者その他の乗務員が必要な要件を備えていることを証する書類
5. 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
6. 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
7. 事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
8. 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
9. 運送しようとする旅客の名簿
10. 宣誓書（代表者が変更する場合）

## 2 埼玉県（交通政策課）に提出する書類

次の書類を原則、電子申請で埼玉県知事に提出します。

| No. | 提出書類                                     | 様式番号                                |
|-----|------------------------------------------|-------------------------------------|
| 1   | 自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書<br>添付書類            | 県・様式第 2-4 号<br>変更に伴い内容が変更されることとなる書類 |
| 2   | 自家用有償旅客運送者登録証（原本）<br>※登録証の内容に変更がある場合のみ提出 |                                     |

## VII 更新登録の申請の際に提出する書類

登録の有効期間の満了後、引き続き福祉有償運送を行おうとする場合には、有効期間の更新登録を受けなければなりません。

更新登録を行う場合の登録申請書は、福祉有償運送を実施する団体が埼玉県知事に提出することになります。更新登録の申請に当たっては、新規登録と同様に、運送区域となっている市町村が主宰する「運営協議会」で協議が調う必要があります。

なお、更新登録申請に必要な書類は、基本的には新規申請と同じ書類になります。

### 1 運営協議会に提出する書類

運営協議会での協議での協議を行うために、次の書類を運営協議会（市町村）に提出します。

| No. | 提出書類                                                              | 様式番号                                                                                                                   |
|-----|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 自家用有償旅客運送の更新登録申請書案の提出について                                         | 協議会・様式第 1-2 号                                                                                                          |
| 2   | 自家用有償旅客運送の更新登録の申請書                                                | 県・様式第 2-2 号                                                                                                            |
| 3   | 申請者である法人等の定款（財団法人にあつては寄付行為）及び登記事項証明書並びに役員名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要） | -                                                                                                                      |
| 4   | 宣誓書【いわゆる欠格事由に該当しない旨を証する書類】                                        | 県・様式第 3 号                                                                                                              |
| 5   | 車両一覧                                                              | 県・参考様式第イ号                                                                                                              |
| 6   | 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類                                       | A：自動車検査証記録事項の写し<br>B：車検証に記載されている使用者の氏名が申請する法人名と異なる場合には、自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書が必要<br>【福祉有償運送に係る自家用自動車の提供と使用に関する契約書（例）】 |
| 7   | 運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿<br>乗務者の就任承諾書兼就                                 | 各運転者が要件を備えていることを証する書類を添付<br>【福祉車両】                                                                                     |
|     |                                                                   | 県・様式第 4 号                                                                                                              |

|    |                                              |                                                                                                                                                                                                 |                |
|----|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|    | 任予定乗務者名簿                                     | (1) 運転免許の写し<br>(2) 国土交通大臣が認定する講習（福祉有償運送運転者講習）の修了証のコピー等（第2種運転免許を受けていない場合のみ必要）<br><b>【セダン型車両】</b><br>(1) 介護福祉士の登録証の写し<br>(2) 国土交通大臣が認定する講習（セダン等運転者講習）の修了証等のコピー等<br>(3) 国土交通大臣が認める要件を備えていることを証する書類 |                |
| 8  | 運行管理の責任者の就任承諾書                               | 5 両以上の車両を配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し等に加え、運行管理の一般講習（旅客）の修了証を添付                                                                                                                             | 県・様式第 6 号      |
| 9  | 運行管理の体制等を記載した書類                              | -                                                                                                                                                                                               | 県・様式第 7 号      |
| 10 | 運送しようとする旅客の名簿・身体状況等態様ごとの会員数                  |                                                                                                                                                                                                 | 県・参考様式第 8 号    |
| 11 | 旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類 | 保険契約申込書の写し、見積書の写し等<br>宣誓書<br>（保険契約申込書等の写しが添付できない場合）                                                                                                                                             | -<br>県・様式第 8 号 |
| 12 | 自家用有償旅客運送に係る旅客から収受する対価に関する申請書                |                                                                                                                                                                                                 | 協議会・様式第 2-1 号  |
| 13 | 運行管理に関する事項を定めた書類                             | 運行管理マニュアル（例）                                                                                                                                                                                    | -              |

## 2 埼玉県（交通政策課）に提出する書類

次の書類を原則、電子申請で埼玉県知事に提出します。

| No. | 提出書類                                                                                   | 様式番号        |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1   | 運営協議会へ提出した、「No. 2 から 11」の書類<br>※3, 6, 7, 9-11 について、前回提出書類から変更ない場合（有効期限のみ更新した場合含む）省略可能。 | -           |
| 2   | 運営協議会において協議が調ったことを証する書類                                                                | 県・様式第 2-5 号 |
| 3   | 自家用有償旅客運送者登録証（原本）                                                                      | -           |

## VIII 登録を受けた運送者が作成し、事務所等に備えて置く書類

登録を受けた運送者は、運行管理体制、整備管理体制の整備等「輸送の安全及び旅客の利便の確保措置」を講じなければならないことから、道路運送法施行規則に基づき必要な書類を作成するとともに、事務所ごとに備えて置かなければなりません。

なお、これらの書類は登録運送者において必ず作成する必要があります。埼玉県知事による監査等において確認を行う場合があります。

以下の書類を作成して事務所ごとに備えて置きます。

| No. | 提出書類                        | 様式番号      |
|-----|-----------------------------|-----------|
| 1   | 旅客から収受する対価                  | -         |
| 2   | 安全な運転のための確認表                | 県・参考様式第二号 |
| 3   | 乗務記録                        | 県・参考様式第ホ号 |
| 4   | 運転者台帳                       | 県・参考様式第八号 |
| 5   | 自家用有償旅客運送者登録証（写し）           | -         |
| 6   | 運送しようとする旅客の名簿・身体状況等態様ごとの会員数 | 県・参考様式第八号 |
| 7   | 事故の記録                       | 県・参考様式第ト号 |
| 8   | 苦情処理簿                       | 県・参考様式第チ号 |
| 9   | 自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧         | 県・参考様式第イ号 |

## IX 登録後、重大な事故や苦情が発生した際に提出する書類

登録後、重大事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、その他国土交通省令で定める事項を埼玉県知事に届け出なければなりません。

また、利用者等からの苦情のうち、制度に関わるものや他の運送主体に影響あるもの、運送主体では対応困難なものについては、運営協議会に報告書類を提出します。

### 1 運営協議会に提出する書類

事故や苦情が発生した場合には、次の書類を運営協議会（市町村）に提出します。

| No. | 提出書類            | 説明                                                         | 様式番号            |
|-----|-----------------|------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1   | 自動車事故報告書        | 人身事故（搭乗者を含む）及び重大な物損事故が発生した場合、30 日以内に報告書を提出する。              | 県・別記様式（第 3 条関係） |
| 2   | 自動車事故報告書の提出について | 自動車事故報告書の写しを市町村に提出する際の書類                                   | 協議会・様式第 6 号     |
| 3   | 福祉有償運送苦情対応報告書   | 利用者等からの苦情のうち、制度に関わるもの、他の実施主体にも影響のあるもの及び運送主体では対応困難なものを報告する。 | 協議会・様式第 7 号     |

## 2 埼玉県（交通政策課）に提出する書類

自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定義される事故が発生した場合には、次の書類を埼玉県知事に提出します。

| No. | 提出書類     | 様式番号          |
|-----|----------|---------------|
| 1   | 自動車事故報告書 | 県・別記様式（第3条関係） |

### 報告が必要な事故の例

- ①自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの
- ②10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- ③死者又は重傷者を生じたもの
- ④10人以上の負傷者を生じたもの
- ⑤酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの
- ⑥救護義務違反があったもの 等

## X 登録後、埼玉県（交通政策課）に提出する書類

旅客自動車運送事業等報告規則に基づき、前年4月1日から3月31日までの福祉有償運送の実績報告書を提出しなければなりません。

次の書類を、毎年5月31日までに埼玉県知事（交通政策課宛て）へ1通提出します（原則、電子申請で御提出ください）。

| No. | 提出書類             | 様式番号             |
|-----|------------------|------------------|
| 1   | 自家用有償旅客運送輸送実績報告書 | 県・第6号様式（第2条の2関係） |

## XI 登録後、運営協議会（市町村）に提出する書類

登録を受けた運送者は、上半期（4月～9月）、下半期（10月～3月）の2回に分けて福祉有償運送の実績報告書を提出します。

次の書類を運営協議会（市町村）へ提出します。

| No. | 提出書類                        | 様式番号      |
|-----|-----------------------------|-----------|
| 1   | 自家用有償旅客運送輸送実績報告             | 協議会・様式第8号 |
| 2   | 運送しようとする旅客の名簿・身体状況等態様ごとの会員数 | 県・参考様式ハ号  |
| 3   | 運転者の一覧                      | 県・参考様式ロ号  |
| 4   | 福祉有償運送事故報告書                 | 協議会・様式第9号 |
| 5   | 福祉有償運送苦情対応報告書               |           |

## XII 廃止届出

廃止届出の提出については次の様式を参考にしてください。

| No. | 提出書類 | 様式番号 |
|-----|------|------|
| 1   | 廃止届出 | 参考様式 |

※廃止届出の提出の際は、現在の登録証（原本）と「自家用有償旅客運送輸送実績報告書」をあわせて御提出いただくようお願いします。

## XⅢ 運営協議会等

福祉有償運送の新規・変更・更新の登録申請に当たっては、運送の区域の所在する市町村が主宰する地域公共交通会議等（現存する運営協議会は地域公共交通会議とみなす）<sup>2</sup>で、福祉有償運送の必要性について協議が調うことが必要です。

地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドラインは、別添資料のとおりとなっています。このガイドラインは、道路運送法の平成18年改正に基づき、地域公共交通会議の設置の促進とそこでの合意形成が図られるよう、地方公共団体に対して法改正の趣旨を周知徹底するために作成されたものですので、このガイドラインを参考に運営協議会を運営してください。

以下、このガイドラインに係る補足事項を記載します。

### <ガイドライン「1. 地域公共交通会議の目的」に係る補足事項>

#### 1 埼玉県内の運営協議会

埼玉県においては、地域福祉の推進主体が市町村であることや、NPOの活動状況が地域によって異なることなどから、市町村ごとに地域の実態に応じて運営協議会が設置されることを基本としつつ、市町村域を越えるNPO等の活動実態や関係団体からの要望等を踏まえ、県内を11地区（単独主宰するさいたま市を加えると12地区）に分けて、複数市町村が運営協議会を共同で設置しています。

なお、運営協議会の設置に当たり、運営協議会の事務取りまとめを行う事務局市町村を設置すること、事務局は地区内において建制順に順次各市町村が担当することを県から提案しましたが、各地区の状況により、これと異なる規定を要綱に定めた場合はその規定によるものとしています。

### <ガイドライン「2. 地域公共交通会議の設置及び運営」に係る補足事項>

#### 2 運営協議会の運営等について

運営協議会（運送の区域の所在する市町村が主宰する運営協議会）において、当該区域内で福祉有償運送が必要であることについての協議が調うことが、NPO等が登録（新規・変更・更新）申請を行うための条件となっています。そこで、登録申請をしようとするNPO等が計画的に申請手続きを行うことができるよう、定期的（例：四半期に1回開催など）に運営協議会を開催する必要があります。

また、運営協議会は、様々な立場の方々が委員に選ばれることとなりますので、十分に議論を尽くし、議事に対する委員の合意形成を図ることが運営の基本となります。そのためには、可能な限り登録申請書案等を各委員に事前配布し、必要に応じて意見を聴取するなど、運営協議会当日の協議を円滑に進める必要があります。

なお、1回の協議で「協議が調わない場合」は、次回に結論を持ち越したり、次回の協議が調いやすくなるよう、申請者に対して内容の改善が図れないか1回目の協議の場で確認することも必要です。ただし、そのような場合には、申請者の便宜を考えて、可能な限り近い時期に、次回の運営協議会の日程を設定することが望ましいです。

<sup>2</sup> 令和5年10月の地域交通法改正以前は、道路運送法施行規則第51条の7第1号に運営協議会の規定があったが、同法改正に伴う関係省令の整備により当該規定がなくなり、改正時点で現に存する運営協議会は地域交通会議とみなされることとなった。【道路運送法施行規則附則（令和5年9月22日国土交通省令第73号）（道路運送法施行規則の一部改正に伴う経過措置）参照】

### 3 事務局市町村と地区内各市町村の役割

#### (1) 事務局市町村が行う事務

事務局市町村が行う事務は、次のものが考えられます。（協議会ごとに設置要綱が定められているため、実際の運用は各協議会に御確認ください）

##### ① 運営協議会委員の選任と委嘱

- ・ 各地区運営協議会設置要綱において定められた委員の選任及び委嘱を行います。

##### ② 会議の開催日決定等

- ・ 地区内市町村、委員等と日程の調整を行い、運営協議会の開催日を決定するとともに、会場を確保します。
- ・ 運営協議会委員及び申請者等に対して、運営協議会の開催について通知します。
- ・ 会議公開の要領等に基づき、運営協議会を公開する場合には、会議の日程、場所、議題等について、ホームページ等により周知します。

##### ③ 会議の公開と傍聴手続きについて

- ・ 協議の透明性を高め、公平な運営を図るために、会議は原則として公開で開催し、会議録も公開することが望ましいとされています。ただし、個人情報等の保護に配慮する必要があるため、その取扱いについては、会議公開要領等で定める必要があります。なお、傍聴者に対しては会議公開の本旨と傍聴者の便宜に鑑み、可能な範囲で委員配布資料と同じ資料を配布します。
- ・ 資料を作成し、委員に事前送付します。なお、個人情報保護の観点から、資料のうち「旅客の名簿、運転者名簿、就任承諾書、自家用自動車の提供と使用に関する契約書等」については、申請者から提出された個人情報削除された書類を、運営協議会用資料として提出します。

##### ④ 会議の開催・議事録作成

- ・ 運営協議会の会場設営、会場での資料配布、傍聴者の対応を行うとともに、必要に応じて会長の議事進行を支援します。
- ・ 会議公開要領に基づき、運営協議会の議事録を作成し、運営協議会委員及び申請者に送付するとともに、ホームページ等で公表します。

##### ⑤ 協議結果の通知

- ・ 協議結果について、委員及び申請者に通知するとともに、必要に応じて関係市町村＝運送の区域がある市町村（運送の区域が複数ある場合には、NPO等所在市町村）を通じて、書類又は内容の補正指導等を行います。

|       |                                                                                                                                                   |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申請者宛て | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 協議が調った場合 → 運営協議会において協議が調ったことを証する書類＜県・様式第2-5号＞</li><li>・ 協議が調わなかった場合 → 運営協議会の協議結果について＜協議会・様式第3号＞</li></ul> |
| 委員宛て  | 運営協議会の協議結果について＜協議会・様式第4号＞                                                                                                                         |

##### ⑥ 登録後

- ・ 関係市町村＝運送の区域がある市町村（運送の区域が複数ある場合には、NPO等所在市町村）を通じてNPO等から提出される自家用有償運送輸送実績報告（上・下期報告用）を運営協議会でとりまとめます。
- ・ 運営協議会においては、各NPO等が適切に運営しているか確認するとともに、必要に応じて、運営協議会での指導・助言内容をまとめ、運営協議会事務局市町村から文書で送付します。

- ・ 地区内市町村から、利用者等からの苦情及び通報、事故、その他の連絡を受けた場合には、運営協議会において対応を協議します。

## (2) 各市町村が行う事務

各市町村が行う事務は、次のものが考えられます。

### ① 運営協議会委員の選任と委嘱

- ・ 各地区運営協議会設置要綱において定められた委員の推薦を行います。

### ② 会議開催の事前広報

- ・ 運営協議会の開催に先立って、会議の日程、場所、議題等について、関係市町村の既存広報媒体等により広報します。

### ③ 申請団体との事前調整等

＜関係市町村（主たる事務所の所在地市町村）＞

- ・ NPO等との調整窓口として、登録申請への誘導と福祉有償運送の登録の要件等の説明等を行います。個別の相談に際しては、申請書類一覧等に基づき、福祉有償運送の要件や提出する書類について説明します。
- ・ 提出された申請書案に基づき、実体的要件が規則で定められた基準を満たしているか。また、必要とされる書類が揃っており、運営協議会での協議が円滑に進められるよう申請内容が正確に記載されているか、申請書チェックシートを作成して確認します。
- ・ 申請書案について疑義が生じた場合は、必要に応じて、埼玉県交通政策課と調整します。
- ・ 確認後の申請書案に基づき、申請の概要を作成し、申請書案に添付して、運営協議会事務局市町村に送付します。申請の概要に記載すべき内容は道路運送法施行規則に規定されている「福祉有償運送の要件」です。
- ・ なお、地区内で複数の市町村を運送の区域とする団体がある場合には、主たる事務所の所在地である市町村が取りまとめ役となり、運営協議会事務局市町村に送付します。
- ・ 運営協議会事務局市町村から運営協議会の意見が通知された場合には、NPO等に資料補正や要件の確認のための措置を指示します。

### ④ 福祉有償運送の必要性の評価と運営協議会事務局市町村との事前調整＜関係市町村（主たる事務所の所在地市町村）＞

- ・ 当該市町村内における福祉有償運送の必要性を評価します。また、そのために必要な関係資料を用意して運営協議会に提出します。
- ・ 運営協議会において確認された福祉有償運送の必要性の評価について、必要に応じて時点修正した資料を作成し、運営協議会事務局市町村に送付します。
- ・ また、NPO等の主たる事務所の所在地市町村が地区外の場合には、当該地区内で最大利用会員のいる市町村が、NPO等所在地市町村に必要な事項を照会するとともに、運営協議会事務局市町村との調整を行います。

### ⑤ 登録後

- ・ 登録後、年に2回（上半期は4～9月を10月末までに、下半期は10～3月を4月末までに）NPO等に対して、最新の旅客の名簿、運転者及び講習受講状況、事故、苦情対応等について報告書の提出を求め、内容を確認し、同資料を運営協議会事務局市町村に提出します。
- ・ 利用者等からの苦情及び通報、事故、その他の連絡を受けた場合には、運営協議

会において対応を協議するため、運営協議会事務局市町村に内容を知ります。

- ・ 運営協議会で苦情や事故等への対応について協議が行われた場合には、運営協議会での協議内容に基づき、福祉有償運送の運営の改善を指導するとともに、指導結果を運営協議会に報告します。

## 4 埼玉県役割

### (1) 埼玉県福祉有償運送運営協議会事務局連絡会議での情報交換

運営協議会における課題等を共有し円滑な協議と福祉有償運送の推進を目的として、埼玉県内の福祉有償運送に係る運営協議会を主宰する市町村（事務局担当市町村）と県（福祉事務所及び福祉政策課）で構成する「埼玉県福祉有償運送運営協議会事務局連絡会議」を設置しています。

連絡会議の運営上、必要がある場合は、構成機関以外の者をアドバイザーとして出席させることができます。事務局は埼玉県福祉部福祉政策課とし、福祉有償運送の適正な実施のために必要があるときに会議を開催し、情報交換や課題整理等を行います。

### (2) 協議内容

この会議においては、登録の申請に関する疑義、運営協議会で判断が困難な事項、新たな解釈を必要とする事項、運営協議会の協議の円滑化に関する事項、福祉有償運送の適正実施に関する事項等を話し合い、情報と認識の共有化を図って課題解決に努めるとともに、必要に応じて国土交通省等に照会及び要望を行います。

### (3) 各地区運営協議会との関係

本会議での確認事項等は、事務局市町村を通じて、地区内全市町村に通知し、地区内における情報と認識の共有化に努めてください。各地区運営協議会事務局は、同確認事項等を運営協議会に伝え、それに基づく運営を推進します。

## <ガイドライン「3. 協議を行うに当たっての具体的指針」に係る補足事項>

## 5 協議を行うに当たっての具体的指針

申請者に対しては、運営協議会を主宰する地方公共団体が事前に意見の聴取を行うか、又は、運営協議会（幹事会を含む。）に申請者を参加させ、運送する旅客の範囲、対価、運送の頻度等の有償運送の活動内容及び申請に関する意見を述べさせることとするか、いずれかの措置を講ずるものとする。ただし、当該申請者が運営協議会に参加する場合にあっては、自らが行う有償運送の可否の議決には加わることはできないものとする。

## 6 必要性の判断について

### (1) 運営協議会に各市町村が提出する情報の例

#### ① 各市町村における移動制約者の状況（前年度末現在の次の数値）

- ・ この数値全体が移動制約者ということではなく、法令で認定されていない者の中にも移動制約者が存在しますが、客観的な数値として把握できないため、この数値全体を移動制約者の輸送ニーズの分母と考えるものとします。
- ・ このほか、特定疾患医療給付受給者数等移動制約者に関する客観的な数値を把握していればその数値を追加します。

#### ② 各市町村における公共交通機関の状況（前年度末現在の次の数値）

- ・ 国土交通省発表の前年度末現在の交通圏ごとのタクシー車両数

- ・ 上記数値を交通圏内人口で割戻し、当該市町村人口を乗じた数値
- ③ 福祉タクシー券の利用状況（前年度末現在の次の数値）
  - ・ 対象者の区分、交付件数、利用件数
- ④ 地域内におけるNPO等による移動制約者に対する輸送サービスの活動の状況（前年度の輸送状況）
  - ・ 項目は、団体名、有償・無償の別、福祉車両・セダン型の別
  - ・ 把握数値は、団体数、保有車両数、延べ輸送人員（片道：トリップ換算）等

## （２）必要性判断の基本的考え方

- ・ 当該地域におけるNPO等による福祉有償運送の必要性が認められる場合とは、タクシー事業者等による福祉輸送サービスが実施されていない場合、直ちに提供される可能性が低いと認められる場合又は地域に福祉輸送サービスを実施しているタクシー事業者等は存在するものの移動制約者の需要量に対して供給量が不足していると認められる場合があり得ますが、具体的には地域の実情に応じて運営協議会において適切に判断されることが必要です。
- ・ 福祉車両を使用する場合については、地域内の特別な状況がない限り、原則として、タクシー等の公共交通機関では移動制約者のニーズに対応できていない状況にあります。
- ・ この状況を踏まえ、交通圏内市町村人口比車両台数と地域内移動制約者数を比較し、前者が後者を上回るような特別の状況が確認されない限り、原則として、セダン型等の一般車両においてもタクシー等の公共交通機関では移動制約者のニーズに対応できていないと判断できます。
- ・ 運営協議会での協議では、移動制約者でない者が利用会員に含まれていないか、登録された利用会員以外の者を輸送していないか、運送の対価以外の料金を厚くすることで非営利とはいえない事業として成り立ち得ていないか等について、慎重に判断しなければなりません。

## ＜ガイドライン「４．地域公共交通会議の構成員」に係る補足事項＞

### ７ 埼玉県内の運営協議会等

埼玉県においては、複数市町村による共同設置の運営協議会であるため、市町村職員については、運営協議会が基本的には各市町村の主宰により設置されるものであることを考慮し、各地区内全ての市町村職員が委員として選任されることが望ましいと考えます。

## ＜ガイドライン「５．地域公共交通会議における協議」に係る補足事項＞

### ８ 運営協議会の協議

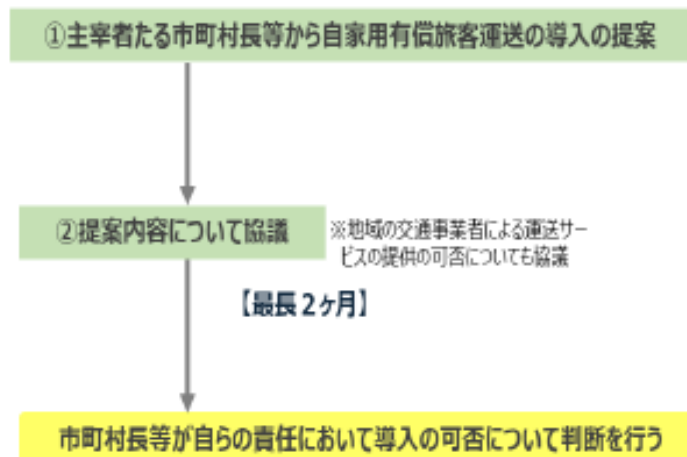
運営協議会において協議を整える方法について、交通事業者の活用可能性や交通事業者への委託による自家用有償運送の検討を行う場合等の検討のプロセスが示されています。

また、協議の結果、２か月以内に結論に至らなかった場合、協議内容を尊重しつつ、主宰者の判断において、自家用有償運送の導入に必要な協議が調ったこととみなすことができる取り扱いとなりました。この検討プロセスを導入して協議を行う場合は、要綱等にその旨を定める必要があります。

（要綱の例→様式集〔別添１〕第４条第５項参照）

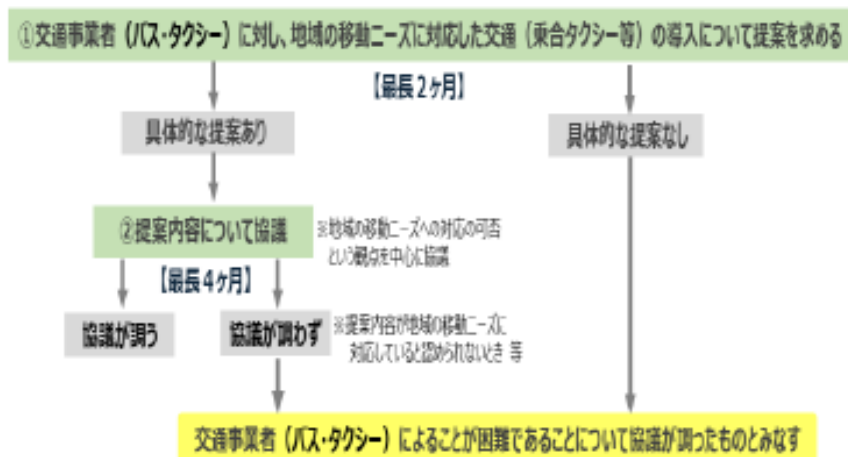
○ 市町村長等から、自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の導入が提案された場合

- ・ 地域の交通事業者による運送サービスの提供の可否についても協議
- ・ 最長2ヶ月程度の協議で結論に至らなかった場合には、市町村長等が自らの責任において導入の判断を行う

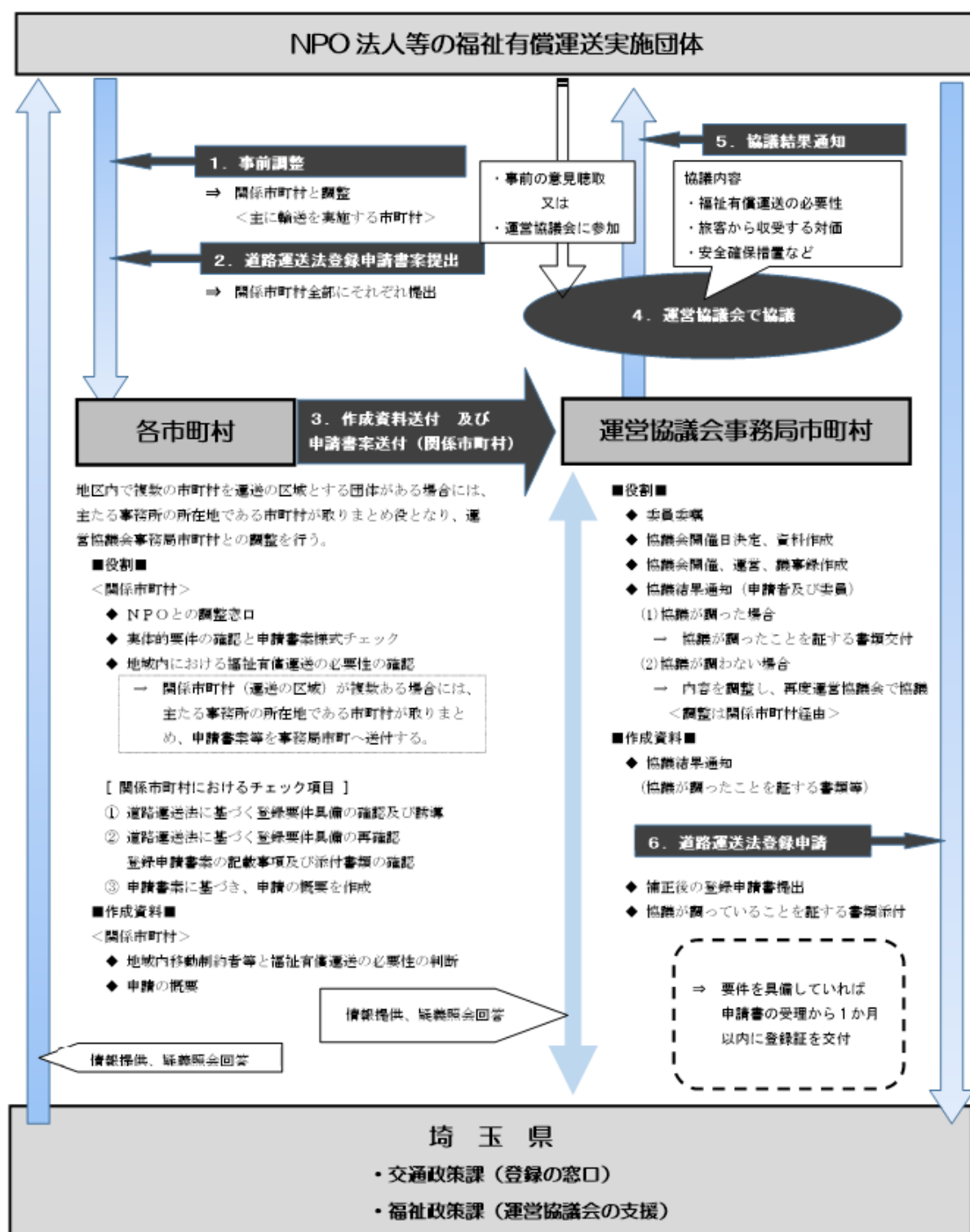


○ 交通の確保の方法が決まっていない場合

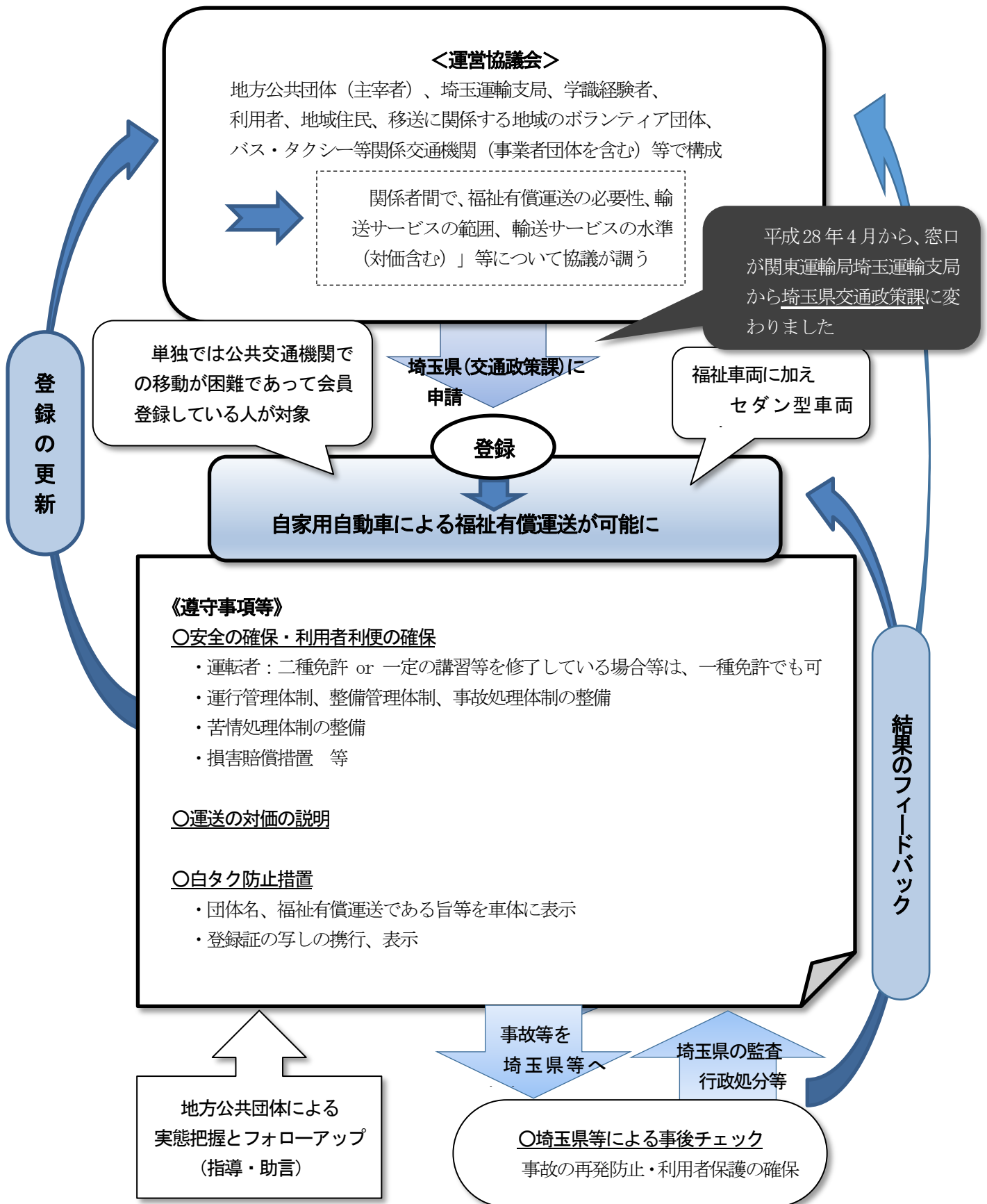
- ・ 交通事業者に対し、地域の移動ニーズに対応した交通サービス（乗合タクシー等）の導入について提案を求める
- ・ バス・タクシー事業者からの具体的な提案に対して、最長4ヶ月協議を行い、協議が調わない場合や、最長2ヶ月間で具体的な提案がなされなかった場合には、バス・タクシー事業者によることが困難であることについて、協議が調ったものとみなすこと



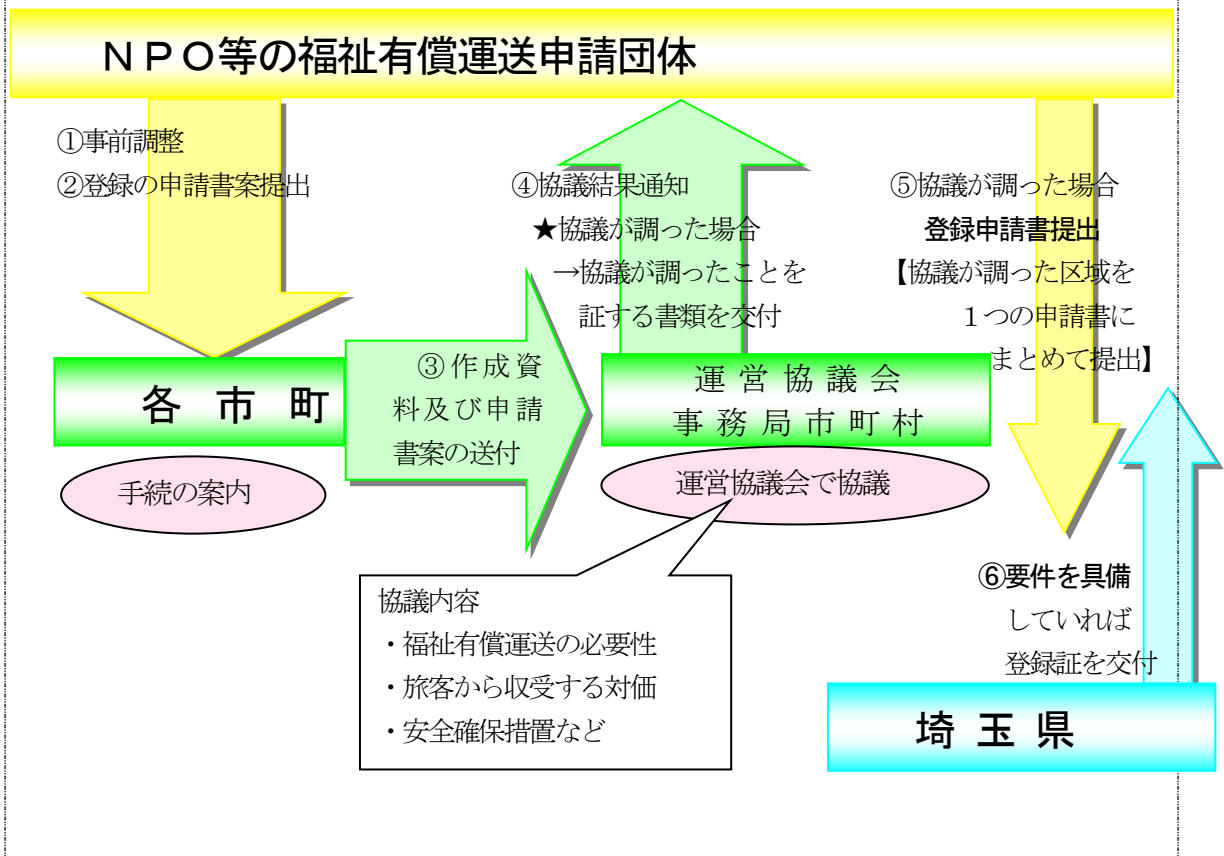
## 福祉有償運送登録(道路運送法第79条) 申請手続きの流れ



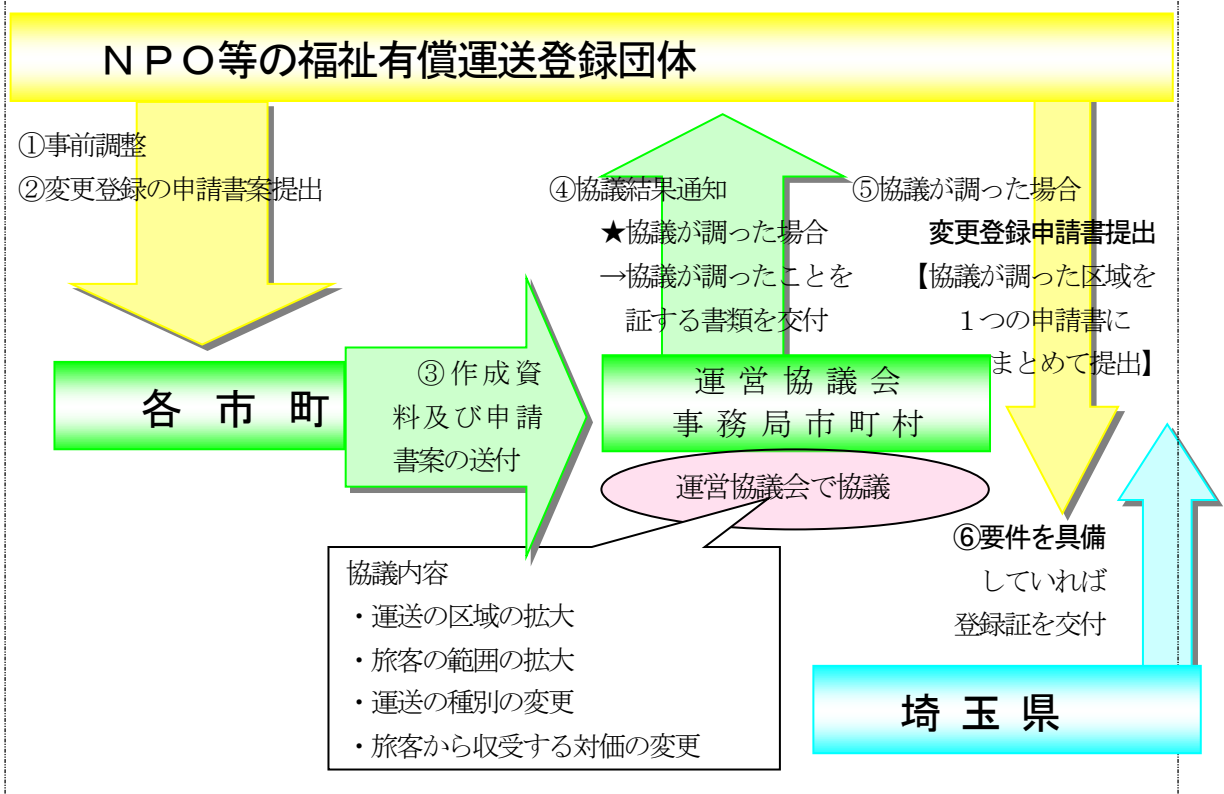
## 福祉有償運送のスキーム



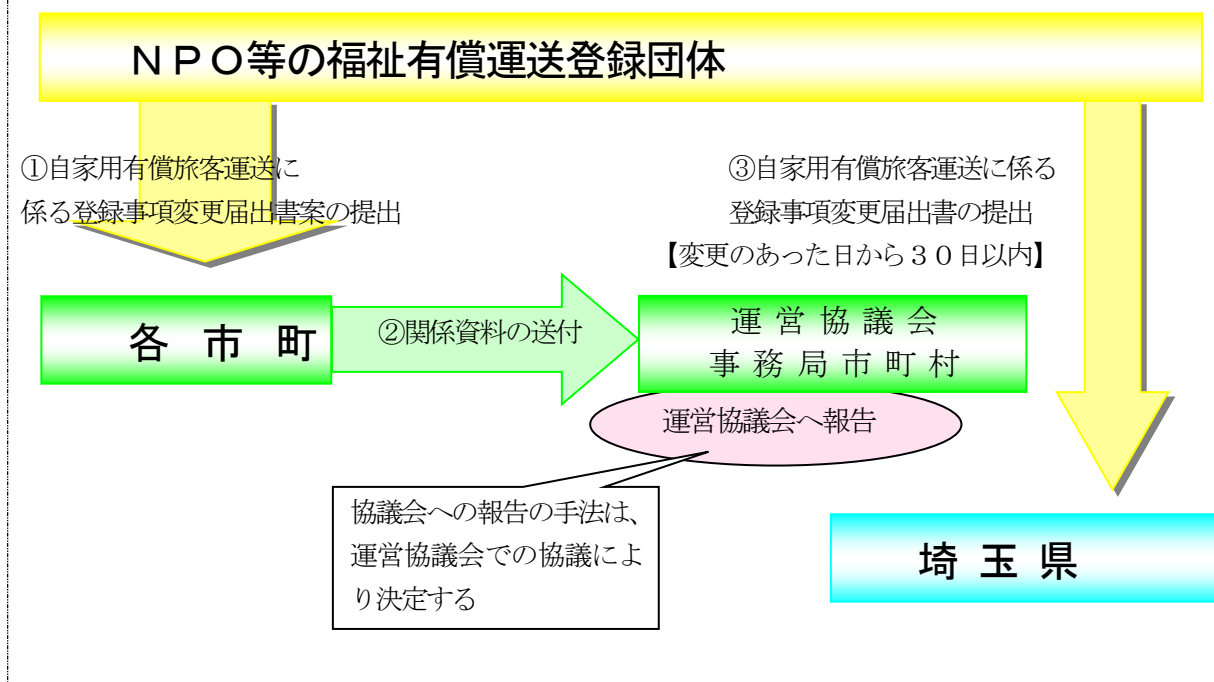
◆ I 新規登録：新たに福祉有償運送を始めようとするとき



◆ II 変更登録：登録事項に変更があるとき

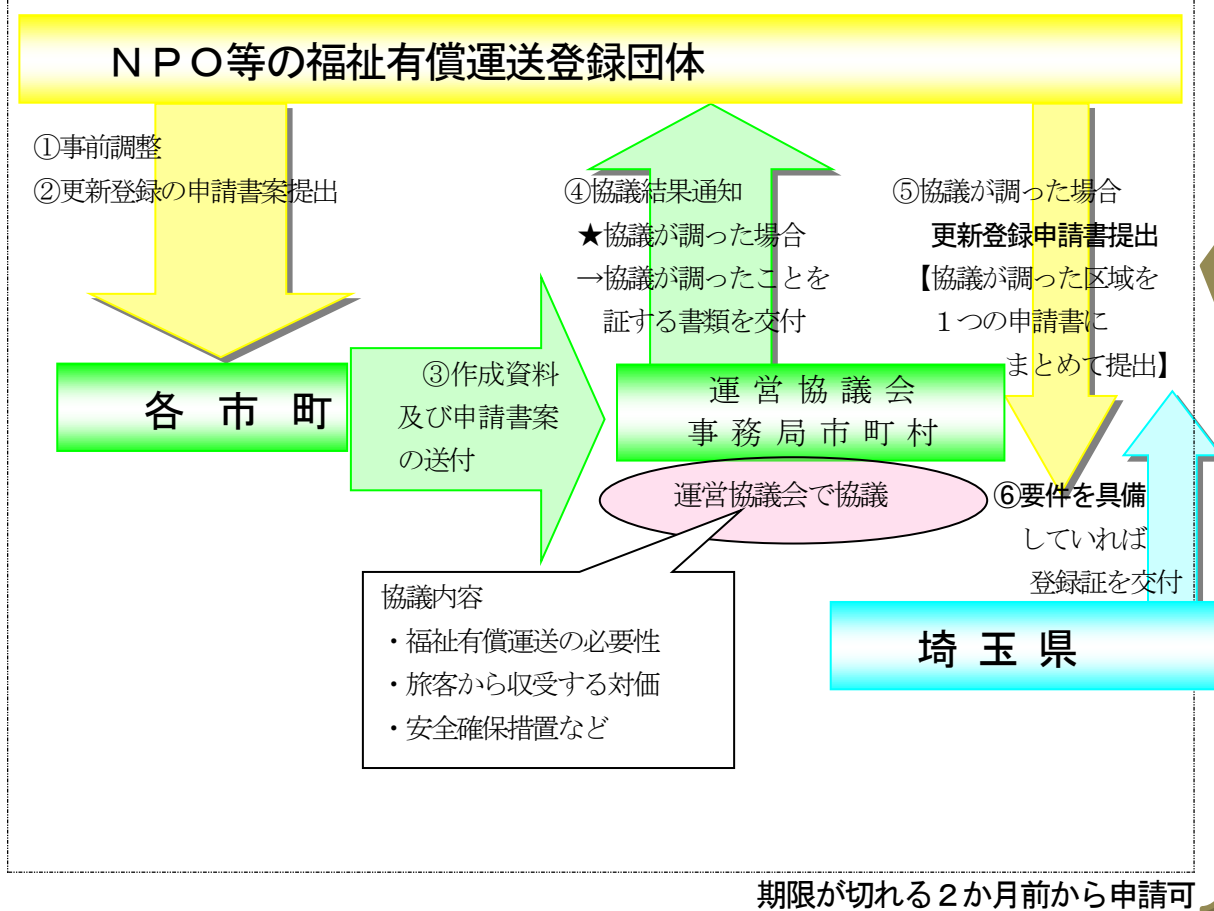


◆Ⅲ 登録事項の変更届出：軽微な事項に変更があるとき



◆Ⅳ 更新登録：福祉有償運送の有効期間の更新をするとき

(基本的には、新規登録申請の場合と同じ)



## XIV 様 式 編

(年号) 年 月 日

△△△市（町村）長 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇

代表 × × × ×

自家用有償旅客運送の登録申請書案の提出について

このたび、自家用有償旅客運送（福祉有償運送）を行いたいのので、別添のとおり登録申請書案を提出いたします。

つきましては、貴市町村の主宰する福祉有償運送に係る運営協議会に諮っていただきますようお願いいたします。

<問い合わせ先>

|          |  |
|----------|--|
| 担当者名     |  |
| 住所       |  |
| 電話番号     |  |
| F A X 番号 |  |
| e-mail   |  |

(年号) 年 月 日

△△△市（町村）長 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇

代表 × × × ×

自家用有償旅客運送の更新登録申請書案の提出について

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、別添のとおり更新登録申請書案を提出いたします。

つきましては、貴市町村の主宰する福祉有償運送に係る運営協議会に諮っていただきますようお願いいたします。

<問い合わせ先>

|          |  |
|----------|--|
| 担当者名     |  |
| 住所       |  |
| 電話番号     |  |
| F A X 番号 |  |
| e-mail   |  |

(年号) 年 月 日

△△△市（町村）長 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇

代表 × × × ×

自家用有償旅客運送の変更登録申請書案の提出について

このたび、自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の登録事項の変更を行いたいの  
で、別添のとおり変更登録申請書案を提出いたします。

つきましては、貴市町村の主宰する福祉有償運送に係る運営協議会に諮っていた  
きますようお願いいたします。

<問い合わせ先>

|          |  |
|----------|--|
| 担当者名     |  |
| 住所       |  |
| 電話番号     |  |
| F A X 番号 |  |
| e-mail   |  |

(年号) 年 月 日

△△△市（町村）長 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇

代表 × × × ×

自家用有償旅客運送の登録事項変更届出書（写し）の提出について

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項のうち軽微な事項を変更いたしますので、別添のとおり報告いたします。

《添付資料一覧》※ 変更する事項に関連する書類全てを添付してください。

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

<問い合わせ先>

|          |  |
|----------|--|
| 担当者名     |  |
| 住所       |  |
| 電話番号     |  |
| F A X 番号 |  |
| e-mail   |  |

(年号) 年 月 日

△△△市（町村）長

名 称  
住 所  
代表者の氏名

## 自家用有償旅客運送に係る旅客から収受する対価に関する申請書

自家用有償旅客運送に係る旅客から収受する対価について、下記のとおり申請します。

## 記

## 1 距離制（旅客の乗車した地点から降車した地点までの走行距離に応じて対価を設定する方法）

## (1) 運送の対価（運送サービスの利用に対する対価）

- ・ 初乗り：\_\_\_\_kmまで \_\_\_\_\_円
- ・ 加算：以後\_\_\_\_kmあたり \_\_\_\_\_円

| 乗車距離   | 設定運賃 | (参考) タクシー料金の8割 |
|--------|------|----------------|
| 2km まで | 円    | 円              |
| 3km    | 円    | 円              |
| 5km    | 円    | 円              |
| 10km   | 円    | 円              |

## (2) 運送の対価以外の対価

- ・ 迎車回送料金：\_\_\_\_\_円
- ・ 待機料金：\_\_\_\_\_円
- ・ その他の料金：\_\_\_\_\_円（料金種別\_\_\_\_\_）

（注）その他の料金は、介助料（乗降介助に関する部分に限る。）、添乗料（運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金）、ストレッチャー使用料、車いす使用料等をいう。

## 2 時間制（旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでに要した時間により対価を設定する方法）

(1) 運送の対価（運送サービスの利用に対する対価）

- ・ 初乗り： \_\_\_\_\_ 分以内 \_\_\_\_\_ 円
- ・ 加算： 以後 \_\_\_\_\_ 分あたり \_\_\_\_\_ 円

| 乗車時間   | 設定運賃 | (参考) タクシー料金の 8 割 |
|--------|------|------------------|
| 30 分以内 | 円    | 円                |
| 1 時間   | 円    | 円                |
| 2 時間   | 円    | 円                |
| 3 時間   | 円    | 円                |

(2) 運送の対価以外の対価

- ・ 迎車回送料金： \_\_\_\_\_ 円
- ・ 待機料金： \_\_\_\_\_ 円
- ・ その他の料金： \_\_\_\_\_ 円（料金種別 \_\_\_\_\_）

（注）その他の料金は、介助料（乗降介助に関する部分に限る。）、添乗料（運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金）、ストレッチャー使用料、車いす使用料等をいう。

3 定額制（1 回の利用ごとの対価の額又は予め利用者の利用区間ごとの対価の額を設定する方法）

(1) 運送の対価（運送サービスの利用に対する対価）

- ・ 運送 1 回あたり： \_\_\_\_\_ 円
- ・ 利用区間ごとの対価の設定

| 利用区間 | 設定運賃 | 時間 | 距離 |
|------|------|----|----|
|      | 円    | 分  | km |
|      | 円    | 分  | km |
|      | 円    | 分  | km |

（注）「時間」欄には、当該区間に係る平均運送時間を記入します。

(2) 運送の対価以外の対価

- ・ 迎車回送料金： \_\_\_\_\_ 円
- ・ 待機料金： \_\_\_\_\_ 円
- ・ その他の料金： \_\_\_\_\_ 円（料金種別 \_\_\_\_\_）

（注）その他の料金は、介助料（乗降介助に関する部分に限る。）、添乗料（運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金）、ストレッチャー使用料、車いす使用料等をいう。

4 複数乗車（透析患者の透析のための輸送等について、1 回の運行で複数の者の運送を行う方法）

(1) 運送の対価（運送サービスの利用に対する対価）

- ・ 旅客 1 人ずつから収受する対価 : \_\_\_\_\_ 円
- ・ 運送サービスに使用する車両の乗車定員 : \_\_\_\_\_ 人
- ・ 運送する人数 : \_\_\_\_\_ 人

(2) 運送の対価以外の対価

- ・ 迎車回送料金 : \_\_\_\_\_ 円
- ・ 待機料金 : \_\_\_\_\_ 円
- ・ その他の料金 : \_\_\_\_\_ 円（料金種別 \_\_\_\_\_）

（注）その他の料金は、介助料（乗降介助に関する部分に限る。）、添乗料（運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金）、ストレッチャー使用料、車いす使用料等をいう。

5 その他

当該申請書の他に、旅客から収受する対価の設定の基礎となる資料を提出すること。

【参考事項】 旅客から収受する対価の設定基準

① 運送の対価

- ・ 運送の対価は、地域におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の約 8 割の範囲内であること。
- ・ 均一性など定額制による運送の対価は、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。
- ・ 距離制及び時間制の双方を定めることは差し支えないが、それぞれの適用方法について明確に基準が設けられており、運送を利用しようとする際に予め旅客に対して適用する対価の説明がなされること。
- ・ 複数乗車の対価を定めることができる場合を除き、旅客数に応じた運送の対価を収受することはできないものであること。
- ・ 複数乗車の対価を定める場合には、旅客 1 人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して約 8 割の範囲内にあると認められるか、又は平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して約 8 割の範囲内にあると認められること。

② 運送の対価以外の対価

- ・ 運送の対価以外の対価は、実費の範囲内であること。

(年号) 年 月 日

△△△市（町村）長

名 称  
住 所  
代表者の氏名

自家用有償旅客運送に係る旅客から収受する対価に関する変更申請書

自家用有償旅客運送に係る旅客から収受する対価の変更について、下記のとおり申請します。

記

【変更前】

\_\_\_\_\_ 制（距離制・時間制・定額制・複数乗車の種別を記入）

(1) 運送の対価（運送サービスの利用に対する対価）

\_\_\_\_\_ 円

(2) 運送の対価以外の対価

- ・ 迎車回送料金：\_\_\_\_\_ 円
- ・ 待機料金：\_\_\_\_\_ 円
- ・ その他の料金：\_\_\_\_\_ 円（料金種別\_\_\_\_\_）

【変更後】

\_\_\_\_\_ 制（距離制・時間制・定額制・複数乗車の種別を記入）

(1) 運送の対価（運送サービスの利用に対する対価）

\_\_\_\_\_ 円

(2) 運送の対価以外の対価

- ・ 迎車回送料金：\_\_\_\_\_ 円
- ・ 待機料金：\_\_\_\_\_ 円
- ・ その他の料金：\_\_\_\_\_ 円（料金種別\_\_\_\_\_）

【変更後の旅客から収受する対価の算出過程等を記入し、その基礎資料を添付すること】

(年号) 年 月 日

△△△市（町村）長 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇

代表 × × × ×

自動車事故報告書の提出について

このたび、重大な事故が発生し、別添のとおり埼玉県知事に自動車事故報告書を提出しましたので、報告いたします。

<問い合わせ先>

|          |  |
|----------|--|
| 担当者名     |  |
| 住所       |  |
| 電話番号     |  |
| F A X 番号 |  |
| e-mail   |  |

協議会・様式第 7 号

福祉有償運送苦情対応報告書

市町村提出用

(年号) 年 月 日

|      |          |                                                                                                                       |
|------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受付方法 | 平成 年 月 日 | 受付方法 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> その他 |
|      | : ~ :    |                                                                                                                       |

|       |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |         |     |   |
|-------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|---|
| 苦情申出者 | フリガナ    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |         |     | 歳 |
|       | 氏名      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |         |     |   |
|       | 郵便番号    | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | TEL (自) | (勤) |   |
|       | 苦情申出者住所 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |         |     |   |
|       | 当事者との関係 | <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 兄弟 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> その他家族<br><input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 在介支職員 <input type="checkbox"/> 民生委員・その他 |         |     |   |

|     |                      |                                |         |     |   |
|-----|----------------------|--------------------------------|---------|-----|---|
| 当事者 | フリガナ                 |                                |         |     | 歳 |
|     | 氏名                   |                                |         |     |   |
|     | 郵便番号                 | —                              | TEL (自) | (勤) |   |
|     | 当事者住所                |                                |         |     |   |
|     | 区分<br>(該当に○をつけてください) | 高齢者・身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病患者・その他 |         |     |   |

|     |                                                                                      |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 種 別 | <input type="checkbox"/> 苦情 <input type="checkbox"/> 相談 <input type="checkbox"/> その他 |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 苦情内容分類 | <input type="checkbox"/> 乗車中       |
|        | <input type="checkbox"/> 乗降の介助中    |
|        | <input type="checkbox"/> 利用料金等について |
|        | <input type="checkbox"/> その他       |

|     |         |  |        |  |
|-----|---------|--|--------|--|
| 事業者 | 事業者名    |  |        |  |
|     | 事業者郵便番号 |  | 事業所TEL |  |
|     | 事業者所在地  |  |        |  |

|    |      |  |  |  |
|----|------|--|--|--|
| 苦情 | 主訴   |  |  |  |
|    | 苦情概要 |  |  |  |

※記載しきれない場合は、任意の別紙に記載の上、この報告書に添付してください。

|    |      |                                                                                                                     |  |  |  |
|----|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|
| 対応 | 結果分類 | <input type="checkbox"/> 説明納得 <input type="checkbox"/> 調整納得 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 未了 |  |  |  |
|    | 対応概要 |                                                                                                                     |  |  |  |

別添 ☐ 有 ( 枚) ※資料名を簡潔に記入  
☐ 無

● 個人情報保護の観点から、運営協議会の協議の場合は、個人が識別されるような情報は公開

△△△市（町村）長    様

住            所  
 運送者名  
 代表者名（役職名及び氏名）  
 電話番号

自家用有償旅客運送輸送実績報告書（            年度上・下期分）について

概況（            年            月            日現在）

|                   |           | 運営協議会地区内 |        | 地区外    |
|-------------------|-----------|----------|--------|--------|
|                   |           |          |        |        |
| 自家用有償旅客<br>運送自動車数 | 寝台車（両）    | （    ）   | （    ） | （    ） |
|                   | 車いす車（両）   | （    ）   | （    ） | （    ） |
|                   | 兼用車（両）    | （    ）   | （    ） | （    ） |
|                   | 回転シート車（両） | （    ）   | （    ） | （    ） |
|                   | セダン等（両）   | （    ）   | （    ） | （    ） |
|                   | バス（両）     |          |        |        |
|                   | 計（両）      | （    ）   | （    ） | （    ） |
| 路線（キロメートル）又は運送の区域 |           |          |        |        |
| 運送する旅客の範囲及び数      |           |          |        |        |

輸送実績（            月            日から            月            日まで）

|                  |  | 運営協議会地区内 |  | 地区外 |
|------------------|--|----------|--|-----|
|                  |  |          |  |     |
| 走行キロ（キロメートル）     |  |          |  |     |
| 輸送人員（人）又は運送回数（回） |  |          |  |     |
| 運送収入（千円）         |  |          |  |     |

事故件数（            月            日から            月            日まで）

|        |  | 運営協議会地区内 |  | 地区外 |
|--------|--|----------|--|-----|
|        |  |          |  |     |
| 交通事故件数 |  |          |  |     |
| 重大事故件数 |  |          |  |     |
| 死者数    |  |          |  |     |
| 負傷者数   |  |          |  |     |

- 備考    1    運営協議会地区内の欄については、運営協議会の地区ごとに記載すること。また、運輸実績及び事故件数については、当該運送の区域内にある全ての事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。
- 2    地区外の欄にあつては、当該実績報告書を提出する地区外における福祉有償運送について記載すること。
- 3    自家用有償旅客運送自動車数の欄の（    ）には、軽自動車数を記載すること。
- 4    運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第3号イからトまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。
- 5    輸送人員又は運送回数については、福祉有償運送を行う場合にあつては運送回数を記載すること。
- 6    交通事故とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項の交通事故をいう。
- 7    重大事故とは、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条の事故をいう。

## 福祉有償運送事故報告書(上・下期報告 自家用有償旅客運送輸送実績報告書 添付様式)

|      |  |        |            |             |
|------|--|--------|------------|-------------|
| 法人名  |  | 事務所所在地 |            |             |
| 事務所名 |  | 報告日    | (年号) 年 月 日 | 上期 ・ 下期 報告分 |

|        |                                               |            |                |      |                                               |                            |
|--------|-----------------------------------------------|------------|----------------|------|-----------------------------------------------|----------------------------|
| 報告日    | (年号) 年 月 日                                    | 事故<br>発生日時 | (年号) 年 月 日 時ころ | 発生場所 |                                               |                            |
| 事故概要   | ●事故の当事者<br>●損害の程度、人身・物損の別、実車・回送の別 等<br>●事故の原因 |            |                | 対応   | ●事故への対処<br>●治療した医療機関・被害者の状況<br>●事故後の対応・損害賠償 等 | 自動車事故報告書                   |
|        |                                               |            |                |      |                                               | 有 <input type="checkbox"/> |
| 再発防止対策 |                                               |            |                |      |                                               | 無 <input type="checkbox"/> |

|        |            |            |                |      |  |                            |
|--------|------------|------------|----------------|------|--|----------------------------|
| 報告日    | (年号) 年 月 日 | 事故<br>発生日時 | (年号) 年 月 日 時ころ | 発生場所 |  |                            |
| 事故概要   |            |            |                | 対応   |  | 自動車事故報告書                   |
|        |            |            |                |      |  | 有 <input type="checkbox"/> |
| 再発防止対策 |            |            |                |      |  | 無 <input type="checkbox"/> |

|        |            |            |                |      |  |                            |
|--------|------------|------------|----------------|------|--|----------------------------|
| 報告日    | (年号) 年 月 日 | 事故<br>発生日時 | (年号) 年 月 日 時ころ | 発生場所 |  |                            |
| 事故概要   |            |            |                | 対応   |  | 自動車事故報告書                   |
|        |            |            |                |      |  | 有 <input type="checkbox"/> |
| 再発防止対策 |            |            |                |      |  | 無 <input type="checkbox"/> |

|        |            |            |                |      |  |                            |
|--------|------------|------------|----------------|------|--|----------------------------|
| 報告日    | (年号) 年 月 日 | 事故<br>発生日時 | (年号) 年 月 日 時ころ | 発生場所 |  |                            |
| 事故概要   |            |            |                | 対応   |  | 自動車事故報告書                   |
|        |            |            |                |      |  | 有 <input type="checkbox"/> |
| 再発防止対策 |            |            |                |      |  | 無 <input type="checkbox"/> |

● 個人情報保護の観点から、運営協議会の協議の場では、個人が識別されるような情報は公開しない。(例：氏名、住所)

(年号) 年 月 日

埼 玉 県 知 事

名 称  
住 所  
代表者の氏名

## 自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第 79 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

1. 名称、住所、代表者の氏名、法人番号（法人番号は登記事項証明書を省略する場合に記載）

## 2. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

## 3. 運送の区域

| 区 域 | 備 考 |
|-----|-----|
|     |     |

## 4. 事務所の名称及び位置

| 事務所の名称 | 位 置 |
|--------|-----|
|        |     |

## 5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

| 事務所の名称 | 所 有<br>区 分 | 寝台車<br>(軽) |               | 車いす車<br>(軽) |               | 兼用車<br>(軽) |               | 回転シート車<br>(軽) |               | セダン等<br>(軽) |               | 合 計<br>(軽) |               | 同時に運<br>行する自<br>家用有償<br>旅客運送<br>自動車の<br>最大の数 |
|--------|------------|------------|---------------|-------------|---------------|------------|---------------|---------------|---------------|-------------|---------------|------------|---------------|----------------------------------------------|
|        | 所 有        | (     )    |               | (     )     |               | (     )    |               | (     )       |               | (     )     |               | (     )    |               |                                              |
|        | 持 込        | (     )    | ※1<br>(     ) | (     )     | ※1<br>(     ) | (     )    | ※1<br>(     ) | (     )       | ※1<br>(     ) | (     )     | ※1<br>(     ) | (     )    | ※1<br>(     ) |                                              |
|        | 合 計        | (     )    |               | (     )     |               | (     )    |               | (     )       |               | (     )     |               | (     )    |               | ※2                                           |

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※1 欄に記入すること

※2 が空欄の場合、その数は事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数と同じものとみなす

## 6. 運送しようとする旅客の範囲

|   |                                            |
|---|--------------------------------------------|
| イ | 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者                      |
| ロ | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者           |
| ハ | 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者           |
| ニ | 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者              |
| ホ | 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者              |
| ヘ | 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者 |
| ト | その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者         |

行うものに○を付すものとする。

## 7. 運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

## 8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

## 9. 添付書類

- (1) 定款又は寄附行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

※(1)の内、登記事項証明書は、本申請書に法人番号を記載した場合には、添付することを要しない。

(年号) 年 月 日

埼 玉 県 知 事

名 称  
住 所  
代表者の氏名

## 自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

1. 名称、住所、代表者の氏名、法人番号（法人番号は登記事項証明書を省略する場合に記載）

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

4. 運送の区域

| 区 域 | 備 考 |
|-----|-----|
|     |     |

5. 事務所の名称及び位置

| 事務所の名称 | 位 置 |
|--------|-----|
|        |     |

## 6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

| 事務所の名称 | 所 有<br>区 分 | 寝台車<br>(軽) |               | 車いす車<br>(軽) |               | 兼用車<br>(軽) |               | 回転シート車<br>(軽) |               | セダン等<br>(軽) |               | 合 計<br>(軽) |               | 同時に運<br>行する自<br>家用有償<br>旅客運送<br>自動車の<br>最大の数 |
|--------|------------|------------|---------------|-------------|---------------|------------|---------------|---------------|---------------|-------------|---------------|------------|---------------|----------------------------------------------|
|        | 所 有        | (     )    |               | (     )     |               | (     )    |               | (     )       |               | (     )     |               | (     )    |               |                                              |
|        | 持 込        | (     )    | ※1<br>(     ) | (     )     | ※1<br>(     ) | (     )    | ※1<br>(     ) | (     )       | ※1<br>(     ) | (     )     | ※1<br>(     ) | (     )    | ※1<br>(     ) |                                              |
|        | 合 計        | (     )    |               | (     )     |               | (     )    |               | (     )       |               | (     )     |               | (     )    |               | ※2                                           |

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※1 欄に記入すること

※2 が空欄の場合、その数は事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数と同じものとみなす

## 7. 運送しようとする旅客の範囲

|   |                                            |
|---|--------------------------------------------|
| イ | 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者                      |
| ロ | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者           |
| ハ | 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者           |
| ニ | 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者              |
| ホ | 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者              |
| ヘ | 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者 |
| ト | その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者         |

行うものに○を付すものとする。

## 8. 運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

## 9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

## 10. 添付書類

- (1) 定款又は寄附行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

※(1)の内、登記事項証明書は、本申請書に法人番号を記載した場合には、添付することを要しない。

(年号) 年 月 日

埼 玉 県 知 事

名 称  
住 所  
代表者の氏名

## 自家用有償旅客運送の変更登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいので、道路運送法第 79 条の 7 及び同法施行規則第 51 条の 11 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

1. 名称、住所、代表者の氏名、法人番号（法人番号は登記事項証明書を省略する場合に記載）

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

4. 変更しようとする事項

(1) 運送の区域

| 新 | 旧 |
|---|---|
|   |   |

(2) 運送の種別

| 新 | 旧 |
|---|---|
|   |   |

(3) 運送しようとする旅客の範囲

|              | 新 | 旧 |
|--------------|---|---|
| 身 体 障 害 者    |   |   |
| 精 神 障 害 者    |   |   |
| 知 的 障 害 者    |   |   |
| 要 介 護 認 定 者  |   |   |
| 要 支 援 認 定 者  |   |   |
| 基本チェックリスト該当者 |   |   |
| そ の 他        |   |   |

行うものに○を付すものとする。

(4) 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別

|   |  |
|---|--|
| 新 |  |
| 旧 |  |

5. 変更予定期日

(年号) 年 月 日

(年号) 年 月 日

埼 玉 県 知 事

名 称  
住 所  
代表者の氏名

## 自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項のうち軽微な事項の変更を行いましたので、道路運送法第 79 条の 7 及び同法施行規則第 51 条の 13 の規定に基づき、下記のとおり届出致します。

## 記

1. 名称、住所、代表者の氏名、法人番号（法人番号は登記事項証明書を省略する場合に記載）

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別

4. 変更した事項

(1) 名称、住所、代表者の氏名

|        | 新 | 旧 |
|--------|---|---|
| 法人の名称  |   |   |
| 住 所    |   |   |
| 代表者の氏名 |   |   |

(2) 自家用有償旅客運送の種別

（交通空白地有償運送又は福祉有償運送のうちいずれかを行わないこととする場合に限る）

| 新 | 旧 |
|---|---|
|   |   |

(3) 運送の区域（減少した場合に限る）

|   | 運 送 の 区 域 |
|---|-----------|
| 新 |           |
| 旧 |           |

(4) 事務所の名称及び位置

|   | 名 称 | 位 置 |
|---|-----|-----|
| 新 |     |     |
| 旧 |     |     |

(5) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

| 事務所の名称 | 所有区分 | 寝台車<br>(軽) | 車いす車<br>(軽) | 兼用車<br>(軽) | 回転シート車<br>(軽) | セダン等<br>(軽) | 合 計<br>(軽) | 同時に運行する自家用有償旅客運送自動車の最大の数 |
|--------|------|------------|-------------|------------|---------------|-------------|------------|--------------------------|
| 新      | 所有   | ( )        | ( )         | ( )        | ( )           | ( )         | ( )        |                          |
|        | 持込   | ( ) ※1     | ( ) ※1      | ( ) ※1     | ( ) ※1        | ( ) ※1      | ( ) ※1     |                          |
|        | 合計   | ( )        | ( )         | ( )        | ( )           | ( )         | ( )        |                          |
| 旧      | 所有   | ( )        | ( )         | ( )        | ( )           | ( )         | ( )        | 同時に運行する自家用有償旅客運送自動車の最大の数 |
|        | 持込   | ( ) ※1     | ( ) ※1      | ( ) ※1     | ( ) ※1        | ( ) ※1      | ( ) ※1     |                          |
|        | 合計   | ( )        | ( )         | ( )        | ( )           | ( )         | ( )        |                          |

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

※2 が空欄の場合、その数は事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数と同じものとみなす

(6) 運送しようとする旅客の範囲（縮小する場合に限る）

|              | 新 | 旧 |
|--------------|---|---|
| 身体障害者        |   |   |
| 精神障害者        |   |   |
| 知的障害者        |   |   |
| 要介護認定者       |   |   |
| 要支援認定者       |   |   |
| 基本チェックリスト該当者 |   |   |
| その他          |   |   |

行うものに○を付すものとする。

(7) 事業者協力型自家用有償旅客運送に係る協力事業者の氏名又は名称、住所

|        | 新 | 旧 |
|--------|---|---|
| 氏名又は名称 |   |   |
| 住 所    |   |   |

5. 変更をした日

(年号) 年 月 日

(年号) 年 月 日

様

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村

(名 称) ※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、協議を行った関係者を列記すること

(対象市町村)

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

5. 調った協議の内容

(1) 運送の区域

(2) 旅客から収受する対価 (対価の内容を添付すること)

(3) 運送しようとする旅客の範囲

6. その他特記事項

(年号) 年 月 日

(協議会等の名称) 主宰者 ○○市長

※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、対象市町村の長

埼 玉 県 知 事 様

## 宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

年 月 日

名 称  
住 所  
代表者の氏名

## 運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（ ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

|   | 氏 名 | 住 所 | 運転免許の種類 |     |
|---|-----|-----|---------|-----|
|   |     |     | 区 分     | 種 類 |
| 1 |     |     |         | 種   |
| 2 |     |     |         | 種   |
| 3 |     |     |         | 種   |
| 4 |     |     |         | 種   |
| 5 |     |     |         | 種   |
| 6 |     |     |         | 種   |
| 7 |     |     |         | 種   |
| 8 |     |     |         | 種   |

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・中型・大型等及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

※ 福祉輸送を行うにあたり福祉自動車以外を使用して行う場合にあつては、施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

## 乗務者の就任承諾書 兼 就任予定乗務者名簿【福祉輸送を行う場合】

申請者（ ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その乗務する者として就任することを承諾致します。

|   | 氏 名 | 住 所 | 資格の種類 |
|---|-----|-----|-------|
| 1 |     |     |       |
| 2 |     |     |       |
| 3 |     |     |       |

※ 施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

セダン型等の自動車を使用して、福祉輸送を行う場合であつて、施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備えない運転者が乗務する場合にあつては当該要件を備えた者を乗務させることが必要。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（ ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第 51 条の 18 に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

（年号） 年 月 日

住 所  
氏 名

※ 乗車定員 11 以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 51 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

|                 |  |
|-----------------|--|
| 運送の主体（申請者<br>名） |  |
|-----------------|--|

## 運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ ）

## 1. 運行管理・整備管理の体制

## (ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

| No | 氏 名 | 住 所 | 資格の種類 | 委託 | 協力 |
|----|-----|-----|-------|----|----|
| 1  |     |     |       |    |    |
| 2  |     |     |       |    |    |
| 3  |     |     |       |    |    |

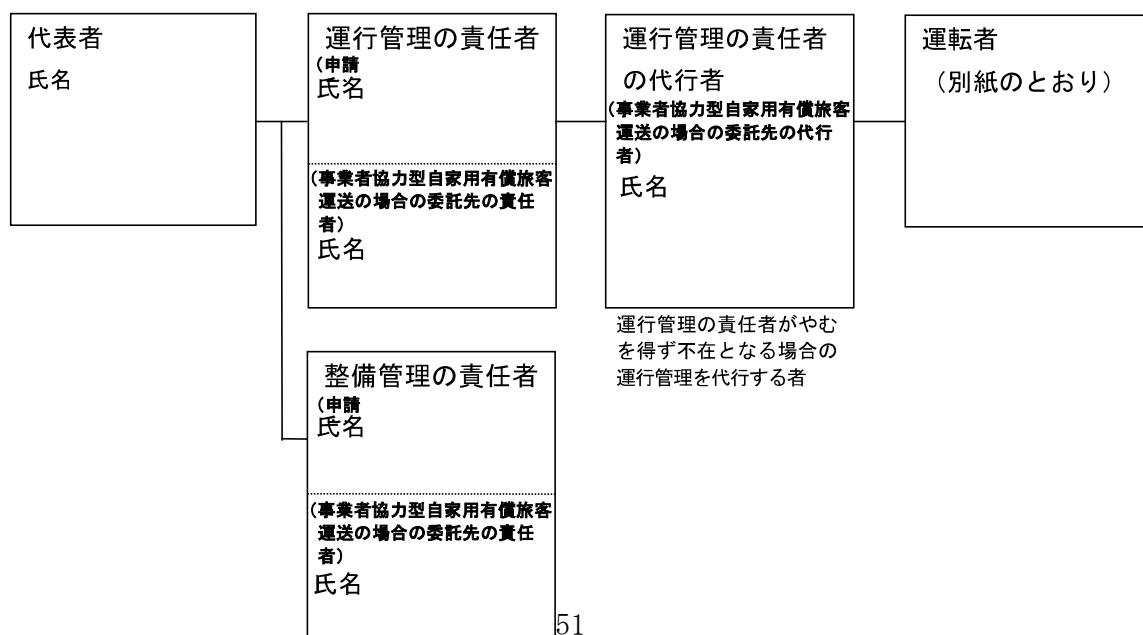
- 乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 5 1 条の 1 7 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法 2 3 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

## (イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

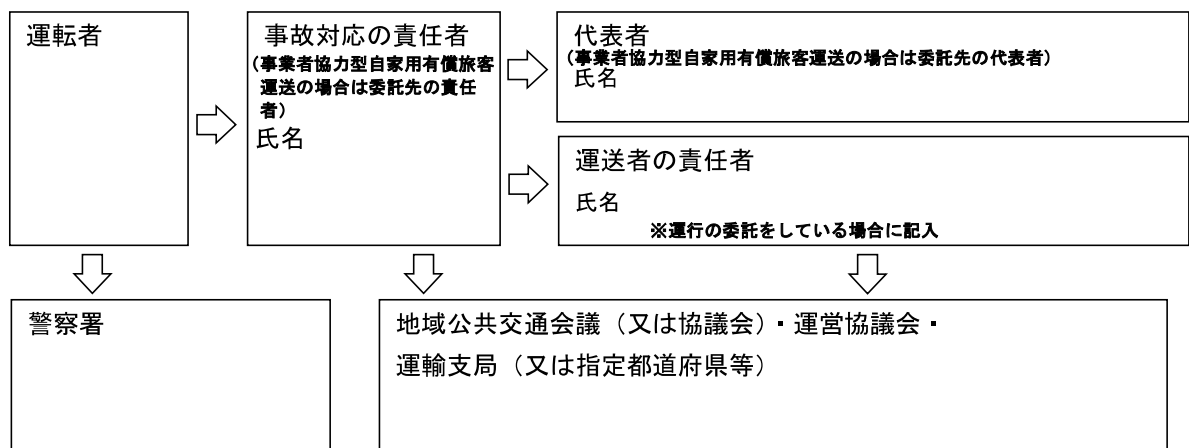
| No | 氏 名 | 住 所 | 協力 |
|----|-----|-----|----|
| 1  |     |     |    |
| 2  |     |     |    |
| 3  |     |     |    |

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

## (ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



## 2. 事故処理連絡体制



## 3. 苦情処理体制

|         |         |
|---------|---------|
| 苦情処理責任者 | 苦情処理担当者 |
|---------|---------|

(契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する)

様式第 8 号

埼 玉 県 知 事 様

## 宣 誓 書

道路運送法第 79 条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

### 記

| 保険（共済）の種類 | 補償金額     |
|-----------|----------|
| 対人保険（共済）  | （無制限・万円） |
| 対物保険（共済）  | （無制限・万円） |

（年号） 年 月 日

名 称  
住 所  
代表者の氏名

第 6 号様式（第 2 条の 2 関係）（日本工業規格 A 列 4 番）

|     |       |    |
|-----|-------|----|
| 埼玉県 |       |    |
| 種別  | 交通空白地 | 福祉 |

自家用有償旅客運送輸送実績報告書（                      年度）

埼玉県知事    様

住            所  
運送者名  
代表者名（役職名及び氏名）  
電話番号

概況（                      年 3 月 3 1 日現在）

|                   |           | 管轄区域内又は<br>指定都道府県等の区域内   |                          | 全            国           |  |
|-------------------|-----------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--|
|                   |           |                          |                          |                          |  |
| 自家用有償旅客<br>運送自動車数 | 寝台車（両）    | （        ）               | （        ）               | （        ）               |  |
|                   | 車いす車（両）   | （        ）               | （        ）               | （        ）               |  |
|                   | 兼用車（両）    | （        ）               | （        ）               | （        ）               |  |
|                   | 回転シート車（両） | （        ）               | （        ）               | （        ）               |  |
|                   | セダン等（両）   | （        ）               | （        ）               | （        ）               |  |
|                   | バス（両）     |                          |                          |                          |  |
|                   | 計（両）      | （        ）               | （        ）               | （        ）               |  |
| 路線（キロメートル）又は運送の区域 |           |                          |                          |                          |  |
| 運送する旅客の範囲及び数      |           | イ:身体障害者            人     | イ:身体障害者            人     | イ:身体障害者            人     |  |
|                   |           | ロ:精神障害者            人     | ロ:精神障害者            人     | ロ:精神障害者            人     |  |
|                   |           | ハ:知的障害者            人     | ハ:知的障害者            人     | ハ:知的障害者            人     |  |
|                   |           | ニ:要介護者              人    | ニ:要介護者              人    | ニ:要介護者              人    |  |
|                   |           | ホ:要支援者              人    | ホ:要支援者              人    | ホ:要支援者              人    |  |
|                   |           | ヘ:基本チェックリスト    人         | ヘ:基本チェックリスト    人         | ヘ:基本チェックリスト    人         |  |
|                   |           | ト:その他                  人 | ト:その他                  人 | ト:その他                  人 |  |

輸送実績（前年 4 月 1 日から本年 3 月 3 1 日まで）

|                  |  | 管轄区域内又は<br>指定都道府県等の区域内 |  | 全            国 |  |
|------------------|--|------------------------|--|----------------|--|
|                  |  |                        |  |                |  |
| 走行キロ（キロメートル）     |  |                        |  |                |  |
| 輸送人員（人）又は運送回数（回） |  |                        |  |                |  |
| 運送収入（千円）         |  |                        |  |                |  |

事故件数（前年 4 月 1 日から本年 3 月 3 1 日まで）

|        |  | 管轄区域内又は<br>指定都道府県等の区域内 |  | 全            国 |  |
|--------|--|------------------------|--|----------------|--|
|        |  |                        |  |                |  |
| 交通事故件数 |  |                        |  |                |  |
| 重大事故件数 |  |                        |  |                |  |
| 死者数    |  |                        |  |                |  |
| 負傷者数   |  |                        |  |                |  |

- 備考    1    種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。
- 2    管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の欄については、運輸監理部又は運輸支局の管轄区域ごと又は指定都道府県等の区域ごとに、当該運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送について、登録を受けた運送の区域別に記載すること。また、輸送実績及び事故件数については、当該運送の区域内にある全ての事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。
- 3    全国の欄にあっては登録を受けた全ての運送の区域における交通空白地有償運送又は福祉有償運送について記載すること。
- 4    自家用有償旅客運送自動車数の欄の（        ）には、軽自動車数を記載すること。
- 5    運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 5 号）第 4 9 条第 3 号イからトまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。
- 6    輸送人員又は運送回数については、市町村運営有償運送を行う場合にあっては輸送人員を、公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行う場合にあっては運送回数を記載すること。
- 7    交通事故とは、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 7 2 条第 1 項の交通事故をいう。
- 8    重大事故とは、自動車事故報告規則（昭和 2 6 年運輸省令第 1 0 4 号）第 2 条の事故をいう。

| 自 動 車 事 故 報 告 書                         |      |     |     |                    |
|-----------------------------------------|------|-----|-----|--------------------|
| 埼玉県知事 様                                 |      |     |     |                    |
| 自動車の使用者の氏名又は名称                          |      |     |     |                    |
| 住 所                                     |      |     |     |                    |
| 電話番号                                    |      |     |     |                    |
| 年 月 日 提出                                |      |     |     |                    |
| ☆発生日時                                   | 年    | 月   | 日   | 時 分                |
| 天 候                                     | 1 晴れ | 2 曇 | 3 雨 | 4 雪 5 霧 6 その他      |
| ☆発生場所                                   | 埼玉県  | 市 郡 | 区町村 | 番地                 |
| ☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置                     |      |     |     | ☆自動車登録番号<br>又は車両番号 |
|                                         |      |     |     |                    |
|                                         |      |     |     |                    |
| ☆当時の状況                                  |      |     |     |                    |
|                                         |      |     |     |                    |
|                                         |      |     |     |                    |
|                                         |      |     |     |                    |
|                                         |      |     |     |                    |
|                                         |      |     |     |                    |
|                                         |      |     |     |                    |
| ☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。） |      |     |     |                    |
|                                         |      |     |     |                    |
|                                         |      |     |     |                    |
| ☆当時の処置                                  |      |     |     |                    |
| ☆事故の原因                                  |      |     |     |                    |
| ☆再発防止<br>対 策                            |      |     |     |                    |
| ※備 考                                    |      |     |     |                    |

(裏)

|         |                               |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|---------|-------------------------------|------------------------------------------------|-----------------|---------------------------------------------|------------|------------------|---------------|---------------|--------|--------------------------------------|---------|-----------|---------|---------|---------|--------|--|
| 事故の種類   | 区分                            | 1 転覆                                           | 2 転落            | 3 路外逸脱                                      | 4 火災       | 5 踏切             | 6 衝突          | 7 死傷          | 8 危険物等 | 9 車内                                 | 10 飲酒等  | 11 健康起因   | 12 救護違反 | 13 車両故障 | 14 交通傷害 | 15 その他 |  |
|         | ☆発生順                          |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆転落の状態                        | 落差 m                                           |                 |                                             |            |                  |               |               |        | 水深 m                                 |         |           |         |         |         |        |  |
|         | 衝突等の状態                        | 1 正面衝突<br>4 接触                                 |                 |                                             |            | 2 側面衝突<br>5 物件衝突 |               |               |        | 3 追突                                 |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆車名                           | ☆型式                                            |                 | ☆車体の形状                                      |            |                  |               | ☆初度登録年又は初度検査年 |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         |                               |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         |                               |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | 事業用                           | 1 乗合旅客<br>3 乗用旅客<br>5 一般貨物 (イ特別積合せ貨物<br>6 特定貨物 |                 |                                             |            |                  |               |               |        | 2 貸切旅客<br>4 特定旅客<br>ロその他)<br>7 特定第二種 |         |           |         |         |         |        |  |
|         | 自家用                           | 1 有償貸渡し (レンタカー)<br>2 有償旅客運送                    |                 |                                             |            |                  |               |               |        | 3 その他                                |         |           |         |         |         |        |  |
|         | 種別                            | 1 普通                                           |                 | 2 小型                                        |            |                  |               | 3 その他         |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| 当該自動車概要 | ☆乗車定員 人                       |                                                |                 |                                             | ☆当時の乗車人員 人 |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆最大積載量                        |                                                |                 |                                             | ☆当時の積載量    |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         |                               |                                                |                 |                                             | kg         |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         |                               |                                                |                 |                                             | kg         |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | 許可等の必要性                       | 制限外許可<br>特殊車両通行許可<br>保安基準の緩和                   |                 |                                             |            |                  |               |               |        | 1 有 2 無<br>1 有 2 無<br>1 有 2 無        |         |           |         |         |         |        |  |
|         | 許可等の取得状況                      | 制限外許可<br>特殊車両通行許可<br>保安基準の緩和                   |                 |                                             |            |                  |               |               |        | 1 有 2 無<br>1 有 2 無<br>1 有 2 無        |         |           |         |         |         |        |  |
|         | 積載危険物等                        |                                                | 運搬の有無           | 1 有 2 無                                     |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         |                               |                                                | 種類              | 1 危険物 2 火薬類 3 高压ガス<br>4 核 5 R I 6 毒劇物 7 可燃物 |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         |                               |                                                | ☆品名及び積載量又は放射能の量 | 品名 ( ) kg、l ( ) Bq                          |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         |                               |                                                | イエローカードの携行状況    |                                             |            |                  |               |               |        |                                      | 1 有 2 無 |           |         |         |         |        |  |
| 道路等状況   | 種類                            | 1 道路 (イ高速自動車国道 ロ自動車専用道路等ハその他)<br>2 その他の場所      |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆道路の幅員                        | m                                              |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | こう配                           | 1 平たん                                          |                 |                                             |            |                  | 2 上り          |               |        |                                      |         | 3 下り      |         |         |         |        |  |
|         | 道路の形態                         | 1 直線 4 交差                                      |                 |                                             |            |                  | 2 右曲り 5 つづら折り |               |        |                                      |         | 3 左曲り     |         |         |         |        |  |
| 状況      | 路面の状態                         | 1 乾                                            |                 |                                             |            |                  | 2 湿           |               |        |                                      |         | 3 積雪 4 氷結 |         |         |         |        |  |
|         | 警戒標識の設置                       | 1 有 2 無                                        |                 |                                             |            |                  | ☆当該道路の制限速度    |               |        |                                      |         | km/h      |         |         |         |        |  |
|         | 踏切の状態                         | 1 遮断機付き 2 警報機付き<br>3 その他                       |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆営業所及び運行等の状況                  | ☆当時の運行計画                                       |                 | (発地・経由地・着地)                                 |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等 (貸切旅客のみ) |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | 安全性優良事業所の認定 (貨物のみ)            |                                                | 1 有 2 無         |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | 運送形態                          |                                                | 1 下請運送 2 その他    |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆荷送人の氏名又は名称及び住所               |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆荷受人の氏名又は名称及び住所               |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
| ◆乗務員    | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |
|         | ☆氏名                           |                                                |                 |                                             |            |                  |               |               |        |                                      |         |           |         |         |         |        |  |

(注)

- (1) ☆印欄は、具体的に記入すること。ただし、不明の場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。  
なお、欄内に記入し得ないときは、別紙に記入し、これを添付すること。
- (2) ※印欄は、記入しないこと。
- (3) ☆印欄及び※印欄以外の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- (4) ◆印欄は、事故が第2条第11号又は第12号のみに該当する場合には、記入を要しない。
- (5) 時刻の記入は、24時間制によること。
- (6) 「区分」の記入は、次の区分によること。
- 1 転覆 当該自動車が道路上において路面と35度以上傾斜したとき。
  - 2 転落 当該自動車が道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。
  - 3 路外逸脱 当該自動車の車輪が道路(車道と歩道の区分がある場合は、車道)外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。
  - 4 火災 当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき。
  - 5 踏切 当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。
  - 6 衝突 当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき。
  - 7 死傷 死傷者を生じたとき(9に該当する場合を除く。)
  - 8 危険物等 第2条第5号又は第6号に該当する事故
  - 9 車内 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客(乗降する際の旅客を含む。)を死傷させたとき。
  - 10 飲酒等 第2条第8号に該当する事故
  - 11 健康起因 第2条第9号に該当する事故
  - 12 救護違反 第2条第10号に該当する事故
  - 13 車両故障 第2条第11号又は第12号に該当する事故
  - 14 交通障害 第2条第13号又は第14号に該当する事故
  - 15 その他 1から14までに該当しないとき。
- (7) 2種類以上の事故が生じたときには、「発生の順」の欄に発生の順に番号を記入すること。
- (8) 「転落の状態」の欄の「落差」は、路面から落下地点までの垂直距離とする。  
ただし、水中に転落した場合で水深を記入する必要がある場合には、路面から水面までの垂直距離とする。
- (9) 「車体の形状」の欄は、道路運送車両法第58条の自動車検査証に記載されている車体の形状を記入すること。
- (10) 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであって事故時に当該自動車の積載していたものをいう。
- 1 危険物 消防法第2条第7項に規定する危険物
  - 2 火薬類 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
  - 3 高压ガス 高压ガス保安法第2条に規定する高压ガス
  - 4 核 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
  - 5 RI 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
  - 6 毒劇物 シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物
  - 7 可燃物 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- (11) 「許可等の必要性」及び「許可等の取得状況」の欄は、当該自動車の運行について次の許可等の必要性の有無及びその取得状況に該当するものを○で囲むこと。
- 1 制限外許可 道路交通法第57条の規定による許可
  - 2 特殊車両通行許可 道路法第47条の2の規定による許可
  - 3 保安基準の緩和 道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和であって、道路運送車両の保安基準第2条第1項、第4条及び第4条の2に係るもの
- (12) 「イエローカード」とは、当該積載危険物等の取扱方法を記載した書類をいう。
- (13) 「種類」の欄の「ロ 自動車専用道路等」は、自動車専用道路及び道路運送法による自動車道とし、「2 その他の場所」は、構内、営業所等一般交通の用に供しない場所とする。
- (14) 「道路の幅員」は、路肩部分を含む道路(車道と歩道の区別がある場合は、車道)の総幅員とする。
- (15) 「道路の形態」の欄の「交差」は、当該自動車前方30メートル以内に交差点があった場合とする。
- (16) 「運行計画」には、運行管理者が与えた指示を含むものとする。
- (17) 「運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等」の欄は、事故を引き起こした当該一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結した者の氏名又は名称及び住所を記載すること。運送契約の相手方が旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録を受けている者(以下「旅行業者等」という。)である場合には、氏名又は名称及び住所のほか、旅行業者等の登録番号を記載すること。
- (18) 「安全性優良事業所の認定」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる貨物自動車運送事業者の営業所に対して行う認定をいう。
- (19) 「下請運送」とは、貨物自動車運送事業者からの運送の依頼により行う貨物運送をいう。
- (20) 「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、事故を引き起こした当該貨物自動車運送事業者と運送契約を締結した荷送人のほか、事故の際に運送していた貨物に関して当該荷送人と運送契約を締結した者等の当該貨物の運送に関して運送契約を締結した全ての者を記載すること。
- (21) 「運送形態」の欄の「2その他」に該当し、かつ、当該運送が特別積合せ運送である場合には「荷送人の氏名又は名称及び住所」及び「荷受人の氏名又は名称及び住所」の欄は、記入を要しない。
- (22) 「過去3年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第67条第2項の交通事故に関して記入する。
- (23) 「過去3年間の適性診断の受診状況」の欄は、当該運転者の過去3年間の運転適性診断の受診の有無について、該当する事項を○で囲むこと。また、「適性診断受診場所」は、「最近の受診年月日」に受診した受診場所(又は受診機関)を具体的に記入すること。
- (24) 「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第2条第9に該当する事故を引き起こした当該運転者が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。
- (25) 「運行管理者」は、事故について最も責任のあると考えられる運行管理者のことである。
- (26) 「統括運行管理者」とは、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第48条の2第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号)第21条第1項に規定する業務を統括する運行管理者をいう。

## 自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

| 番号 | 自動車登録番号<br>又は<br>車両番号 | 乗車定員<br>(人) | 所有者名 | 使用者名 | 備考 |
|----|-----------------------|-------------|------|------|----|
| 1  |                       |             |      |      |    |
| 2  |                       |             |      |      |    |
| 3  |                       |             |      |      |    |
| 4  |                       |             |      |      |    |
| 5  |                       |             |      |      |    |
| 6  |                       |             |      |      |    |
| 7  |                       |             |      |      |    |
| 8  |                       |             |      |      |    |
| 9  |                       |             |      |      |    |
| 10 |                       |             |      |      |    |
| 11 |                       |             |      |      |    |
| 12 |                       |             |      |      |    |
| 13 |                       |             |      |      |    |
| 14 |                       |             |      |      |    |
| 15 |                       |             |      |      |    |
| 16 |                       |             |      |      |    |
| 17 |                       |             |      |      |    |
| 18 |                       |             |      |      |    |
| 19 |                       |             |      |      |    |
| 20 |                       |             |      |      |    |

## 自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

| 番号 | 氏名 | 住所 | 免許区分 | 免許の種類 | 備考 |
|----|----|----|------|-------|----|
| 1  |    |    |      |       |    |
| 2  |    |    |      |       |    |
| 3  |    |    |      |       |    |
| 4  |    |    |      |       |    |
| 5  |    |    |      |       |    |
| 6  |    |    |      |       |    |
| 7  |    |    |      |       |    |
| 8  |    |    |      |       |    |
| 9  |    |    |      |       |    |
| 10 |    |    |      |       |    |
| 11 |    |    |      |       |    |
| 12 |    |    |      |       |    |
| 13 |    |    |      |       |    |
| 14 |    |    |      |       |    |
| 15 |    |    |      |       |    |
| 16 |    |    |      |       |    |
| 17 |    |    |      |       |    |
| 18 |    |    |      |       |    |
| 19 |    |    |      |       |    |
| 20 |    |    |      |       |    |

## 身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|---------|--|---------|--|---------|--|-----------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----|--------------|--|---------|--|---------|--|---------|--|---------|--|----|--|----------|-----|---------|--|---------|--|----|--|----------------|-----|----|--|
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">イ 身体障害者</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">人 数</td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">6 級</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5 級</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4 級</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3 級</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2 級</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1 級</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">合計</td><td></td></tr> </table> | イ 身体障害者 | 人 数 | 6 級     |  | 5 級     |  | 4 級     |  | 3 級       |  | 2 級                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |               | 1 級                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |           | 合計  |         | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">ニ 要介護認定者</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">人 数</td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">要 介 護 1</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">要 介 護 2</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">要 介 護 3</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">要 介 護 4</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">要 介 護 5</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">合計</td><td></td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">ホ 要支援認定者</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">人 数</td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">要 支 援 1</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">要 支 援 2</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">合計</td><td></td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">ヘ 基本チェックリスト該当者</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">人 数</td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">合計</td><td></td></tr> </table> | ニ 要介護認定者     | 人 数 | 要 介 護 1      |  | 要 介 護 2 |  | 要 介 護 3 |  | 要 介 護 4 |  | 要 介 護 5 |  | 合計 |  | ホ 要支援認定者 | 人 数 | 要 支 援 1 |  | 要 支 援 2 |  | 合計 |  | ヘ 基本チェックリスト該当者 | 人 数 | 合計 |  |
| イ 身体障害者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 人 数     |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 6 級                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 5 級                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 4 級                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 3 級                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 2 級                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 1 級                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| ニ 要介護認定者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 人 数     |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 要 介 護 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 要 介 護 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 要 介 護 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 要 介 護 4                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 要 介 護 5                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| ホ 要支援認定者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 人 数     |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 要 支 援 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 要 支 援 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| ヘ 基本チェックリスト該当者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 人 数     |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">ロ 精神障害者</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">人 数</td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">3 級</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2 級</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1 級</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">合計</td><td></td></tr> </table>                                                                                                                                                                                  | ロ 精神障害者 | 人 数 | 3 級     |  | 2 級     |  | 1 級     |  | 合計        |  | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">ト その他の障害を有する者</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">人 数</td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">肢 体 不 自 由</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">内 部 障 害</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">知的障害（認定者を除く）</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">精神障害（認定者を除く）</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">そ の 他</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">合 計</td><td></td></tr> </table> | ト その他の障害を有する者 | 人 数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 肢 体 不 自 由 |     | 内 部 障 害 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 知的障害（認定者を除く） |     | 精神障害（認定者を除く） |  | そ の 他   |  | 合 計     |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| ロ 精神障害者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 人 数     |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 3 級                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 2 級                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 1 級                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| ト その他の障害を有する者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 人 数     |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 肢 体 不 自 由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 内 部 障 害                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 知的障害（認定者を除く）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 精神障害（認定者を除く）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| そ の 他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 合 計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">ハ 知的障害者</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">人 数</td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">軽 度 (C)</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">中 度 (B)</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">重 度 (A)</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">最 重 度 (A)</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">合 計</td><td></td></tr> </table>                                                                                                    | ハ 知的障害者 | 人 数 | 軽 度 (C) |  | 中 度 (B) |  | 重 度 (A) |  | 最 重 度 (A) |  | 合 計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |               | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">イ 身体障害者</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">人 数</td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">6 級</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5 級</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4 級</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3 級</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2 級</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1 級</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">合計</td><td></td></tr> </table> | イ 身体障害者   | 人 数 | 6 級     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 5 級          |     | 4 級          |  | 3 級     |  | 2 級     |  | 1 級     |  | 合計      |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| ハ 知的障害者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 人 数     |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 軽 度 (C)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 中 度 (B)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 重 度 (A)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 最 重 度 (A)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 合 計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| イ 身体障害者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 人 数     |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 6 級                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 5 級                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 4 級                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 3 級                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 2 級                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 1 級                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |
| 総合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |     |         |  |         |  |         |  |           |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |     |              |  |         |  |         |  |         |  |         |  |    |  |          |     |         |  |         |  |    |  |                |     |    |  |

# 旅 客 の 名 簿

(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称

| 番号 | 氏 名 | 住 所 | 入会年月日 | 運送を必要とする理由 |   |   |   |   |   |   | 備考 |
|----|-----|-----|-------|------------|---|---|---|---|---|---|----|
|    |     |     |       | イ          | ロ | ハ | ニ | ホ | ヘ | ト |    |
| 1  |     |     |       |            |   |   |   |   |   |   |    |
| 2  |     |     |       |            |   |   |   |   |   |   |    |
| 3  |     |     |       |            |   |   |   |   |   |   |    |
| 4  |     |     |       |            |   |   |   |   |   |   |    |
| 5  |     |     |       |            |   |   |   |   |   |   |    |
| 6  |     |     |       |            |   |   |   |   |   |   |    |
| 7  |     |     |       |            |   |   |   |   |   |   |    |
| 8  |     |     |       |            |   |   |   |   |   |   |    |
| 9  |     |     |       |            |   |   |   |   |   |   |    |
| 10 |     |     |       |            |   |   |   |   |   |   |    |
| 11 |     |     |       |            |   |   |   |   |   |   |    |
| 12 |     |     |       |            |   |   |   |   |   |   |    |
| 13 |     |     |       |            |   |   |   |   |   |   |    |
| 14 |     |     |       |            |   |   |   |   |   |   |    |
| 15 |     |     |       |            |   |   |   |   |   |   |    |
| 16 |     |     |       |            |   |   |   |   |   |   |    |
| 17 |     |     |       |            |   |   |   |   |   |   |    |
| 18 |     |     |       |            |   |   |   |   |   |   |    |
| 19 |     |     |       |            |   |   |   |   |   |   |    |
| 20 |     |     |       |            |   |   |   |   |   |   |    |

イ 身体障害者  
 ロ 精神障害者  
 ハ 知的障害者  
 ニ 要介護認定者  
 ホ 要支援認定者  
 ヘ 基本チェックリスト該当者  
 ト その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）

## 安全な運転のための確認表

令和 年 月 日

| 番号 | 運転者氏名 | 乗務前後 | 確認日時 | 実施方法                                                        | 非対面の場合<br>の具体的方法                                                                                       | 疾病                                                       | 疲労                                                       | 酒気<br>帯び                                                 | その他理由 | アルコール<br>検知器の使用                                          | 運行の安全確保<br>のための指示内容 | その他必要な事項 | 確認者 |
|----|-------|------|------|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------------|---------------------|----------|-----|
| 1  |       | 乗務前  |      | <input type="checkbox"/> 対面<br><input type="checkbox"/> 非対面 | <input type="checkbox"/> 音声電話<br><input type="checkbox"/> テレビ電話<br><input type="checkbox"/> その他<br>( ) | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | 理由欄   | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |                     |          |     |
|    |       | 乗務後  |      | <input type="checkbox"/> 対面<br><input type="checkbox"/> 非対面 | <input type="checkbox"/> 音声電話<br><input type="checkbox"/> テレビ電話<br><input type="checkbox"/> その他<br>( ) | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | 理由欄   | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |                     |          |     |
| 2  |       | 乗務前  |      | <input type="checkbox"/> 対面<br><input type="checkbox"/> 非対面 | <input type="checkbox"/> 音声電話<br><input type="checkbox"/> テレビ電話<br><input type="checkbox"/> その他<br>( ) | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | 理由欄   | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |                     |          |     |
|    |       | 乗務後  |      | <input type="checkbox"/> 対面<br><input type="checkbox"/> 非対面 | <input type="checkbox"/> 音声電話<br><input type="checkbox"/> テレビ電話<br><input type="checkbox"/> その他<br>( ) | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | 理由欄   | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |                     |          |     |
| 3  |       | 乗務前  |      | <input type="checkbox"/> 対面<br><input type="checkbox"/> 非対面 | <input type="checkbox"/> 音声電話<br><input type="checkbox"/> テレビ電話<br><input type="checkbox"/> その他<br>( ) | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | 理由欄   | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |                     |          |     |
|    |       | 乗務後  |      | <input type="checkbox"/> 対面<br><input type="checkbox"/> 非対面 | <input type="checkbox"/> 音声電話<br><input type="checkbox"/> テレビ電話<br><input type="checkbox"/> その他<br>( ) | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | 理由欄   | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |                     |          |     |
| 4  |       | 乗務前  |      | <input type="checkbox"/> 対面<br><input type="checkbox"/> 非対面 | <input type="checkbox"/> 音声電話<br><input type="checkbox"/> テレビ電話<br><input type="checkbox"/> その他<br>( ) | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | 理由欄   | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |                     |          |     |
|    |       | 乗務後  |      | <input type="checkbox"/> 対面<br><input type="checkbox"/> 非対面 | <input type="checkbox"/> 音声電話<br><input type="checkbox"/> テレビ電話<br><input type="checkbox"/> その他<br>( ) | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | 理由欄   | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |                     |          |     |
| 5  |       | 乗務前  |      | <input type="checkbox"/> 対面<br><input type="checkbox"/> 非対面 | <input type="checkbox"/> 音声電話<br><input type="checkbox"/> テレビ電話<br><input type="checkbox"/> その他<br>( ) | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | 理由欄   | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |                     |          |     |
|    |       | 乗務後  |      | <input type="checkbox"/> 対面<br><input type="checkbox"/> 非対面 | <input type="checkbox"/> 音声電話<br><input type="checkbox"/> テレビ電話<br><input type="checkbox"/> その他<br>( ) | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | 理由欄   | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |                     |          |     |

## 安全な運転のための確認表

令和 年 月 日

| 番号 | 運転者氏名 | 乗務前後 | 確認日時 | 実施方法                                                        | 非対面の場合<br>の具体的方法                                                                                       | 疾病                                                       | 疲労                                                       | 酒気<br>帯び                                                 | その他理由                                                    |     | アルコール<br>検知器の使用                                          | 運行の安全確保<br>のための指示内容 | その他必要な事項 | 確認者 |
|----|-------|------|------|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------|---------------------|----------|-----|
| 6  |       | 乗務前  |      | <input type="checkbox"/> 対面<br><input type="checkbox"/> 非対面 | <input type="checkbox"/> 音声電話<br><input type="checkbox"/> テレビ電話<br><input type="checkbox"/> その他<br>( ) | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | 理由欄 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |                     |          |     |
|    |       | 乗務後  |      | <input type="checkbox"/> 対面<br><input type="checkbox"/> 非対面 | <input type="checkbox"/> 音声電話<br><input type="checkbox"/> テレビ電話<br><input type="checkbox"/> その他<br>( ) | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | 理由欄 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |                     |          |     |
| 7  |       | 乗務前  |      | <input type="checkbox"/> 対面<br><input type="checkbox"/> 非対面 | <input type="checkbox"/> 音声電話<br><input type="checkbox"/> テレビ電話<br><input type="checkbox"/> その他<br>( ) | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | 理由欄 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |                     |          |     |
|    |       | 乗務後  |      | <input type="checkbox"/> 対面<br><input type="checkbox"/> 非対面 | <input type="checkbox"/> 音声電話<br><input type="checkbox"/> テレビ電話<br><input type="checkbox"/> その他<br>( ) | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | 理由欄 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |                     |          |     |
| 8  |       | 乗務前  |      | <input type="checkbox"/> 対面<br><input type="checkbox"/> 非対面 | <input type="checkbox"/> 音声電話<br><input type="checkbox"/> テレビ電話<br><input type="checkbox"/> その他<br>( ) | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | 理由欄 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |                     |          |     |
|    |       | 乗務後  |      | <input type="checkbox"/> 対面<br><input type="checkbox"/> 非対面 | <input type="checkbox"/> 音声電話<br><input type="checkbox"/> テレビ電話<br><input type="checkbox"/> その他<br>( ) | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | 理由欄 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |                     |          |     |
| 9  |       | 乗務前  |      | <input type="checkbox"/> 対面<br><input type="checkbox"/> 非対面 | <input type="checkbox"/> 音声電話<br><input type="checkbox"/> テレビ電話<br><input type="checkbox"/> その他<br>( ) | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | 理由欄 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |                     |          |     |
|    |       | 乗務後  |      | <input type="checkbox"/> 対面<br><input type="checkbox"/> 非対面 | <input type="checkbox"/> 音声電話<br><input type="checkbox"/> テレビ電話<br><input type="checkbox"/> その他<br>( ) | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | 理由欄 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |                     |          |     |
| 10 |       | 乗務前  |      | <input type="checkbox"/> 対面<br><input type="checkbox"/> 非対面 | <input type="checkbox"/> 音声電話<br><input type="checkbox"/> テレビ電話<br><input type="checkbox"/> その他<br>( ) | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | 理由欄 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |                     |          |     |
|    |       | 乗務後  |      | <input type="checkbox"/> 対面<br><input type="checkbox"/> 非対面 | <input type="checkbox"/> 音声電話<br><input type="checkbox"/> テレビ電話<br><input type="checkbox"/> その他<br>( ) | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有 | 理由欄 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |                     |          |     |

参考様式第㊦号

|         |  |
|---------|--|
| 日 付     |  |
| 運 転 者 名 |  |
| 自動車登録番号 |  |

|    | 会 員 名 | 付添人 | 発 地 | 主な経過地 | 着 地 | 運送に要した時間及び距離 |     |      | 収受した対価 |
|----|-------|-----|-----|-------|-----|--------------|-----|------|--------|
|    |       |     |     |       |     | 開 始          | 終 了 | 乗務距離 |        |
| 1  |       | 人   | ( ) |       |     | :            | :   |      | 円      |
| 2  |       | 人   | ( ) |       |     | :            | :   |      | 円      |
| 3  |       | 人   | ( ) |       |     | :            | :   |      | 円      |
| 4  |       | 人   | ( ) |       |     | :            | :   |      | 円      |
| 5  |       | 人   | ( ) |       |     | :            | :   |      | 円      |
| 6  |       | 人   | ( ) |       |     | :            | :   |      | 円      |
| 7  |       | 人   | ( ) |       |     | :            | :   |      | 円      |
| 8  |       | 人   | ( ) |       |     | :            | :   |      | 円      |
| 9  |       | 人   | ( ) |       |     | :            | :   |      | 円      |
| 10 |       | 人   | ( ) |       |     | :            | :   |      | 円      |
| 11 |       | 人   | ( ) |       |     | :            | :   |      | 円      |
| 12 |       | 人   | ( ) |       |     | :            | :   |      | 円      |
| 13 |       | 人   | ( ) |       |     | :            | :   |      | 円      |
| 計  |       | 人   |     |       |     |              |     |      | 円      |

[illegible]

|               |  |
|---------------|--|
| 自家用有償旅客運送者の名称 |  |
| 作成番号          |  |
| 作成年月日         |  |

## 運 転 者 台 帳

|     |         |                    |       |
|-----|---------|--------------------|-------|
| 氏 名 | 生 年 月 日 | 自家用有償旅客運送の運転者となった日 | そ の 他 |
|     |         |                    |       |
| 住 所 |         |                    |       |

|                                                            |                  |                        |             |
|------------------------------------------------------------|------------------|------------------------|-------------|
| 運転免許証番号                                                    | 有効期限             | 免許年月日                  | 免許の種類       |
|                                                            |                  |                        |             |
| 免許の条件                                                      |                  |                        |             |
|                                                            |                  |                        |             |
| 講 習 等 の 受 講 歴                                              |                  |                        |             |
| 1. 道路運送法施行規則第51条の16第1項の講習（運転者講習）等                          |                  |                        |             |
| 受 講 年 月 日                                                  | 講 習 等 の 名 称      | 備 考                    |             |
| 年 月 日                                                      |                  |                        |             |
| 年 月 日                                                      |                  |                        |             |
| 年 月 日                                                      |                  |                        |             |
| 年 月 日                                                      |                  |                        |             |
| 年 月 日                                                      |                  |                        |             |
| 年 月 日                                                      |                  |                        |             |
| 年 月 日                                                      |                  |                        |             |
| 年 月 日                                                      |                  |                        |             |
| 年 月 日                                                      |                  |                        |             |
| 2. 道路運送法施行規則第51条の16第3項に定める講習又は資格の有無（セダン型自動車を運転する場合に必要な講習等） |                  |                        |             |
| 受 講 年 月 日                                                  | 講 習 等 の 名 称      | 訪問介護員等の資格              |             |
| 年 月 日                                                      |                  | 資格等の名称：                |             |
| 年 月 日                                                      |                  |                        |             |
| 年 月 日                                                      |                  | 取得年月日：                 |             |
| 年 月 日                                                      |                  |                        |             |
| 年 月 日                                                      | 事故歴または道路交通法違反の状況 | 適性診断の受診等（規則第51条の16第2項） |             |
|                                                            |                  |                        |             |
|                                                            |                  |                        |             |
|                                                            |                  |                        |             |
|                                                            |                  |                        |             |
|                                                            |                  |                        |             |
|                                                            |                  |                        |             |
|                                                            |                  |                        |             |
| 健 康 状 態                                                    |                  | 運転者でなくなった日             | 運転者でなくなった理由 |
|                                                            |                  |                        |             |

# 事故の記録

|                               |         |          |                    |
|-------------------------------|---------|----------|--------------------|
| 作成年月日                         |         | 令和 年 月 日 |                    |
| 事務所名                          |         |          |                    |
| 運転者の氏名                        | 自動車登録番号 | 事故の発生日時  | 事故の当事者<br>(運転者を除く) |
|                               |         |          |                    |
| 事故の発生場所                       |         |          |                    |
|                               |         |          |                    |
|                               |         |          |                    |
|                               |         |          |                    |
| 事故の概要（損害の程度、人身・物損の別、実車・回送の別等） |         |          |                    |
|                               |         |          |                    |
|                               |         |          |                    |
|                               |         |          |                    |
|                               |         |          |                    |
| 事故の原因                         |         |          |                    |
|                               |         |          |                    |
|                               |         |          |                    |
|                               |         |          |                    |
|                               |         |          |                    |
| 再発防止対策                        |         |          |                    |
|                               |         |          |                    |
|                               |         |          |                    |
|                               |         |          |                    |
|                               |         |          |                    |

# 苦 情 処 理 簿

事務所名

受 付 者

|               |       |        |
|---------------|-------|--------|
| 申告者           | 申 告 者 |        |
|               | 住 所   |        |
|               | 連 絡 先 |        |
| (申告内容)        |       |        |
|               |       |        |
|               |       |        |
|               |       |        |
|               |       |        |
|               |       |        |
| (原因究明の結果)     |       | 処理担当者： |
|               |       |        |
|               |       |        |
|               |       |        |
| (苦情に対する弁明の内容) |       | 処理担当者： |
|               |       |        |
|               |       |        |
|               |       |        |
| (改善措置)        |       | 処理担当者： |
|               |       |        |
|               |       |        |
|               |       |        |

(参考様式)

年 月 日

埼玉県知事

名 称 :

住 所 :

代表者の氏名 :

### 自家用有償旅客運送の登録の廃止届出

このたび、自家用有償旅客運送を廃止したので、道路運送法第79条の11の規定に基づき、下記のとおり届出します。

#### 記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 自家用有償旅客運送の種別  
(福祉有償運送)

3. 登録番号

4. 廃止年月日  
年 月 日

5. 廃止の理由

## XV 資 料 編

|      |                      |
|------|----------------------|
|      | 国 自 旅 第 1 6 1 号      |
|      | 平成 1 8 年 9 月 1 5 日   |
| 一部改正 | 国 自 旅 第 2 1 9 号      |
|      | 平成 2 1 年 1 2 月 1 8 日 |
| 一部改正 | 国 自 旅 第 6 3 3 号      |
|      | 平成 2 5 年 4 月 1 0 日   |
| 一部改正 | 国 自 旅 第 3 7 0 号      |
|      | 平成 2 7 年 4 月 1 日     |
| 一部改正 | 国 自 旅 第 3 3 2 号      |
|      | 平成 3 0 年 3 月 3 0 日   |
| 一部改正 | 国 自 旅 第 2 1 2 号      |
|      | 平成 3 0 年 1 2 月 2 8 日 |
| 一部改正 | 国 自 旅 第 3 3 0 号      |
|      | 令和 2 年 3 月 3 1 日     |
| 一部改正 | 国 自 旅 第 3 1 5 号      |
|      | 令和 2 年 1 1 月 2 7 日   |
| 一部改正 | 国 自 旅 第 5 8 0 号      |
|      | 令和 4 年 3 月 3 1 日     |
| 一部改正 | 国 自 旅 第 1 7 7 号      |
|      | 令和 5 年 1 0 月 1 日     |
| 一部改正 | 国 自 旅 第 2 6 5 号      |
|      | 令和 5 年 1 2 月 2 8 日   |
| 一部改正 | 国 自 旅 第 7 1 号        |
|      | 令和 6 年 4 月 2 6 日     |
| 一部改正 | 国 自 旅 第 1 9 8 号      |
|      | 令和 6 年 9 月 3 0 日     |

各 地 方 運 輸 局 長 殿  
 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

物 流 ・ 自 動 車 局 長

## 地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について

今般の道路運送法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第４０号）の衆議院国土交通委員会及び参議院国土交通委員会の附帯決議において、地域の需要に即した乗合運送サービスに関する関係者の意見等が反映されるよう周知徹底を図ることとされていることから、別紙のとおり「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」を作成したので、各地方公共団体その他の関係者と連携を図りつつ、地域公共交通会議（道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号。以下「施行規則」という。）第４条第２項）の場を活用して地域の需要に対応した乗合運送サービス又は自家用有償旅客運送により、地域旅客運送サービスの提供が図られるよう遺漏なきを期されたい。

地域公共交通会議において地域旅客運送サービスのあり方を検討するに当たっては、以下の基本的な考え方について出席者が共有した上で協議を進める必要があるので、関係者に周知を図られたい。

1. 地域旅客運送サービスの安全性及び継続性の観点から、旅客自動車運送事業者による路線定期運行、路線不定期運行、区域運行や乗用輸送サービスを組み合わせ、利便性及び効率性のバランスの取れた公共交通ネットワークの構築を第一に検討すること。なお、旅客運送に関して高い知見を有する旅客運送事業者が、持続可能な地域旅客運送サービスの確保に向けて、積極的な提案や協議に参画できるよう努められたい。
2. １の考えに基づいて検討を行ってもなお、地域旅客運送サービスが十分に確保されない場合には、これを補完するものとして、自家用有償旅客運送を組み合わせ、地域住民や来訪者の移動手段を確保していくことが可能であること。

また、本通達では、地域公共交通会議の設置を促進する等の観点から別添１のとおり「地域公共交通会議設置要綱（モデル要綱）」、別添２のとおり「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」についても併せて呈示することとしたので、地域公共交通会議の運用の参考とされたい。

附則（令和２年１１月２７日付け国自旅第３１５号）

「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成１８年９月１５日付け国自旅第１４５号）は、令和２年１１月２６日限り廃止する。

## 〔別紙〕地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン

### 1. 地域公共交通会議の目的

地域公共交通会議は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、自家用有償旅客運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項、その他一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

### 2. 地域公共交通会議の設置及び運営

- (1) 地域公共交通会議は、一又は複数の市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県が主宰する。ただし、主宰者がいずれの場合であっても、住民の日常生活圏と公共交通ネットワークの範囲を勘案した広域的な議論を行うことが望ましい。また、当該地域公共交通会議の構成員たる地方運輸局長は、主宰者に対して、広域的な議論を行うよう促すものとする。都道府県単位で地域公共交通会議を設置する場合には、都道府県の区域を交通圏、経済圏等を勘案したブロックに分割し、それぞれのブロックごとの分科会形式などにより開催することが望ましい。この場合において、分科会の構成員、運営方法は当該地域公共交通会議に準ずるものとする。また、施行規則第15条の4第2号及び「地域協議会の要件に関する告示」（平成13年国土交通省告示第1202号）に規定する地域協議会の分科会とすることもできる。
- (2) 地域公共交通会議は、地方公共団体の長が主宰するものとする。また、複数市町村の合同で主宰する場合及び都道府県が主宰する場合は、都道府県及び市町村がそれぞれ担当の窓口を定めるとともに、運営において重要な事項については関係市町村等の協議により決定する等、緊密な連携と適切な役割分担のもと円滑な運営が確保されるよう努めるものとする。
- (3) 地域公共交通会議の会長は、必ずしも地方公共団体の職員のみでなく、地域公共交通会議の構成員の中から互選により選任することもできるものとする。また、地域公共交通会議の要綱に定めることによって、副会長その他運営に必要な役員を置くこと及び地域公共交通会議の委員の任期を定めることができるものとする。
- (4) 地域公共交通会議を設置した地方公共団体は、設置した旨を公表するものとする。
- (5) 地域公共交通会議の開催は、原則として公開とし、オンラインでの開催も可能とする。また、開催日時、場所、議題、協議内容、協議が調った事項等を記載した議事録、議事資料及び設置要綱については、原則として、主宰者たる市町村又は都道府県のホームページ上で公開することとする。
- (6) 委員の招集が困難である場合等にあつては、地域公共交通会議があらかじめ

定める方法により行う判断に基づき、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。なお、更新の登録を行う場合にあっては、意見公募形式（更新の登録を行うことについて地域公共交通会議の構成員に対して周知し、一定期間異議がない場合には、当該更新に係る協議が調ったものとみなす協議形式をいう。）を原則とする。

- (7) 地域公共交通会議において協議が調った事項に係る軽微な変更（工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線の変更（道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第17条及び法第79条の7ただし書に規定する、天災等やむを得ない事由によりその路線において運行することができなくなったときを除く。）や、設定している運賃に変更のない停留所の変更、法第79条の6第1項に定める有効期間の更新等の地域公共交通会議が軽微と認める変更）に伴う協議については、地域公共交通会議に（9）に定める幹事会を設置して当該協議を行うことについて委任することや書面による協議を行うことができるものとする。

なお、地域公共交通会議が軽微と認める変更事項は、あらかじめ設置要綱に記載することが望ましい。

- (8) 一度地域公共交通会議において協議が調った事項を内容の変更なく反復継続して行う場合（過去において既に同意されているものを繰り返し実施する夏休みの子供も運賃割引等）には、更なる協議は不要であるが、必要に応じて地域公共交通会議への報告を行うものとする。
- (9) 地域公共交通会議は、必要と認める場合には、地域公共交通会議の下に幹事会をおくことができるものとする。幹事会は、申請内容の事前審査、地域公共交通会議の円滑な運営のための方法（関係者間で協議を調える内容に関する部分を除く。）等の審査を行い、幹事会において審査した事項に関して地域公共交通会議に報告するものとする。

### 3. 協議を行うに当たっての具体的指針

地域公共交通会議においては、次の（1）～（6）に掲げる事項について、それぞれに定める事項に留意しつつ、具体的な協議を行うものとする。

なお、協議が調った事項を変更しようとする場合も同様とする。

また、特にコミュニティバスの導入について協議を行うに当たっては、「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」（別添2）に定める事項にも留意するものとする。

さらに、自家用有償旅客運送の導入について協議を行うに当たっては、主宰者は、自家用有償旅客運送を行おうとする者（有効期間の更新の登録、変更登録を行おうとする者を含む。以下「申請者」という。）に対し、協議に必要な資料の

提出を求めることができるものとする。

(1) 地域の移動ニーズの把握

地域公共交通会議において、必要な交通手段の導入について建設的に協議を行うためには、地方公共団体が把握する地域交通課題等の具体的な情報をもとに、地域の移動ニーズを明らかにすることが必要である。

なお、潜在的な移動ニーズの把握にあたり、地方公共団体の交通政策部局と福祉部局との連携や情報共有等が重要である。

(2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項

地域公共交通会議においては、地域住民の生活に必要な乗合旅客輸送の確保、利便性の向上を図るため、責任ある議論が行われることが求められる。その際、路線定期運行を中心に整合性のとれた地域交通ネットワークが構築されるよう留意する必要がある。なお、法に基づく手続き上協議を調える必要がある事項等については、(7)に規定する。

① 運行の態様

地域公共交通会議では、地域の実情に応じた適切な運行の態様について十分な協議を行うことが重要である。路線不定期運行又は区域運行については、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているものであることについて適切に判断されることが必要である。

② 事業計画（路線、営業区域、使用車両等）

路線不定期運行、区域運行については、路線定期運行との整合性がとられていることが必要であり、設定しようとする路線、営業区域が適切なものか十分協議する必要がある。

営業区域については、地域公共交通会議で協議が調った地区単位とするものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが営業区域内にあることを要するものとする。

なお、地域公共交通会議が複数市町村の合同で主宰される場合又は都道府県によって主宰される場合の営業区域は、当該地域公共交通会議の地域の全域とするのではなく、主な利用者の居住地、目的地等地域の実情に照らして合理的であり、運行の管理が適切かつ確実に実施できる範囲の地区を定めるものとする。

使用車両については、地域特性又は路線特性等に即した使用車両が望ましいことから、仕様、形状、乗車定員等についても協議することが望ましい。

③ 運行計画

地域公共交通会議で協議が調った運行系統については、クリームスキミング的運行については弾力的に取扱うこととされているが、利用者利便や安全の確保を無視した運行時刻の設定が行われないようにする必要がある。

なお、運行回数や運行時刻の変更については、地域公共交通会議への報告事項とする等、あらかじめ設定の範囲について協議しておくことが望ましい。

④ 路線又は営業区域の休廃止等

(イ) 路線定期運行

地域公共交通会議の協議結果に基づく輸送サービスに係る路線の休止又は廃止についても地域公共交通会議において協議することが望ましい。

(ロ) 路線不定期運行、区域運行

路線不定期運行に係る路線の一部廃止及び他の運行の態様と併せて行っている場合の全部廃止、区域運行に係る営業区域の一部廃止及び他の運行の態様と併せて行っている場合の全部廃止については、協議結果に基づく輸送サービスを含む場合には、地域公共交通会議において協議することが望ましい。

⑤ その他必要と認められる措置

地域公共交通会議は、上記以外の事項についても、必要に応じ、運行しようとする者等から説明を求めるなどにより協議して差し支えない。

(3) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

① 自家用有償旅客運送の導入に関する基本的な考え方

地域交通の検討に当たっては、まず既存のバス・タクシーといった交通事業者の活用を十分に検討する必要があるが、需要が希薄となり、従来の民間の交通事業者ではサービス提供が困難な場合においては、自家用有償旅客運送や互助による輸送等も含めて交通ネットワークのあり方を考えることが必要である。

(イ) 交通空白地有償運送について

交通空白地有償運送の必要性が認められる場合とは、過疎地域や交通が著しく不便な地域において、バス、タクシー等の交通事業者による輸送サービスの供給量が、地域住民又は観光旅客を含む来訪者の需要量に対して十分に提供されていないと認められる場合、その他当該地域における営業所が存しない場合、営業所が遠隔地にあるため旅客の需要に的確に応じることが困難となっている場合など、実質的に交通事業者によっては当該地域の住民又は観光旅客を含む来訪者に必要な旅客輸送の確保が困難となっている状況であると認められる場合又はそのような事態を招来することが明らかな場合などが想定される。このように、交通空白地有償運送の必要性については、地域の実情に応じて地域公共交通会議において適切に判断することが原則である(5.(3)①(ロ)に掲げるプロセスに基づき、市町村長又は都道府県知事による判断がなされる場合も含まれ得る。)。なお、以下の場合には、少なくとも交通空白地(交通サービスが限られる時間帯が生じる地域を含む。)に該当することを前提に、交通空白地有償運送の必要性を地域公共交通会議において判断することが望ましい。

- ・ 移動を希望する者が、恒常的に、許容可能な時間内(※)に公共交通を利用できない地域・時間帯

導入の検討に当たっては、持続可能な移動手段の確保のため、当該地域における一般旅客自動車運送事業者の状況を踏まえつつ、法第79条の2第1項第5号に定める事業者協力型自家用有償旅客運送（一般旅客自動車運送事業者が、法第79条の2第1項第5号に掲げる運行管理及び施行規則第51条の2の2に掲げる車両整備管理について協力する自家用有償旅客運送。以下単に「事業者協力型自家用有償旅客運送」という。）の導入についてもあわせて検討し、協議を行うことが望ましい。

※ 地域住民や観光旅客のニーズに基づいて導出。少なくともタクシーが恒常的に30分以内に配車されない地域は交通空白地に該当するが、アンケート調査や地域の実情（高齢化率及び独居率といった人口構造の特性、勾配など地理的的特性等）を踏まえた市町村長又は都道府県知事の判断により、30分未満とすることも考えられる（例えば15分など）。

（ロ）福祉有償運送について

当該地域における福祉有償運送の必要性が認められる場合とは、タクシー事業者等による福祉輸送サービスが実施されていないか又は直ちに提供される可能性が低いと認められる場合、地域に福祉輸送サービスを実施しているタクシー事業者等は存在するものの移動制約者の需要量に対して供給量が不足していると認められる場合があり得るが、この場合も（イ）と同様、地域の実情に応じて地域公共交通会議において適切に判断されることが必要であり、導入の検討に当たっては、持続可能な移動手段の確保のため、当該地域における一般旅客自動車運送事業者の状況を踏まえつつ、事業者協力型自家用有償旅客運送の導入についてもあわせて検討し、協議を行うことが望ましい。

（ハ）運送の区域

運送の区域は、地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、地域公共交通会議において協議により定められた区域とするものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする。一方で、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域の外にある輸送を行う場合には、隣接する複数市町村が自家用有償旅客運送を共同で実施すべき場合も考えられることから、関係市町村にその旨を通知することが望ましい。また、地方運輸局や都道府県は、広域的な観点から必要に応じて、隣接する複数市町村に対して当該共同化を促すこととする。

なお、当該市区町村の交通環境等の状況から、地域公共交通会議の協議に基づき、運送の区域を市町村内の一部の地域に限定することができる。この場合において、運送の区域を見直す場合は、再度、地域公共交通会議の協議を調える必要があるものとする。

② 旅客から収受する対価

自家用有償旅客運送において、旅客から収受しようとする対価が、施行規則第51条の15各号の規定及び関係通達（「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号））の規定に基づき、適切な実費に基づく営利に至らない範囲で定められているものと認められること。この場合において、申請者に対し、旅客から収受する対価の額等について、議論のために必要となる資料の提出を求めるとともに、設定しようとする対価について、必要に応じ申請者から説明等を聴取するものとする。

③ その他必要と認められる措置

地域公共交通会議は、必要に応じ、以下に掲げる事項について、施行規則に定める要件が確保されているかどうか等に関し、確認するものとする。

（イ）運送しようとする旅客の範囲

（ロ）自家用有償旅客運送に使用する自動車の種類ごとの数

（ハ）運転者に求められる要件

（ニ）損害賠償措置

（ホ）運行管理の体制

（ヘ）整備管理の体制

（ト）事故時の連絡体制

（チ）苦情処理体制

（リ）その他必要な事項

（４）一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直し等に関する事項

既存の輸送資源を活用した地域の持続可能な交通ネットワークの構築の観点から、地方公共団体の発意により、一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直し等を協議事項とすることができる。

なお、法第20条第2号の協議を行う場合には、次の事項について協議するものとする。

① 営業区域外旅客運送の必要性

② 営業区域外旅客運送の対象となる地域

③ 営業区域外旅客運送を行う事業者

④ 営業区域外旅客運送を行う期間

⑤ その他必要な事項

（５）互助による運送との連携に関する事項

地域の持続可能な交通ネットワークの構築の観点から、（２）（３）の協議においては、交通事業者や自家用有償旅客運送と、互助による登録又は許可を要しない形態の運送との連携についても十分配慮した協議を行うことが必要である。

（６）会議の運営方法その他地域公共交通会議が必要と認める事項

輸送サービスの変更等地域公共交通会議が必要と認める事項について協議を

行う。

(7) 法に基づく手続き上協議を調える必要がある事項等

地域公共交通会議において法に基づく手続き上協議を調える必要がある事項等は、以下に掲げる事項である。

(道路運送法上協議を調える必要がある事項)

・自家用有償旅客運送に関する事項

① 自家用有償旅客運送の登録、更新登録、変更登録

自家用有償旅客運送の登録、更新登録、変更登録については、法第79条の4第1項第5号及び施行規則第51条の7の規定に基づき、自家用有償旅客運送が必要であることについて、地域公共交通会議において協議を調えることとされている。

② 旅客から収受する対価

旅客から収受する対価については、法第79条の8第2項及び施行規則第51条の15の規定の基準に基づき、地域公共交通会議において協議を調えることとされている。

(「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」において協議が調っていることが許認可の要件とされている事項)

・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送に関する事項

① 運行の態様

路線不定期運行又は区域運行については、「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針（平成13年8月29日国自旅第71号。以下「申請処理方針」という。）」1.(2)③において、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているもの（地域公共交通会議等で地域交通ネットワークの観点から協議が調っていること。ただし、交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行によるものが不在である場合等明らかに路線定期運行との整合性をとる必要が無い場合はこの限りではない。）であることとしている。

② 事業計画（使用車両、最低車両数）

使用車両の乗車定員については、申請処理方針1.(3)②、(4)①及び(5)①において、地域公共交通会議又は協議会（施行規則第4条第2項の協議会をいう。）の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合には11人未満の乗車定員とすることができることとしている。

最低車両数については、申請処理方針1.(3)③、(4)②及び(5)②において、地域公共交通会議又は協議会の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合

は、最低車両数の定めのないとしている。  
(許認可の手續等について、協議が調っていることによって特例が認められる事項)

① 事業計画（路線、営業区域）

路線又は営業区域については、「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間に対する設定方針について」（平成13年12月26日国自旅第129号）1及び2において地域公共交通会議又は協議会で協議が調った事案については、特段の事情がない限り、通常3ヶ月又は2ヶ月をそれぞれの事案ごとに、概ね2ヶ月又は1ヶ月を目処とした迅速な処理をすることとしている。

② 運行計画

「一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領」（平成13年9月27日国自旅第90号）4.（2）②において地域公共交通会議で協議が調った運行系統については、クリームスキミング的運行の要件に該当する場合であっても弾力的に取扱うこととしている。

③ 路線又は営業区域の休廃止等

（イ）路線定期運行

「道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の路線等の休止又は廃止に関する手続きの取扱いについて」（平成13年9月26日国自旅第92号）Ⅰ. 1（3）において、地域公共交通会議の協議結果に基づき路線を休止又は廃止する場合のうち、地域公共交通会議が地域協議会の分科会として位置付けられている場合、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて行われる路線定期運行である場合、及び利用者の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合には、必要となる届出について休止又は廃止予定日の30日前までの届出でよいこととしている（通常は6ヶ月前までの届出）。

（ロ）路線不定期運行、区域運行

路線不定期運行に係る路線の一部廃止及び他の運行の態様と併せて行っている場合の全部廃止、区域運行に係る営業区域の一部廃止及び他の運行の態様と併せて行っている場合の全部廃止については、「道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の路線等の休止又は廃止に関する手続きの取扱いについて」（平成13年9月26日国自旅第92号）Ⅱ. 及びⅢ. において、地域公共交通会議において協議が調っていれば、この場合に必要となる事業計画変更認可申請については、廃止予定日の30日前までの申請でよいこととしている（通常は2ヶ月前までに申請）

4. 地域公共交通会議の構成員

（1）地域公共交通会議の構成員は、施行規則第4条の2第1項に掲げる者とする。

ただし、施行規則第4条の2第2項の規定により、地域の実情により、構成員に上記以外の者を加えることができる。

自家用有償旅客運送の実施において、観光旅客を含む来訪者を輸送対象とする場合は、地域の観光資源の活用を図る観点から、観光協会や観光関連事業者等の観光関係者を構成員に加えることが望ましい。

- (2) 構成員を選任し、又は変更するに当たっては、地域公共交通会議において公正・中立な運営及び地域住民、観光旅客を含む来訪者その他の利用者の視点に立った協議がなされるよう、地域公共交通会議にあっては施行規則第4条の2第1項に掲げる構成員ごとのバランスに留意し、特定の者に偏らないよう配慮する。
- (3) 自家用有償旅客運送に係る申請者に対しては、地域公共交通会議を主宰する地方公共団体が事前に意見の聴取を行うか、又は、地域公共交通会議（幹事会を含む。）に申請者を参加させ、運送する旅客の範囲、対価、運送の頻度等の有償運送の活動内容及び申請に関する意見を述べさせることとするか、いずれかの措置を講ずるものとする。ただし当該申請者（市町村が申請者である場合を除く。）が地域公共交通会議に参加する場合にあっては、自らが行う有償運送の可否の議決には加わることはできないものとする。
- (4) 自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合には、円滑な協議を誘導するため、地域公共交通のエキスパートなどの人材を第三者のコーディネーターとして加えるよう配慮する。
- (5) 自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合には、その必要性については、地域の移動制約者の現状について、ケアマネージャーや保健師等、移動制約者の代弁者も加えることで、現場の実状を詳細に把握するよう配慮する。なお、地域公共交通会議に移動制約者の代弁者を参加させる等、地域の実情に応じ、会議間での緊密な連携を図ることが必要である。
- (6) 地域公共交通会議の構成員は、地域住民の交通利便の確保・向上のために、目的意識を共有し、「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」（平成26年11月20日国土交通省、総務省告示第1号）七に掲げる事項を十分に理解して会議に参画することが必要である。

## 5. 地域公共交通会議における協議

### (1) 地域公共交通会議において協議を調える方法

地域公共交通会議の協議を行うに当たっては、公正・中立な運営を確保するため、構成員のバランスにも配慮し委員の選任を行うとともに、関係者間のコンセンサスの形成をめざして、(3)の検討プロセスに基づき（ただし、地域のニーズに対応した交通手段の確保のために、地域公共交通会議がこれによらない協議を行う旨決議した場合を除く。）、十分議論を尽くして行うものとする。議決については、円滑な運営を確保するため、あらかじめ地域公共交通会

議の設置要綱に議決に係る方法を定めるものとする。

議決に係る方法は、必ずしも全会一致を意味するものではなく、多数決など地域公共交通会議の設置要綱に定められた議決方法により決することにより、協議が調ったものとする。

協議が調った場合には、施行規則第51条の3第4号に規定する書類を申請者（届出者）に対し交付するものとする。

（2）地域公共交通会議において既に調った協議事項の見直し方法

法第79条の12第1項第4号に規定する関係者間における協議については、その行う自家用有償旅客運送に関し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難でなくなったこと又は地域において必要な旅客輸送を確保するため必要でなくなるに至った事実及び理由を示して協議を行うものとする。この場合において、当該自家用有償旅客運送者に業務改善又は弁明の機会を付与するなど、可能な限り手続き上の透明性に配慮するものとする。

（3）地域公共交通会議における検討プロセス

① 地域公共交通会議の主宰者たる市町村長又は都道府県知事その他の構成員が、地域の公共交通に関する基本的な考え方等を踏まえ、地域の移動ニーズに対応した交通サービスがどうあるべきか主体的に検討し、自家用有償旅客運送の導入の意向をもった上で、当該導入について提案した場合には、地域公共交通会議において、以下の検討プロセスにより、協議を行うものとする。

（イ）自家用有償旅客運送の導入に関する提案についての協議

地域公共交通会議の主宰者たる市町村長又は都道府県知事その他の構成員による自家用有償旅客運送の導入に関する提案の内容について協議することとする。この場合、乗合タクシー等の地域の交通事業者による運送サービスの提供の可否についても、当該提案があった日から最長2ヶ月間程度の協議を重ねることとし、自家用有償旅客運送又は地域の交通事業者による運送サービスのいずれかについて、実施するとの結論に至った場合は、これをもって地域公共交通会議における協議が調ったものとみなし、それ以降の手續については、下記（ハ）～（ヘ）によることとする。

（ロ）協議で結論に至らなかった場合の市町村長又は都道府県知事による判断

2ヶ月の期間内に上記①（イ）のような結論に至らなかった場合には、地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事が、設置要綱の規定に基づき、協議内容を尊重しつつ、自らの責任において、自家用有償旅客運送の導入の可否について最終的な判断を行えることとし、自家用有償旅客運送を実施するとの判断がなされた場合には、自家用有償旅客運送を実施することについて協議が調ったものとみなし、それ以降の手續については、下記（ハ）～（ヘ）によることとする。

（ハ）自家用有償旅客運送の実施内容についての協議

自家用有償旅客運送の実施内容（種別、運送主体、運行内容（路線又は区域）、利用者から収受する対価、実施時期等）について協議するものとする。（なお、これらの事項については、上記①（イ）に規定する「最長２ヶ月間程度の協議」の中で協議することとし、この協議において結論が出ず、上記①（ロ）に規定する「市町村長又は都道府県知事の判断」がなされる場合には、当該判断の対象に含めることを原則とする。）

（二）自家用有償旅客運送の交通事業者に対する運行委託に関する協議

上記（ハ）で協議した自家用有償旅客運送について、交通事業者への運行委託による実施を協議し、委託可能との協議結果に至らなかった場合は、市町村又は特定非営利活動法人等による実施について、協議を行うこととする。（なお、運行委託による実施の可否等については、上記（イ）に規定する「最長２ヶ月間程度の協議」の中で協議することとし、この協議において結論が出ず、上記（ロ）に規定する「市町村長又は都道府県知事の判断」がなされる場合には、当該判断の対象に含めることを原則とする。）。

（ホ）更新登録における検討プロセスによる協議

現に実施されている自家用有償旅客運送に対して、提案者から、交通事業者による困難性が認められないとの意見を付した上で、具体的な提案を行う場合、提案者は現に実施されている自家用有償旅客運送の有効期間の満了日の４ヶ月前までに地域公共交通会議に提案を行い、上記（イ）～（二）に基づき検討を行うものとする。

この場合、地域の移動ニーズに対応した交通手段の安定的な確保の観点から、当該提案により提供される輸送サービスの持続性を踏まえ、自家用有償旅客運送の更新登録を行うことを含め、慎重に検討を行うものとする。

（ヘ）検討プロセスの運用

上記の検討プロセスの運用については、地域公共交通会議の設置要綱において、検討プロセスに基づく協議結果は地域公共交通会議において議決されたものとする旨を、あらかじめ定めるものとする。

ただし、現に行われている協議の状況や段階等を踏まえ、検討プロセスに基づく協議結果は地域公共交通会議で議決されたものとする旨を、あらかじめ、議決することも可能とする。

- ② 地域公共交通会議の主宰者たる市町村長又は都道府県知事において、地域の移動ニーズに対応した交通サービスの提供に向けた検討が必要であると考えているものの、市町村長又は都道府県知事その他の構成員が、具体的な交通サービスの在り方に係る意向を示していない場合においては、以下のプロセスによることとすることも可能である。

（イ）地域の移動ニーズに対応した交通の導入に関する提案

地域の移動ニーズに対応した交通の導入に関し、具体的な提案（運行内容（路線又は区域）、運賃及び料金、実施時期が定められているもの。）を2ヶ月以内に提出するよう、地域公共交通会議から地域の交通事業者に対して求めることとする。

なお、期限内に具体的な提案がない場合は、地域の移動ニーズに対応した交通に関し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であることについて、会議等の協議が調ったものとみなし、上記①（ハ）の協議を行うものとし、以降の手続は、上記①（二）～（ヘ）を準用することとする。

（ロ）提案内容に関する協議

（イ）の具体的な提案について、地域の移動ニーズへの対応の観点から、地域公共交通会議に対して提案があった日から4ヶ月間の協議を行うものとし、実施するとの協議結果となった場合は、これをもって地域公共交通会議における協議が調ったものとみなす。

なお、4ヶ月間の期間内に実施するとの協議結果に至らなかった場合は、地域の移動ニーズに対応した交通に関し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であることについて、会議等の協議が調ったものとみなし、上記①（ハ）の協議を行うものとし、以降の手続は、上記①（二）～（ヘ）を準用することとする。

6. 地域公共交通会議において定められた自家用有償旅客運送に関する独自の基準に対する考え方

地域公共交通会議において、関係法令・通達に定められていない独自の基準（以下「ローカルルール」という。）については、客観的な根拠に基づかないものは認められない。なお、当該地域における移動制約者の状況、バス、タクシー等の公共交通機関の整備状況等を踏まえ、自家用有償旅客運送について十分な検討が行われ、客観的・合理的な理由に基づいて協議され設けられたローカルルールについては、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えるものでない限り、排除されるものではない。

他方、一度定められたローカルルールについて、その前提となる状況が変化しているにもかかわらず長期間見直しを行っていないことや、個別の事例につき適用された取扱いを他の事例との違いを吟味せず地域で一律のローカルルールとして適用するといった取扱いは適当ではない。

このため、地域公共交通会議ごとに主宰者である市町村が自家用有償旅客運送の運営実態等を踏まえながら適切性について改めて検証を行い、これらに基づいて定められていないと判断されたローカルルール（以下「不合理なローカルルール」という。）については、適時適切に見直しを行うこととする。また、地域公共交通会議の構成員は、不合理なローカルルールが存置されていると考える場合には、その旨を会議において申し出ることができることとし、この申し出があっ

た場合にも、地域公共交通会議において、当該ローカルルールの適切性について改めて検証を行い、適時適切に見直しを行うこととする。

毎年度、見直しの進捗状況について、①ローカルルールの内容、②ローカルルール設定の経緯、③判定結果、④判定理由、⑤今後の対応方針、⑥対応結果等をローカルルール検証結果報告書により、毎年３月末現在における検証の推進状況を報告することとする。

それら報告を集計した上で、不合理なローカルルールの見直しが遅れている市町村においては速やかに見直しを行うものとする。

## 7. 申請処分後における主宰者の役割

主宰者は、一般旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送に係る相談、違反時の通報連絡体制、事故時の対応、利用者等からの苦情その他に対応するため、連絡窓口を整備するものとする。

都道府県が主宰者である場合は、各関係市町村にも連絡窓口を整備するものとする。

(〇〇地域公共交通に係るご相談又は通報窓口)

〇〇市役所〇〇部〇〇課

連絡先：TEL 〇〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

担当：〇〇、△△、□□

主宰者は、利用者等からの苦情及び通報、事故、その他の連絡を受けた場合には、輸送の安全の確保等を通じ適切な運営を確保するため、地域公共交通会議の構成員に通知するとともに、地域公共交通会議で対応を協議し必要な指導を行うことができるものとする。

地域公共交通会議において必要な指導を行ったにもかかわらず、協議が調っている事項に関し、一般旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者がこれに従わない場合や、相違した運行を行っているとの通報があった場合、利用者からの苦情等のうち悪質と思われるもの、死亡事故等の重大事故の発生等の連絡を受けた場合には、主宰者は管轄する運輸支局等に連絡を行う等相互に密接な連携を図り対応を協議するものとする。

また、運輸監理部長、運輸支局長、指定都道府県等の長から、地域公共交通会議で協議した自家用有償旅客運送者に係る業務の停止又は登録の取消等、行政処分に係る通知を受理した場合にあっては、当該事実を地域公共交通会議の構成員に周知するとともに、必要に応じ地域公共交通会議を開催し対応を協議する等適切な対応を実施するものとする。

〇〇（市町村）地域公共交通会議設置要綱（モデル要綱）

制定（年号）〇〇年〇〇月〇〇日

（目的）

第 1 条 〇〇（市町村）地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保及び自家用有償旅客運送の必要性、公共の福祉の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

（協議事項）

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （１）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- （２）路線（市町村長が主宰する地域公共交通会議にあっては、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて行われる路線定期運行である場合に限る。）の休止又は廃止に関する協議
- （３）自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （４）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の構成員）

第 3 条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- （１）〇〇市町村長（〇〇都道府県知事）又はその指名する者
- （２）一般乗合旅客自動車運送事業者（〇〇〇〇株式会社）
- （３）一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者（〇〇〇〇株式会社）
- （４）社団法人〇〇県〇〇協会
- （５）住民又は利用者の代表
- （６）〇〇運輸局長（〇〇運輸支局長）又はその指名する者
- （７）自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合は、〇〇市町村において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者
- （８）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- （９）道路管理者、都道府県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長をおき、主宰者の地方公共団体の職員の中からこれを充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 交通会議の議決の方法は、〇〇〇〇とする。

5 4の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日国自旅第161号)に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.(3)地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果又は当該検討プロセスに基づき協議が調ったものとみなされた事項については、交通会議の議決があったものとする。

6 交通会議は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

7 交通会議の庶務は、〇〇(市町村)〇〇部(課)において処理する。

8 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(〇〇地域公共交通に係るご相談又は通報窓口)

〇〇市役所〇〇部〇〇課

連絡先: TEL 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

担当: 〇〇、△△、□□

(守秘義務)

第5条 交通会議の委員(幹事会の委員)は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

[以下は必要に応じ定めることとする。]

(幹事会)

第〇条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会をおく。

2 幹事会は、第3条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とす

る。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

（交通会議における協議が調った事項に係る軽微な変更事項）

第○条 交通会議は、次に掲げる変更事項について、軽微なものと認め、当該変更に伴う協議については、第○条に定める幹事会を設置して当該協議を行うことについて委任することや書面による協議を行うことができる。

（１）△△

（２）××

## コミュニティバスの導入に関するガイドライン

### 1. 目的

本ガイドラインは、「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」に定めるもののほか、市町村等がコミュニティバスを導入する際の留意すべき事項を定めることによって、地域住民にとって便利で効率的な地域交通ネットワークの構築に寄与することを目的とする

### 2. コミュニティバスの定義

本ガイドラインで「コミュニティバス」とは、交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、以下の方法により運行するものをいう。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス（乗車定員 11 人未満の車両を用いる「乗合タクシー」を含む。）
- (2) 市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う交通空白地有償運送

### 3. コミュニティバスの導入に際し留意すべき事項

#### (1) 基本的な考え方

地域の交通ネットワークの整備にあたっては、路線定期運行を基本としつつ、当該地域の特性に応じたその他のサービスを組み合わせることによって、全体として整合性のとれたネットワークを構築することが重要である。

公的資金によって支えられるコミュニティバスは、自立運営を原則とする路線バス（一般乗合旅客自動車運送事業者が運行するコミュニティバス以外の路線定期運行をいう。以下同じ。）を補完し、これと一体となって当該地域の交通ネットワークの一部を形成するものであることから、その導入にあたっては、路線、区域、運行時刻等において路線バスとの整合性を図るよう十分留意する必要がある。

#### (2) 事業計画（路線、営業区域、使用車両、停留所等）

路線や区域については、導入するコミュニティバスの地域交通ネットワークにおける役割分担を明確にした上で、路線バスと実質的に競合することのないよう十分に検討すべきである。検討にあたっては、市町村等が同一地域内を運行する路線バスの運行事業者を含む関係者からヒアリングをすることが望ましい。

使用車両については、地域特性又は路線特性等に即して仕様、形状、乗車定員等について検討する必要がある。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年 12 月 15 日国土交通省令第 111 号）」にしたがって所要の要件を満たす必要がある。さらに、使用車両数については、車検、定期点検、事故等の発生に備えた予備車両の必要性について検討

する必要がある。

停留所や乗降場所については、路線バスとの乗り継ぎを考慮して検討する必要がある。

(3) 運行計画（運行系統、運行回数、運行時刻）

路線バスでは運行できない時間帯をコミュニティバスが分担するなど、運行系統、運行回数、運行時刻の設定にあたっては、相互の補完を図り、競合を回避するよう配慮すべきである。また、運行時刻の設定は、結節点における路線バスとの接続を考慮して行うべきである。さらに、「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成13年12月3日国土交通省告示第1675号）」に留意する必要がある。

(4) 運賃及び料金等

一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う場合の運賃及び料金については、他の旅客自動車運送事業者との間に不当競争を引き起こすおそれがないこと、財政負担を踏まえつつ、安全運行に必要な費用を確保できること及び持続的な運行が可能であることにつき、十分に検討する必要がある。

交通空白地有償運送による場合の旅客から収受する対価については、「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて（平成18年9月15日付け国自旅第144号）」の定めるところによる。

(5) 市町村等が運行を委託する場合における運行主体の選定方法

運行を委託する場合の運行主体（一般乗合旅客自動車運送事業者）の選定にあたっては、運行経費の多寡のみを基準とすることなく、収益拡大策、運行の安全性、利用者の利便性、環境への配慮、緊急時の対応能力等の観点から総合的に評価することが重要である。

総合的に評価する際の評価項目及び評価要素の例は以下のとおりである。評価にあたっての各項目の比重については、運行経費に偏ることのないようにすべきであり、とりわけ運行の安全性には十分な配慮が必要である。

① 運行経費

- ・ 能率的な運営を前提としていること
- ・ 安全運行のために必要な経費等の確保
- ・ 経費の適正な見積もり

② 収益拡大策

③ 運行の安全性

- ・ 旅客運送事業の実績
- ・ 国土交通省による処分の状況
- ・ 重大事故の発生の状況（過去〇年間）（重大事故とは自動車事故報告規則第2条の事故をいう。）
- ・ 運輸安全マネジメントの導入状況

- ・運行管理体制
- ・整備管理体制
- ・営業所と車庫との距離
- ・適切な乗務割、労働時間を前提とした運転者の選任計画
- ・休憩、仮眠又は睡眠のための施設の設置状況

④ 利用者の利便性

- ・高齢者、障害者への配慮（バリアフリー車両の導入等）
- ・運転者の教育体制
- ・利用者に対する情報提供の体制
- ・苦情対応体制
- ・他の交通機関とのネットワーク構築に向けた取り組み

⑤ 環境への配慮

- ・低公害車の導入状況
- ・省エネルギーへの取り組み状況
- ・交通エコロジー・モビリティ財団のグリーン経営認証又は ISO14001 の取得の有無

⑥ 緊急時の対応能力

- ・事故時の処理体制
- ・事故時の損害賠償能力
- ・災害発生時等緊急時の対応能力
- ・予備車両の状況

(6) 市町村等が運行を委託する場合におけるその他の配慮事項

燃料高騰など運行主体の責に帰すことのできない要因により、運行経費が著しく増加したり実運賃収入が予定運賃収入を著しく下回った場合には、衡平の観点から委託費の適切な見直しが行われることが望ましい。

また、運行主体が新たに車両を購入して運行する場合であって、5年未満で運行委託契約が終了する場合には、残期間の車両償却費の負担について適切な配慮がなされることが望ましい。

【参考事例】

○路線バスと実質的に競合するコミュニティバスを導入したため、利用者の利便性の低下が危惧される事例（3.（1）関係）

- ・A市は、市中心部において、既存路線バスと実質的に競合する低廉な運賃のコミュニティバスの運行を開始した。既存路線バスは、市中心部を通過して過疎地域を結ぶ赤字路線であるが、コミュニティバスとの競争で市中心部での収入が減少しているため、減便又は廃止を検討している。過疎地域の住民の利便性の低下が危惧される。
- ・B市は、C社の既存路線バスと実質的に競合する形で、入札で最低価格を提示したD

社に委託しコミュニティバスの運行を開始した。その結果、C社は旅客の逸走から路線の一部撤退を行ったが、その後、D社は経営不振によりコミュニティバスの委託費の増額をB市に要望するも認められないため、コミュニティバスから撤退するおそれがある。コミュニティバスが運行できなくなれば既存路線バスが撤退した地域の住民の足がなくなることとなる。

○路線バスとの役割分担を明確にしてコミュニティバスを導入した事例（3.（2）関係）

E町は、既存路線バスでカバーすることのできない末端地域について、既存路線バスの停留所までの足の確保を目的として乗合タクシーを導入している。なお、既存路線バスとの運賃上の乗り継ぎ抵抗に配慮し、乗り継ぎ割引も導入している。

○路線バスと実質的に競合するコミュニティバスを導入したため、路線バスの輸送人員が減少し補助金の増額につながった事例（3.（2）関係）

F市は、G社の既存路線バスに補助金を交付し路線維持を図っていたが、当該路線に競合するコミュニティバスを導入（運行はG社に委託）したため、既存路線バスの輸送人員が減少し、結果として既存路線バスに対するF市の補助金の増額につながった。

○使用車両の検討が十分に行われなかったことにより問題が生じた事例（3.（2）関係）

H市は、地域公共交通会議の合意に基づきコミュニティバスの運行をI社に委託することとし、I社が一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請を行ったが、使用車両がバリアフリー基準に適合しないことから許可が得られず、財政面の手当を含め使用車両の再検討が必要となり、運行開始が大幅に遅れることとなった。

○路線バスとコミュニティバスの相互の補完を図り利用者利便を向上した事例（3.（3）関係）

J市は中心市街地において、K社の既存路線バスの運行本数が少ない昼間時間帯にコミュニティバス（運賃100円）を運行し利用者利便を高めるとともに、K社の昼間時間帯の路線バス運賃をJ市の負担によって200円まで引き下げ、路線バスとコミュニティバスの運賃格差の是正を図っている。

○自治体の設定した運行ダイヤが運転者の労働時間の制約に抵触していた事例（3.（3）関係）

L市は運行ダイヤ等を定め、入札を経てコミュニティバスの運行をM社に委託したが、M社が実際に運行したところ、少しの遅れで運転者の労働時間の制約に抵触する運行ダイヤとなっていたため、運行開始早々、運行ダイヤの変更が行われた。

○運行経費の多寡のみを基準に事業者を選定したことによって運行に支障が生じた事例（3.（5）関係）

- ・ N市は、入札で最低金額を提示したO社にコミュニティバスの運行を委託したが、O社が運行経費を抑えるために勤務実態のない運行管理者について虚偽の届出をしていたことから、道路運送法第40条の規定に基づく車両停止処分を受けることとなり、コミュニティバスの運行に支障が生じる結果となった。
- ・ P町は、入札で最低金額を提示したQ社にコミュニティバスの運行を委託することとし、Q社が一般乗合旅客事業者運送事業の許可申請を行ったが、運行管理体制が整っていないことなどから許可が得られず、運行直前になって急遽地場の一般乗合旅客自動車運送事業者の協力を得てコミュニティバスの運行にこぎ着けた。
- ・ R市は、入札で最低金額を提示したS社にコミュニティバスの運行を委託したが、S社は経営不振によりコミュニティバスの委託費の増額をR市に要望するも認められないため、コミュニティバスの運行から撤退した。

#### ○コミュニティバスの運行経費の一般的な項目例（3.（5）①関係）

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 運送費   | 人件費（運転者、その他）      |
|       | 燃料油脂費             |
|       | 車両修繕費             |
|       | 車両減価償却費（又は車両リース料） |
|       | 自動車関係諸税           |
|       | 保険料               |
|       | バス停修繕費            |
|       | その他運送費            |
|       | バス停設置費用           |
|       | 音声合成データ作成費        |
| 初期費用  | その他初期費用           |
| 一般管理費 | 人件費               |
|       | その他経費             |

#### ○安定的な運行に資する委託契約等の事例（3.（6）関係）

- ・ T市とU社のコミュニティバスに関する運行協定書においては、事業者の責に帰さない燃料高騰など外部要因による運行経費の増加が生じた場合、運行負担金の変更を求めることができるとしている。
- ・ V市とW社のコミュニティバス運行に関する協定書においては、W社の車両を使用することとなっているが、運行が5年未満で終了する場合は、使用車両の残存価格の負担について、V市とW社が協議の上別に定めることとしている。

国自旅第 35号  
平成21年 5月21日  
一部改正 国自旅第319号  
令和 2年11月27日  
一部改正 国自旅第241号  
令和 4年 9月30日  
一部改正 国自旅第178号  
令和 5年10月 1日  
一部改正 国自旅第200号  
令和 6年 9月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

福祉有償運送に係る地域公共交通会議等における協議に当たっての  
留意点等について

福祉有償運送については、「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（令和2年11月27日付け国自旅第317号）（以下「処理方針」という。）、  
「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号）（以下「対価通達」という。）、  
「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第161号）（以下「ガイドライン」という。）等により取り扱っているところであるが、これら関係通達の一部について、解釈、運用上の疑義等が指

摘されているため、今般、その趣旨等について、下記のとおり整理することとしたので、十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、別添のとおり、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

## 記

### 1. 運送の区域について（処理方針 2.（2）⑤前段、ガイドライン 3.（3）ハ）

福祉有償運送の運送の区域については、原則、市町村の長が主宰する地域公共交通会議（道路運送法施行規則（以下「施行規則」という。）第 4 条第 2 項に規定する地域公共交通会議をいう。地域協議会の分科会として設置された場合を含む。以下同じ。）及び同項に規定する協議会（これらの会議又は協議会が組織されていない場合には、福祉有償運送の登録に関する処理方針 2.

（3）③に定める関係者間）（以下これらを総称して「地域公共交通会議等」という。）で協議により定められた区域とされているが、処理方針及びガイドラインで述べているとおり、地域公共交通会議等を複数の市町村又は都道府県単位で開催することも可能であり、この場合、運送を必要とする者の居住地及び行動の目的地等に照らし合理的であり、かつ、当該団体の運行管理が適切かつ確実に実施されると認められる範囲であって、一つの市町村を超えた広域的な運送の区域を設定することも可能である。

### 2. 運送しようとする旅客の範囲について

#### （1）申請日において該当する者がいない区分（処理方針 2.（2）⑧（イ）後段）

福祉有償運送の必要性については、道路運送法施行規則第 49 条第 2 号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの区分ごとに、旅客の障害の状況等の態様を踏まえて判断することが必要であるため、登録の申請日において該当する者がいない区分は申請することができないこととされているが、地域公共交通会議等で協議が調っている場合においては、当該区分についても申請することができる。

なお、区分の妥当性等については、地域公共交通会議等において、更新登録等の際に確認するものとする。

#### （2）道路運送法施行規則第 49 条第 2 号ロ、ハ、ホ、ヘ及びトに該当する者の

確認方法について（処理方針 2.（2）⑧（ロ、ハ）、ガイドライン 3.（3）③（イ））

福祉有償運送の旅客は、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者に限定されており、特に、道路運送法施行規則第 49 条第 2 号ロ、ハ、ホ、ヘ及びトに該当する者（精神障害者、知的障害者、要支援者、基本チェックリスト該当者及び「その他の障害を有する者」）については、地域公共交通会議等において運送の対象とすることの妥当性等の確認を行うことが必要とされている。確認の方法については、処理方針において、他人の介助なしでは移動することが困難であり、かつ、単独でバス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であることを、医師や福祉・介護の専門職が判断した者のほか、「申請者に当該会員の具体的な身体状況等の説明を求める、身体状況について地域公共交通会議等の事務局が予め聴取した上でその内容を地域公共交通会議等に報告する、地域公共交通会議等の下に判定委員会を設置し、当該判定委員会において運送の対象とすることの適否について審査する」などの方法が例示として挙げられているが、参考までに、現在、各地の地域公共交通会議等において行われている確認方法の事例について、その主なものを別紙 1 のとおりとりまとめた。

### 3. 複数乗車の必要性について（処理方針 2.（2）⑧（二））

福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアの個別輸送を原則としており、複数乗車については、例外的なものとされ、透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって、運送者が必要と認めた場合には、1 回の運行で複数の旅客を運送することができるとされている。処理方針 2.（2）⑧（二）にある、「透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎」は、複数乗車が認められる代表的な事例として例示されているものであり、必ずしもこれに限定されるものではない。参考までに、現在、各地の地域公共交通会議等において協議し、処理方針を踏まえて認められている複数乗車の事例について、その主なものを別紙 2 のとおりとりまとめた。

### 4. 旅客から収受する対価について（対価通達 2.（3）①イ.（注 2））

旅客から収受する対価については、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であることなどが求め

られているが、対価通達 2. (3) ①イ. にある「タクシー運賃の約 8 割であること。」は、運送の対価の目安であり、上限として定められているものではない。また、旅客から収受する対価について、運送の対価と運送の対価以外の対価に区分して定められているが、これは、対価通達 2. (3) ①（注 2）にあるとおり、運送の対価を運送の対価以外の名目で収受することにより、運送の対価の水準を、タクシー運賃の約 8 割の範囲内であるとするような操作を防止するためである。

#### 5. 地域公共交通会議等に提出される書類について

地域公共交通会議等に提出される書類については、登録申請関係書類の写しの活用等が行われているが、地域公共交通会議等によっては、既存の書類で確認が可能であるにも拘わらず、別様式に書き改めた書類を求められるという事例も報告されており、こうした事例は特段の事情がない限り過重なものと考えられるので、申請者の負担の軽減にも十分配慮し、提出書類が適切なものとなるよう取り扱うこと。

旅客の範囲（精神障害者、知的障害者、要支援者、基本チェックリスト  
該当者及びその他の障害者）の確認方法の事例

※「その他の障害者」とは、道路運送法施行  
規則第 49 条第 2 号トに該当する者であ  
る。

1. 判定組織を設置して判断

（事例 1）

- ① 判定委員会の対象となるのは、要支援者及びその他の障害者。
- ② 地域公共交通会議等事務局において、運送団体が利用者に聴取して作成したチェックシート、介護保険被保険者証及び医師の診断書を確認。チェックシートについて指摘事項があれば、事務局から運送団体に聴取。
- ③ 事務局での確認後、判定委員会に送付し、協議により判定。ただし、実際には、ケアマネージャーに判定を委ねることが多い。
- ④ 判定委員会は、市内を営業区域に含むタクシー等の事業者及びその組織する団体、市内において現に福祉有償運送を行っている NPO 法人に属する者のうちその代表者が指名する者及び市健康福祉部障害福祉課長により構成。

（事例 2）

- ① 判定委員会の対象となるのは、すべての旅客。
- ② 判定委員会では、市の健康福祉センターの保有する情報をもとに協議を行い、タクシーの利用が困難であり、福祉有償運送の利用が必要であるか否かについて判定。地域公共交通会議等へは、年 1 回行われる運営状況に関する報告の際、毎月の登録者について報告。
- ③ 判定委員会は、タクシー事業者及びその運転者が組織する団体の代表者、健康福祉部長寿障害福祉課職員及び健康福祉部地域包括支援センター職員により構成。必要な場合にはさらに説明員を参加させることができる。

（事例 3）

- ① 判定会議の対象となるのは、要支援者。

- ② 運送団体が会員登録の際に、介護保険被保険者証を確認するとともに、利用者から移動困難申出書の提出を求める。
- ③ 地域公共交通会議等事務局（市高齢福祉課）において、申出書及び要介護認定資料をもとに確認し、疑義があれば運送団体と調整。
- ④ 事務局での確認後、判定会議において最終判断を行い、結果は地域公共交通会議等に報告。
- ⑤ 判定会議は、市の医師職職員、保健師及び事務局により構成。
- ⑥ 知的障害者については、運送団体が、療育手帳又は障害者年金証書等障害の程度が分かる書面を確認。精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳若しくは障害事由の年金又は障害給付金の受給を確認。両者とも、運送団体における確認後、地域公共交通会議等事務局で判定を行う。

#### 〈その他の障害者の判定方法〉

- ⑦ その他の障害者のうち障害者手帳を持たない者については、地域公共交通会議等事務局が、医師の診断書（知的障害者については知的障害者更正相談所による判定書、精神障害者については当該障害を事由とする年金又は特別障害給付金も含む）及び利用者からの移動困難申出書を確認して判定。なお、診断書が無い場合には地域公共交通会議等で協議。
- ⑧ 判定結果については、地域公共交通会議等に報告。

## 2. 地域公共交通会議等事務局で判断

### （事例１）

- ① 要支援者について、地域公共交通会議等事務局が、介護保険被保険者証の保有の有無を確認し、これと運送団体が旅客としての認定の際に行ったヒアリング記録により判定。判定の参考とするため、障害者福祉担当部署のみではなく、介護保険担当部署においても上記の確認を行った上で、両者で協議を行う。
- ② その他の障害者については、各障害者手帳を持っている場合が大半であるため、手帳の保有の有無を確認して、同様に判定。
- ③ 複数市町村からなる地域公共交通会議等においては、旅客の範囲の確認手続きについて、担当学会議を開催して上記の方法で統一。

### （事例２）

- ① 要支援者について、地域公共交通会議等事務局が、介護保険被保険者証を確認して判定。

- ② その他の障害者のうち、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳保持者については手帳を確認して判定。手帳等の保持者以外については、原則、医師の診断書（「自らタクシーに乗り移動することが困難」である旨記載されたもの）により判定。ただし、それが困難な場合には、市町村（地域包括支援センター含む）の保健師の確認書（同旨記載）又は民生委員の調査書（同旨記載）の順に代えられる。
- ③ いずれの旅客についても、判定結果については、地域公共交通会議等に報告。

（事例 3）

- ① 要支援者及びその他の障害者について、地域公共交通会議等事務局が、介護保険被保険者証又は障害者手帳、難病患者については公費負担助成決定通知の写し又は診断書とともに、利用者からの有償運送の利用を必要とする理由書を確認して判定。
- ② 判定結果については、地域公共交通会議等に報告。

（事例 4）

- ① 当該地区で定められている「福祉有償運送移動困難者判定基準」に基づいて判断。
- ② 要支援者については、介護認定時の主治医の意見書並びに認定調査票により、ねたきり度がⅠ以上又は認知（痴呆）度がⅡ以上であることを確認。
- ③ その他の障害者については、障害者自立支援法に基づく認定調査又は自治体が調査した調査票にて、交通手段について、見守り又は一部介助若しくは全介助を要することを確認。
- ④ これらの情報を障害担当の職員が確認の上、判定。判定できない場合は障害担当の意見を聞きながら、地域公共交通会議等事務局で判定。

3. 運送団体が会員登録時に書面を確認、地域公共交通会議等事務局で判断

（事例 1）

- ① 運送団体が、身体障害者については身体障害者手帳の写しを確認。要介護者については介護保険証の写しを確認。要支援者については、介護保険被保険者証の写し及び医師による証明書（※医師による証明書だけでは、具体的な身体状況が把握できない場合、又は医師による証明書の入手が困難な場合には、ケアプランの写し又はケアマネージャーからの意見書）を確認。その他の障害者については、その障害に応じて、療育手帳又は精神障害者福祉

手帳の写し、支援センターによる身体状況を記録した文書、医師による証明書（※同）を確認。

- ② 地域公共交通会議等事務局が、利用者からの「福祉有償運送に係る移動困難申出書」に加え、医師の証明書及び療育手帳若しくはケアプランの写し又はケアマネージャーからの意見書に基づいて判定。なお、医師の証明書の入手が困難な場合は、例えば地域包括支援センター、障害者生活支援センター、発達障害者支援センター等が作成した身体状況及び生活実態が把握できる書類によって代えることができる。
- ③ 判定結果については、地域公共交通会議等に報告。

（事例２）

- ① 運送団体が、介護保険被保険者証若しくはその障害又は疾病を証する書類（障害に応じた各障害者手帳、難病患者にあっては公費負担助成決定通知の写し又は医師の診断書）を確認。会員名簿にこれらの書類を添付した書面を用意。
- ② 地域公共交通会議等事務局が、運送団体が用意した書面とともに、旅客の移動制約状況について確認の上、判定。

#### 4. 地域公共交通会議等で判断

（事例）

- ① 判定の対象となるのは、要支援者及びその他の障害者。
- ② 地域公共交通会議等の構成員が、対象者について運送団体の担当者から直接聴取を行い、これをもとに地域公共交通会議等で最終的な判定を行う。

地域公共交通会議等で複数乗車が認められた具体的事例

- ① 同一町内の身体障害者等が、同一の病院へ通院する場合の輸送
- ② 複数の障害児を、同一施設から同一病院までの輸送
- ③ 身体障害者の社会復帰を目的とする外出、日常生活（買物等）のための輸送
- ④ 特別支援学校（旧：養護学校）への送迎と施設間の輸送
- ⑤ 身体障害者養護施設の入居者が、コンサート鑑賞に行くための会場への輸送
- ⑥ 同居親族の会員の、乗車地・目的地が同一である場合の輸送
- ⑦ 障害者支援施設における、障害者自立支援法施行前のデイサービス、短期入所、日中預かり等に相当する、日中一時支援事業に伴う輸送

国自旅第 3 1 7 号  
令和 2 年 1 1 月 2 7 日  
一部改正 国自旅第 2 3 8 号  
令和 4 年 9 月 3 0 日  
一部改正 国自旅第 5 6 7 号  
令和 5 年 3 月 3 1 日  
一部改正 国自旅第 1 2 3 号  
令和 5 年 8 月 1 日  
一部改正 国自旅第 1 7 7 号  
令和 5 年 1 0 月 1 日  
一部改正 国自旅第 2 1 8 号  
令和 5 年 1 2 月 2 8 日  
一部改正 国自旅第 1 9 7 号  
令和 6 年 9 月 3 0 日

各 地 方 運 輸 局 長    殿  
沖 縄 総 合 事 務 局 長    殿

物流・自動車局長

#### 福祉有償運送の登録に関する処理方針について

自家用有償旅客運送は、道路運送法に基づき、地域住民等の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であるとして協議が調った場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を登録制度の下で可能とし、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。

本目的を踏まえ、福祉有償運送の登録に関する処理方針を別添のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本通達の発出に伴い、「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号）、「無人自動運転移動サービスを導入する自家用有償旅客運送の登録に関する処理の細部取扱いについて」（令和2年11月16日付け事務連絡）は廃止する。

## 福祉有償運送の申請に対する処理方針

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

### 1. 福祉有償運送について

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第49条第2号に定める福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）は、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等施行規則第49条第2号に掲げる者に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他施行規則第48条に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が、当該市町村に利用登録を行った者又は当該特定非営利活動法人等の会員に対して行う原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを行うため、市町村長又は都道府県知事が主宰する施行規則第4条第2項に規定する地域公共交通会議（地域協議会の分科会として設置された場合を含む。以下同じ。）又は同項に規定する協議会（以下、これらを総称して「地域公共交通会議等」という。）において調った協議内容に基づき実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して運送を行うものをいうものとする。

### 2. 登録の申請

#### （1）登録を行う場合

法第79条の2に基づく登録の申請は、次の場合に行うものとする。

##### ① 新たに登録を受け福祉有償運送を行おうとする場合

- ② 登録の有効期間の満了又は業務の廃止の届出により登録の抹消を受けた後、新たに登録を受けようとする場合
- ③ 登録の取消しを受けた後2年を経過した日以後において、再度登録を受けようとする場合
- ④ 現在福祉有償運送（持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和2年国土交通省令第93号。以下、「整備等省令」という。）による改正前の施行規則により登録を受けた福祉有償運送を含む。）を行っている特定非営利活動法人等が、特定非営利活動法人等の合併によって新たな特定非営利活動法人等となった場合において、登録を受けていない法人が承継法人となり福祉有償運送を行う場合

## （2）登録の申請

登録の申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第2-1号）に、（3）に掲げる添付書類を添えて、運送の区域の所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）を管轄する運輸支局長等（兵庫県にあっては神戸運輸監理部長、沖縄県にあっては陸運事務所長を含む。以下同じ。）（複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては、地域公共交通会議等の協議が調った市町村のうち主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等）又は指定都道府県等の長あて提出するものとする。

- ① 申請者の名称
- ② 申請者の住所
- ③ 申請者の代表者の氏名
- ④ 自家用有償旅客運送の種別  
「福祉有償運送」と記載する。

## ⑤ 運送の区域

運送の区域は、市町村の長が主宰する地域公共交通会議等の協議が調った区域とするものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする。

地域公共交通会議等が複数市町村の合同で主宰される場合又は都道府県によって主宰される場合の運送の区域は、当該地域公共交通会議等の地域の全域とするのではなく、運送を必要とする者の居住地及び行動の

目的地等に照らし合理的であり、かつ、当該団体の運行管理が適切かつ確実に実施されると認められる範囲の市町村を定めるものとする。

なお、自動運行旅客運送（自動運行装置（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条第1項第20号に規定する自動運行装置をいう。以下同じ。）を当該自動運行装置に係る使用条件（同条第2項に規定する条件をいう。以下同じ。）で使用する当該自動運行装置を備えている自動車を運行することによる旅客の運送をいう。以下同じ。）を行う運送の区域がある場合は、当該運送の区域を明記する。そのうち、特定自動運行旅客運送（特定自動運行（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第17号の2に規定する特定自動運行をいう。以下同じ。）による旅客の運送をいう。以下同じ。）を行う運送の区域がある場合は、当該運送の区域についても明記する。

⑥ 事務所の名称及び位置

福祉有償運送を実施する全ての事務所の名称及び住所を記載するものとする（記載する事務所は主たる事務所、従たる事務所を問わない。）。この場合において、申請者が広域的に活動を行っている場合は、申請書には福祉有償運送を実施する事務所の名称及び住所（活動拠点を定めた場合にはその名称及び住所）を記載するものとする。

⑦ 事務所ごとに配置する福祉有償運送の用に供する自家用自動車の種類ごとの数

事務所ごとに特定非営利活動法人等が所有する自家用自動車、ボランティア個人及び株式会社等からの持込みの自動車（運行委託先の事業者が保有する事業用自動車を含み、乗車定員11人未満の自動車であって、福祉有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。）の別ごとに、以下に掲げる自動車の台数を記載（軽自動車がある場合には、その数を内数として括弧書きで記載。また、自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送の用に供する自動車がある場合には、その数を内数として該当欄に記載）するものとする。

（イ）寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車

（ロ）車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車

(ハ) 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車

(ニ) 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車

(ホ) セダン等

なお、運行委託先の事業者が保有する事業用自動車の持込みは、以下に留意して行うものとする。

- ・ 運送事業における事業計画及び運行計画に定めるところに従い行う業務に支障の無い範囲であること。
- ・ 自家用自動車を使用して行う自家用有償旅客運送を補完するものであること。
- ・ 登録を受けた運送者は、様式第2－6号に定める前年4月1日から当年3月31日までに運行委託先の事業者が保有する事業用自動車の持込み使用実績を毎年5月31日までに運輸支局等（兵庫県にあっては神戸運輸監理部、沖縄県にあっては陸運事務所を含む。以下同じ。）に報告すること。

⑧ 運送しようとする旅客の範囲

運送することができる旅客は、市町村又は特定非営利活動法人等に利用登録を行った者（利用登録を受けようとする者を含む。）又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者であって、施行規則第49条第2号に規定するイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの区分のうち、他人の介助なしでは移動することが困難であり、かつ、単独でバス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等の移動制約者を対象とするものとする。

なお、申請日において運送しようとする旅客の中に該当する者がいない区分については、申請することができない。ただし、当該区分の申請に関し地域公共交通会議等における協議が調っている場合は、この限りでない。

(イ) 施行規則第49条第2号イに該当する旅客にあっては身体障害者手帳を、同号ニに該当する旅客にあっては介護保険被保険者証を所持する者であること。

(ロ) 施行規則第49条第2号ロ、ハ、ホ、ヘ及びトに該当する者を対象とする場合には、地域公共交通会議等において当該者の身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認（申請者に当該

会員の具体的な身体状況等の説明を求める、身体状況について地域公共交通会議等の事務局が予め聴取した上でその内容を地域公共交通会議等に報告する、地域公共交通会議等の下に判定委員会を設置し、当該判定委員会において運送の対象とすることの適否について審査する等の方法が考えられる。) がなされた者であること。

- (ハ) 施行規則第49条第2号ロ、ハ、ホ、ヘ及びトに該当する旅客にあつては、他人の介助なしでは移動することが困難であり、かつ、単独でバス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であることを、医師や福祉・介護の専門職が判断した者を含むものとする。

また、「その他の障害を有する者」には、自閉症、学習障害などの発達障害を有する者を含むものとする。

- (二) 福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアの個別輸送が原則である。

ただし、施行規則第49条第2号に定める者のうち透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等について、運送者の判断により、1回の運行で複数の旅客を運送すること（以下、「複数乗車」という。）も可能であることとする。ただし、複数乗車を実施する場合において、対価の設定については、旅客から収受しようとする対価が施行規則第51条の15の規定及び関係通達の定める基準を満たしていることについて地域公共交通会議等の協議が調っていることを要するものとする。

- ⑨ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行おうとするとき

法第79条の2第1項第5号に定める事業者協力型自家用有償旅客運送（一般旅客自動車運送事業者が、法第79条の2第1項第5号に掲げる運行管理及び施行規則第51条の2の2に掲げる自家用有償旅客運送自動車の整備管理の体制の整備又は自家用有償旅客運送自動車による旅客の運送の手配に係るサービスの提供について協力する自家用有償旅客運送。以下単に「事業者協力型自家用有償旅客運送」という。）を行おうとするときは、協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所を記載するものとする。

- ⑩ その他の留意事項

登録申請書の受理について、申請書記載事項や添付書類の不備等法令に定められた申請の形式的な要件に適合しない申請であることが明らかである場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定に基

づき、速やかに申請者に対し当該申請の補正を求めるものとする。

(3) 添付書類

施行規則第51条の3に定める申請書に添付する書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

① 定款等の書類

施行規則第51条の3第1号に規定する申請者である特定非営利活動法人等の定款（財団法人にあっては寄附行為）及び登記事項証明書並びに役員名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要）。なお、認可地縁団体の申請にあっては、規約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第12項の証明書並びに役員名簿、施行規則第48条第10号に規定する者の申請にあっては、定款に準ずる書類として組織の基本的事項を定める書類、役員名簿に準ずるものとして法人の役員に該当する権利能力なき社団の代表者を定める書類（いずれも団体規約等）とする。なお、団体規約等については、後に変更の可能性があるところ、当該変更の際には構成員の一定数以上の同意があるときに限る旨の定めがある等、民主的な方法により作成・変更されるものであることとする。

② いわゆる欠格事由に該当しない旨を証する書類

施行規則第51条の3第3号に定める、法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類とは、様式第3号に定める宣誓書とし、特定非営利活動法人等の代表者が当該法人の他の役員を含めて宣誓することができるものとする。

③ 地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

施行規則第51条の3第4号に定める、地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類とは、地域公共交通会議等が申請者に交付した様式第2－5号に定める書類とする。申請者の行おうとする福祉有償運送に対して地域公共交通会議等における協議に基づく特記事項がある場合には、当該書類にその旨記載するものとする。

地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、申請者は以下の関係者と協議を調えることにより地域公共交通会議等の協議に代えることができる。

- ・ 関係地方公共団体の長
- ・ 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

- ・住民又は旅客（当該市町村において選定した代表者）
- ・一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- ・その他当該市町村において協議を調える必要があると判断する者

申請者は、持ち回りで関係者から了解を得るなどの方法で協議を調えるものとする。この場合、協議が調ったことを証する書類は、当該関係地方公共団体の長が発行するものとする。なお、運輸支局長等は、申請者が行う協議に当たり、適切な検討、協議が可能となるよう、必要に応じて、関係地方公共団体の長と連携して、必要な情報等を収集し、関係者に提供するよう努めるものとする。

施行規則第51条の7第2号に定める、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に規定する地域公共交通計画に自家用有償旅客運送の実施主体、路線又は区域及び輸送対象が記載されているときは、当該地域において、自家用有償旅客運送を実施することについて協議が調ったものとみなす。この場合は、様式第2-5号に定める書類に代えて、当該地域公共交通計画の写しを提出するものとする。なお、料金や運行回数その他実施に当たって必要な事項の調整については地域公共交通会議等において別途協議するものとし、様式第2-5号に定める書類及び地域公共交通計画の双方を提出するものとする。

④ 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

施行規則第51条の3第5号に定める、自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類とは、以下のとおりとする。

- （イ）当該自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧（参考様式第イ号を参考として運送者において書式を定め記録するものとする。）
- （ロ）当該自動車の自動車検査証の使用者が申請者となる場合にあっては、当該自動車の自動車検査証とし、登録後に購入を計画している者については、車両購入契約書又は見積書とする。また、計画車両にリース車両がある場合は、リース契約書又は見積書とする。
- （ハ）当該自動車の自動車検査証の使用者が申請者とならない場合にあっては、当該自動車の自動車検査証及び自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書又は使用承諾書とする。この場合において、当該契約書又は使用承諾書は、福祉有償運送を実施する間、使用権原及び運送に伴う責任が申請者にあることを定めたものであるものとする。

⑤ 自家用有償旅客運送自動車の運転者が必要な要件を備えていることを

#### 証する書類

施行規則第51条の3第6号に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者が施行規則第51条の16第1項に規定する要件を備えていることを証する書類とは、以下のとおりとする。

- (イ) 当該自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧（参考様式第ロ号を参考として運送者において書式を定め記録するものとする。）
- (ロ) 様式第4号に定める運転者就任承諾書及び運転免許証の写し
- (ハ) 施行規則第51条の16第1項各号のいずれかに掲げる要件を備えていることを証する書類の写し（第二種運転免許を受けていない場合に限る。）

運転業務に関する委託を行っている場合にあっては、受託者の運転者が当該要件を備えていることを要するものとする。

なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、（ロ）及び（ハ）に掲げる書類について、様式第5号に定める宣誓書をもって代えることができる。

- ⑥ 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合の運転者その他の乗務員が必要な要件を備えていることを証する書類

施行規則第51条の3第7号に定める、福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする場合における運転者その他の乗務員が施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備えていることを証する書類とは、介護福祉士の登録証の写し、施行規則第51条の16第3項第2号に規定する講習を修了していることを証する書類の写し又は同項第3号の要件を備えていることを証する書類の写しとする。

- ⑦ 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

施行規則第51条の3第8号に定める、運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類とは、様式第6号に定める自動車の運行管理の責任者の就任承諾書及び様式第7号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とし、配置する自動車の数が5両以上となる事務所（以下「特定事務所」という。）の場合には、運行管理の責任者が施行規則第51条の17第2項の要件を備えることを証する書類を要するものとする。

なお、運行管理に関する委託を行っている場合にあっては、委託先の運行管理の責任者も含めた運行管理の体制を記した書類、就任承諾書を

求めるものとする。

また、事業者協力型自家用有償旅客運送にあつては、運行管理の責任者は当該協力事業者の運行管理者でなければならないものとする。

さらに、特定自動運行旅客運送を行う場合にあつては、運転者の代わりに特定自動運行保安員を記した書類を求めるものとともに、施行規則第51条の16の2第1項第2号イに定める装置を当該特定自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車に備えていることを証する書類の添付を求めるものとする。

⑧ 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

施行規則第51条の3第9号に定める、整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類とは、様式第7号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とする。

なお、整備管理に関する委託を行っている場合にあつては、委託先の整備管理の責任者も含めた整備管理の体制を記した書類を求めるものとする。

また、事業者協力型自家用有償旅客運送のうち、一般旅客自動車運送事業者が運行管理及び整備管理の体制の整備について協力する類型の場合にあつては、整備管理の責任者は、当該協力事業者が選任する者でなければならないものとする。

⑨ 事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

施行規則第51条の3第10号に定める、事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類とは、様式第7号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とする。

なお、運行に関する委託を行っている場合にあつては、委託先も含めた連絡体制を記した書類を求めるものとする。

また、特定自動運行旅客運送を行う場合にあつては、運転者の代わりに特定自動運行保安員を記した書類を求めるものとする。

⑩ 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

施行規則第51条の3第11号に定める、自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類とは、契約申込書の写

し、見積書等施行規則第51条の26に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等に計画車両の全てが加入している又は様式第8号に定める加入する計画があることを証する書類とする。

なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、上記の書類について、様式第9号に定める宣誓書をもって代えることができる。

⑪ 運送をしようとする旅客の名簿

施行規則第51条の3第12号に定める、運送をしようとする旅客の名簿は、施行規則第51条の29各号に掲げる事項を記載した名簿又は会員の身体状況等の態様ごとの人数を記載した書類（参考様式第8号を参考として運送者において作成したものを含む。）のいずれかとする。

ただし、市町村が運送の主体である場合にあっては名簿の作成及び事務所へ備え置くことを要しない。

⑫ 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあっては、当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類

施行規則第51条の3第13号に定める、当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第31条の2の2の規定に基づき国土交通大臣又はその委任を受けた地方運輸局長から交付された走行環境条件付与書の写しとする。

⑬ 特定自動運行旅客運送を行おうとする場合にあっては、当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の12第2項に規定する申請書の写しその他の同条第1項の許可の見込みに関する書類

施行規則第51条の3第14号に定める、当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の12第2項に規定する申請書の写しその他の同条第1項の許可の見込みに関する書類とは、申請書の写しその他の当該許可の申請状況を示した書類とする。

（４）登録の実施

① 登録番号の付与

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録を行った場合には、自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）ごとに登録番号の付与

を行い、これを管理するものとする。登録番号は、抹消登録が行われるまでの間、変更登録が行われ他の運輸支局等又は指定都道府県等の長の管轄に属することとなった場合であっても同一の番号により管理するものとする。(別記1参照)

ただし、広域的に活動する特定非営利活動法人等であって、1の特定非営利活動法人等として登録するとかえって活動実態の把握が困難となるため、活動の拠点たる地域ごとに登録した方が望ましいと認められる場合にあっては、特定非営利活動法人等の活動実態等も踏まえ、活動拠点ごとに登録を行うことができるものとする。この場合において、特定非営利活動法人等の登記上、活動拠点たる事務所に特定非営利活動法人等の登記簿に登記されていない場合にあっては、当該事務所の登記簿謄本、賃貸借契約書等により事務所の使用権原の確認を行うものとする。

既に登録を受けている市町村が合併した場合は、最初に登録を受けた市町村の登録番号を優先する。

② 登録を行った場合の通知

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録を行った場合には、運送者に対して登録の通知を行うものとする。通知は登録証(様式第10号)の交付によって代えることができるものとする。

③ 登録簿

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、申請者を登録簿に登録した場合は、登録簿を簿冊に調製し運輸支局等又は指定都道府県等の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

④ 登録を行った運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、関係する運輸支局長等又は指定都道府県等の長がある場合には、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に更新登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録簿の写しを当該運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

⑤ 登録時に付すべき条件

登録時に付すべき条件は、以下のものが考えられるが、このほかに地域の実情、申請内容等によりこれと異なる条件を付すこと及び条件を追

加することができるものとする。

(イ) 申請時において要件を満たしていない運転者がいる場合には、要件の確保の措置が講じられるまで当該運転者に運転させないこと。

(ロ) 複数乗車を行う場合において、旅客の輸送の安全の確保のため添乗をする者が必要と認められる場合には、適切な者を乗務させること。

(ハ) 運送者に登録した会員の状況について、年1回輸送実績の報告に併せ運輸支局長等又は指定都道府県等の長に報告を行うこと。

#### (5) 登録の拒否

以下の①～③のいずれかに該当する場合には、登録を拒否するものとする。この場合においては、様式第11号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、地域公共交通会議等の主宰者（地域公共交通会議等が組織されていない場合にあつては、運送の区域を管轄する市町村長）に対してもその旨を通知するものとする。

① 法第79条の4第1項第1号から第4号までに掲げる欠格事由のいずれかに該当する場合

② 法第79条の4第1項第5号に該当する場合

地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、当該福祉有償運送の実施が必要である旨の協議が調っていないこと。

③ 法第79条の4第1項第6号に該当する場合

次の（イ）～（ト）のいずれかに該当するものであること。

(イ) 運送しようとする旅客の移動制約等の状況に対応するために必要な福祉自動車の保有がなされていない場合（使用権原が申請者でない場合を含む。）

ただし、人工透析患者、精神障害者又は知的障害者のみを運送する場合等にあつては、この限りでない。

(ロ) 施行規則第51条の16第1項に定める要件を備える運転者の確保がなされていないと認められる場合及び福祉自動車以外のセダン等の自動車を使用する場合にあつては、施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備える運転者その他の乗務員が確保されていないと認められる場合

(ハ) 特定自動運行旅客運送を行う場合にあつては、施行規則第51条の16の2第1項に定める特定自動運行保安員の確保がなされていない

と認められる場合

- (二) 施行規則第51条の17第1項に規定する運行管理の責任者の選任及び運行管理の体制の整備がなされていないと認められる場合
- (ホ) 施行規則第51条の24に規定する整備管理の責任者の選任及び整備管理の体制の整備がなされていないと認められる場合
- (ヘ) 施行規則第51条の25第1項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任及び連絡体制の整備がなされていないと認められる場合
- (ト) 施行規則第51条の26に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が講じられていないと認められる場合

### 3. 対価の公示等

旅客から收受する対価については、当該運送を実施する事務所及び自家用有償旅客運送自動車内において公衆に見やすいように掲示するなどして公示し、又は利用者に対し收受する対価等を記載した書面の提示その他適切な方法により説明をするものとする。対価の額を変更しようとする場合も同様とする。

### 4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、以下の点に留意することとする。

#### (1) 運転者の要件

- ① 施行規則第51条の16第1項に規定する、第1種運転免許保有者であって、「当該効力がその自家用有償旅客運送自動車の運転者として選任される日から遡って2年以内において停止された者でないこと」の要件は、地域の実情に応じて地域公共交通会議等において定めることができるものとする。ただし、2年未満の期間とすることはできないものとする。
- ② 登録後において、施行規則第51条の16第2項に規定する事故を惹起した運転者には、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診させること。また、「その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合」とあるのは、運送者に所属する運転者が道路交通法違

反を惹起した結果、運転免許停止以上の処分を受けることとなった場合をいうものとし、運送者は、当該運転者に適性診断を受診させ、運転免許の停止条件が解除された後でなければ運転業務を再開させてはならないものとする。

## (2) 特定自動運行保安員

- ① 施行規則第51条の16の2第1項の定めにより、運送者は、次のいずれかに掲げる措置を講じなければ、自家用有償旅客運送自動車を特定自動運行旅客運送の用に供してはならない。

(イ) 当該自家用有償旅客運送自動車に特定自動運行保安員を乗務させること。

(ロ) 次に掲げる措置を講じること。

ア 緊急を要する場合において、旅客が特定自動運行保安員に連絡することができる装置及び旅客が自家用有償旅客運送自動車を停止させることができる装置を当該自家用有償旅客運送自動車に備えること。

イ 事務所その他の適切な業務場所に特定自動運行保安員を配置するとともに、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の29に規定する遠隔監視装置その他の輸送の安全の確保のために必要な装置を用いて遠隔から特定自動運行保安員に運行の安全の確保に関する業務を行わせること。

- ② 施行規則第51条の16の2第2項の定めにより、運送者は、特定自動運行保安員に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

(イ) 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を当該運送者に申し出ること。

(ロ) 疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれがあるときは、その旨を当該運送者に申し出ること。

## (3) 運行管理

- ① 運行管理の責任者の選任にあつては、施行規則第51条の17第2項の定めにより、事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数（事業者協力型自家用有償旅客運送を行う事務所にあつては、法第23条第1項の運行管理者）を選任すること。なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、当該協力事業者が保有する事業用自動車の数と合算して員数を算出して差し支えない。

運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保するものとする。

- ② 旅客自動車運送事業者等に運行の委託を行う場合にあっては、運送者は、委託に係る運行管理が適切に行われるよう措置するものとし、運行管理の責任者は、受託者において確保した必要な資格を有する者から選任するものとする。

#### (4) 運行管理の責任者の講習

施行規則第51条の18の定めにより、運送者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、特定事務所の運行管理の責任者に、国土交通大臣が告示で定める講習を受けさせるものとする。

#### (5) 運行に関する計画

施行規則第51条の19の定めにより、運送者は、特定事務所にあっては、道路交通法第22条の2第1項に規定する最高速度違反行為、同法第58条の3第1項に規定する過積載をして自動車を運転する行為、同法第66条の2第1項に規定する過労運転及び同法第75条第1項第7号に掲げる行為の防止その他安全な運行の確保に留意して、運行に関する計画を作成するものとする。

#### (6) 交替するための運転者の配置

施行規則第51条の20の定めにより、運送者は、特定事務所にあっては、運転者が長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置するものとする。

#### (7) 異常気象時等における措置

施行規則第51条の21の定めにより、運送者は、特定事務所にあっては異常な気象、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講ずるものとする。

#### (8) 安全な運行のための確認等及び業務記録の実施

- ① 施行規則第51条の22第1項及び第2項に定める、運送者が乗務しようとする運転者及び乗務を終了した運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。地域公共交通会議等において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全

の確保の観点で適当と認められた方法により、必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。

なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、上記によらず、当該協力事業者が輸送の安全の確保の観点で適当と認めた方法により確実に実施されるよう適切な措置を講ずるものとする。

② 施行規則第51条の22第1項及び第2項に定める、運送者が運行の業務に従事しようとする運転者等及び乗務を終了した運転者に対して行う確認、指示の記録は、参考様式第二号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

③ 施行規則第51条の22第3項に定める「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用するものとする。

④ 施行規則第51条の22第4項に定める運転者等が運行の業務に従事した場合の業務記録は、参考様式第ホ号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

(9) 運転者等台帳の整備

施行規則第51条の23第1項に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者等ごとの運転者等台帳は、参考様式第ヘ号を参考として運送者において定めるものとする。

(10) 事故の場合の処置

施行規則第51条の25第2項に定める事故の記録は、参考様式第ト号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

(11) 損害賠償措置の実施

特定非営利活動法人等は、施行規則第51条の26に規定する損害賠償措置を講ずる場合にあっては、自家用有償旅客運送を行う場合においても、保険金の支払いが可能となるものを付保するものとし、登録後において、国土交通大臣が告示で定める保険金限度額を減じるなどの変更契約や正当な理由のない解約をしてはならないものとする。

(12) 自動車に関する表示

① 施行規則第51条の27に規定する自動車に関する表示については、以下に掲げる事項を車体の両側面に表示するものとする。

文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。

この場合の文字の大きさは、一文字の大きさが一辺５センチメートル以上とする。

また、運行委託先の事業者が保有する事業用自動車を持込む場合は、利用者に事業用自動車として運行しているものとの誤解を生じさせることのないよう適切に行うこと。

(イ) 運送者の名称

(ロ) 「有償運送車両」の文字

(ハ) 登録番号

- ② 登録証の交付を受けた運送者は、登録証の写しを自動車に備えて置かなければならないものとする。

(13) 旅客の名簿の作成管理

施行規則第５１条の２９に規定する旅客の名簿の作成管理に当たっては、個人情報の保護の観点から適切に管理するものとする。

(14) 苦情処理体制の確保等

施行規則第５１条の３０第１項に定める苦情処理の体制については、様式第７号に記載するものとし、同条第２項に定める苦情処理の記録は、参考様式第千号を参考として運送者において書式を定め記録するものとする。

(15) その他の留意事項

- ① 運行の委託に併せて福祉有償運送の用に供する自家用自動車の持込みが行われる場合は、運送者が運送主体であること及び運送に関する責任を負うことについて申請者に確実に認識されるよう、十分に指導を行うものとする。
- ② 地域公共交通会議等は、上記に定めるもののほか、福祉有償運送の運行実態、特定非営利活動法人等が実施主体の場合には、当該特定非営利活動法人等の活動実態及び地域の実情に応じ、必要と認められた事項を定めることができるものとする。

## ５．有効期間の更新の登録

(１) 更新登録の申請

- ① 有効期間の更新の登録の申請を行おうとする者は、更新登録申請書

（様式第２－２号）を運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等（複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等）又は指定都道府県等の長に提出するものとする。この場合において、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、原則として有効期間の満了する日の２ヶ月前から申請の受付を行うとともに、運送の区域が他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長の管轄内に存するときは、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に通知を行うものとする。

- ② 複数の運送の区域を有する者にあっては、更新の登録を行うことについてそれぞれの運送の区域における地域公共交通会議等において協議が調っていることを要するものとする。この場合において、一部の区域において更新の必要性について協議が調わなかった場合には、当該区域に係る有効期間の更新を行うことはできないものとする。
- ③ 有効期間が満了した後、更新登録の申請があった場合は、災害等によりやむを得ない場合を除き有効期間の更新を行うことができないものとする。

地域公共交通会議等で更新についての協議を行っているにもかかわらず、有効期間の満了する日までに協議が調わない場合には、運送者は協議が調っていることを証する書類を添付せずに更新の登録の申請を行うことができるものとし、この場合において、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、協議が調っていることを証する書類の提出がなされるまでの間、更新の登録の可否についての判断を留保することができるものとする。ただし、有効期間の満了する日までに協議が調わないことについて正当な理由がない場合にあっては、この限りでない。

## （２）添付書類

更新登録申請書に係る施行規則第５１条の１０第２項に定める書類は、２．（３）に定める添付書類に準ずるものとする。ただし、以下の書類については、当該更新の前後においてその内容に変更がない場合（当該更新の前後において運転免許証、自動車検査証及び自動車保険（共済）の有効期間のみが変更される場合も含む。）に限り、添付を省略することができるものとする。

- ① 定款等の書類
- ② 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類（ただ

し、当該自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧を除く。）

- ③ 自家用有償旅客運送自動車の運転者が、施行規則第51条の16第1項に規定する要件を備えていることを証する書類
  - ④ 福祉自動車（施行規則第49条第2号イからトまでに掲げる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置その他の装置を有する自動車をいう。以下同じ。）  
以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする者にあつては、自家用有償旅客運送自動車の運転者その他の乗務員が施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備えていることを証する書類
  - ⑤ 施行規則第51条の17第1項に規定する運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
  - ⑥ 施行規則第51条の24に規定する自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
  - ⑦ 施行規則第51条の25第1項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
  - ⑧ 施行規則第51条の26に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
  - ⑨ 特定非営利活動法人等が行う福祉有償運送にあつては、運送しようとする旅客の名簿
  - ⑩ 自動運行旅客運送を行っている場合にあつては、当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類
  - ⑪ 特定自動運行旅客運送を行っている場合にあつては、当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の12第2項に規定する申請書の写しその他の同条第1項の許可の見込みに関する書類
- (3) 更新登録に当たっての審査及び登録の有効期間

更新登録に当たっては、行政への報告及び添付書類並びに地域公共交通会議等からの報告等により業務の実施状況、法令違反、輸送の安全の確保命令その他の行政処分の有無等を審査するものとし、次のいずれにも該当する場合にあつては、更新登録において付与する有効期間を3年（事業者協力型自家用有償旅客運送にあつては、5年）とし、いずれかに該当しない場合にあつては2年とする。

- ① 法第 79 条の 9 第 2 項の規定による自動車の運行の管理の方法を改善すること等の命令を受けていないこと
- ② 法第 79 条の 10 に基づく自動車事故報告規則第 2 条第 1 項に規定する事故を引き起こしていないこと
- ③ 法第 79 条の 12 の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと

#### (4) 更新登録の実施

- ① 上記 2. の場合に準じて審査を行うものとし、登録の拒否を行う場合に該当する場合を除き、更新登録を行うものとする。
- ② 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、更新登録後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等又は指定都道府県等の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- ③ 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、更新登録を行った場合には、運送者に対して登録の通知を行うものとする。登録の通知は登録証の交付によって代えることができるものとする。
- ④ 更新登録を行った運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、関係する運輸支局長等又は指定都道府県等の長がある場合には、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に更新登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録簿の写しを当該運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- ⑤ 更新登録を拒否した場合にあっては、2. (5) の場合に準じ、様式第 11 号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、地域公共交通会議等の主宰者（地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、運送の区域を管轄する市町村長）に対してもその旨を通知するものとする。

### 6. 変更登録

#### (1) 変更登録を行う場合

法第 79 条の 7 の規定に基づき、以下に掲げる事項を変更しようとする場合は、変更登録を要するものとする。

- ① 運送の区域の拡大又は変更（減少することとなる場合を除く。）

- ② 運送の種別（既に交通空白地有償運送（整備等省令による改正前の公共交通空白地有償運送を含む。）及び福祉有償運送（整備等省令による改正前の福祉有償運送を含む。）を行っている運送者が、いずれかの有償運送を行わないこととする場合を除く。）

なお、登録後において市町村合併が実施された場合であっても、運送の区域は、合併前の旧市町村の範囲にあるものとし、運送の区域を合併後の市町村の範囲としようとする場合にあっては、合併後の市町村の長が主宰する地域公共交通会議等における協議を経て、変更登録を受けることを要するものとする。

- ① 業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別の変更

- ② 運送しようとする旅客の範囲（縮小する場合を除く。）

- ④ 自動運行旅客運送を行う運送の区域の拡大又は変更（減少することとなる場合、現に行っている自動運行旅客運送を行わないこととする場合及び特定自動運行旅客運送から自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。以下この項において同じ。）へ変更する場合を除き、自動運行旅客運送から特定自動運行旅客運送へ変更する場合を含む。）

## （２）変更登録の申請

変更登録の申請を行おうとする者は、様式第２－３号に定める申請書に（３）に掲げる添付書類を添えて、変更しようとする運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等（複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等）又は指定都道府県等の長あて提出するものとする。運送の区域の拡大に伴い他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長の管轄にも属することとなった場合は、新たに管轄となった運輸支局長等又は指定都道府県等の長に申請を行うものとする。

## （３）添付書類

施行規則第５１条の１１第２項に掲げる添付書類は、次に掲げるものとする。

- ① 運送の区域が拡大又は変更しようとする場合

（イ）上記２．（３）①～⑬に掲げる書類のうち、自動車の使用権原を証する書類、拡大又は変更しようとする運送の区域における運行管理の体制を記載した書類、運送しようとする旅客の名簿、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

- (ロ) 拡大しようとする運送の区域における市町村が主宰する地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類
  - (ハ) 登録証
- ② 有償運送の種別が変更され新たに福祉有償運送を行うこととなる場合
  - (イ) 上記２．(３) ①～⑬に掲げる書類のうち、自家用有償旅客運送自動車の運転者が、施行規則第５１条の１６第１項に規定する運転者の要件を備えていることを証する書類、運送しようとする旅客の名簿、その他の種別の変更に伴い内容が変更されることとなる書類
  - (ロ) 運送の区域における市町村が主宰する地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類
  - (ハ) 登録証
- ③ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別の変更をする場合
  - (イ) 上記２．(３) ①～⑬に掲げる書類のうち、変更しようとする運送の区域に係る運行管理の体制を記載した書類、整備管理の体制を記載した書類、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類
  - (ロ) 変更しようとする運送の区域に係る地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類
  - (ハ) 登録証
- ④ 運送しようとする旅客の範囲を変更する場合
  - (イ) 変更しようとする旅客の範囲について地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類
  - (ロ) 登録証
- ⑤ 自動運行旅客運送を行う運送の区域の拡大又は変更
  - (イ) 上記２．(３) ①～⑬までに掲げる書類のうち、自動車の使用権原を証する書類、拡大又は変更しようとする運送の区域における運行管理の体制を記載した書類、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類
  - (ロ) 運送の区域における市町村が主宰する地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類
  - (ハ) 登録証
- (４) 変更登録の実施
  - ① 変更登録は上記２．の場合に準じて審査し、登録の拒否を行う場合に

該当する場合を除き、変更登録を行うものとする。

- ② 変更登録を行った場合には、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、変更登録後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等又は指定都道府県等の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- ③ 変更登録を行った運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、変更登録前の運送の区域を管轄する他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長がある場合には、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に変更登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録簿の写しを当該運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- ④ 変更登録を拒否した場合にあっては、2.(5)の場合に準じ、様式第11号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、地域公共交通会議等の主宰者（地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、運送の区域を管轄する市町村長）に対してもその旨を通知する。

(5) 変更登録時の留意事項

変更登録の場合にあっては、有効期間の更新は行わない。

7. 軽微な事項の変更の届出

(1) 軽微な事項の変更の届出

軽微な事項の変更については、登録事項変更届出書（様式第2-4号）により届出を行うものとする。この場合において、事務所ごとの配置車両数が5両以上となった場合にあっては、当該届出書に施行規則第51条の3第8号に定める運行管理の体制を記載した書類及び施行規則第51条の17第2項に定める運行管理の責任者の要件を備えていることを証する書類を添付するものとする。

(2) 軽微な事項の変更の登録

軽微な事項の変更の届出があった場合には、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、届出の事実に基づき変更の登録を行うものとし、変更後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等又は指定都道府県等の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法に

より公表しなければならない。

#### 8. 業務の停止及び登録の取消し

法第79条の12第1項に規定する業務の停止及び登録の取消しを行う場合の行政処分等の基準については、別に定める。なお、運送者に対して、警告、業務の停止又は登録の取消しを行った場合においては、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、処分等を行うに至った違反事実、行政処分等の内容を遅滞なく地域公共交通会議等の主宰者（地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、運送の区域を管轄する市町村長）に通知するものとする。

#### 9. 登録の抹消

- (1) 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録の有効期間が満了した場合、業務の廃止の届出が行われた場合及び登録の取消しを行った場合においては、当該運送者の登録の抹消を行うものとする。
- (2) 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、運送者の登録の抹消を行ったときは、当該運送者の名称を公示、インターネットその他の適切な方法により公表するものとし、かつ、その旨を地域公共交通会議等の主宰者（地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、運送の区域を管轄する市町村長）に通知するものとする。
- (3) 運送者は、登録の抹消が行われた場合には、登録証の原本を登録簿の存する運輸支局長等又は指定都道府県等の長に返納しなければならないものとする。当該運送者は、登録証の返納を行うまでの間、登録証の適切な管理を行わなければならないものとする。

#### 附 則

1. 本処理方針は、令和6年9月30日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
2. 廃止前の「市町村運営有償の登録に係る処理方針」（ただし市町村福祉輸送に限る）又は「福祉有償運送の登録に係る処理方針」に基づき付与された登録番号は、本処理方針2（4）①の登録番号とみなす。

## 登録番号の付与方法

### ○事務・権限が国にある場合

#### 【番号付与例】

関 東 福 第 〇〇〇〇 号  
 ↑ ↑ ↑ ↑  
 一連番号  
 有償運送の種別 福：福祉有償運送  
 登録を行った運輸支局の頭 1 文字（例：東京運輸支局）  
 登録を行った運輸支局を管轄する運輸局の頭 1 文字（例：関東運輸局）

### ○事務・権限が地方公共団体にある場合

#### 【番号付与例】

東京都 福 第 〇〇〇〇 号  
 ↑ ↑ ↑  
 一連番号  
 有償運送の種別 福：福祉有償運送  
 登録を行った地方公共団体の名称（都道府県市区町村）

注 1. 神戸運輸監理部兵庫陸運部の管轄にあるものは、頭 2 文字は「神兵」と表示する。

2. 沖縄総合事務局にあっては、「沖」1 文字とし陸運事務所の表示は不要とする。

国自旅第144号  
平成18年9月15日  
一部改正 国自旅第147号  
平成29年8月31日  
一部改正 国自旅第315号  
令和2年11月27日  
一部改正 国自旅第177号  
令和5年10月1日  
一部改正 国自旅第263号  
令和5年12月28日  
一部改正 国自旅第72号  
令和6年4月26日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

#### 自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて

今般、道路運送法（以下「法」という。）の一部が改正され、自家用有償旅客運送の対価について、道路運送法施行規則（以下「施行規則」という。）第51条の15の規定により、その基準が定められた。これを受けて自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の設定方法等について、具体的に以下のとおり定めたので、その旨了知されるとともにその取扱いについて遺漏なきよう取り計らわれない。

#### 記

##### 1. 路線を定めて行う自家用有償旅客運送に係る対価の基準等について

路線を定めて行う自家用有償旅客運送に係る運送の対価の範囲については、当該地域又は隣接市町村等における一般乗合旅客自動車運送事業の運

賃、当該地域における撤退前の一般乗合旅客自動車事業の運賃を目安として、地域公共交通会議（施行規則第4条第2項に規定する地域公共交通会議をいう。）又は同項に規定する協議会（これらの会議又は協議会が組織されていない場合には、交通空白地有償運送の登録に関する処理方針（令和2年11月27日付け国自旅第316号。以下同じ。）2.（3）④に定める関係者間）（以下、これらを総称して「地域公共交通会議等」という。）において協議が調った額とする。

## 2. 区域を定めて行う自家用有償旅客運送に係る対価の基準等について

区域を定めて行う自家用有償旅客運送に係る運送の対価の範囲については、以下の(1)から(4)を目安として地域公共交通会議等（これらの会議又は協議会が組織されていない場合には、自家用有償旅客運送の種別に応じて交通空白地有償運送の登録に関する処理方針2.（3）④又は福祉有償運送の登録に関する処理方針（令和2年11月27日付け国自旅第317号）2.（3）③において協議が調った額とする。

### (1) 対価の範囲

区域を定めて行う自家用有償旅客運送に係る対価は、運送サービスの提供及び当該運送サービスと連続して、又は一体として行われる役務の提供並びに施設の利用に要する費用について、利用者の負担を求めるものであって、以下の①及び②に掲げる範囲のものをいう。

#### ① 運送の対価

運送サービスの利用に対する対価

#### ② 運送の対価以外の対価

運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用又は設備の利用に対する対価であって、以下のようなものが考えられる。

##### イ. 迎車回送料金

旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金。

##### ロ. 待機料金

旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する料金。

##### ハ. その他の料金

介助料（乗降介助に関する部分に限る。）、添乗料（運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金）、ストレッチャー、車いす使用

料等の設備使用料など。

## (2) 対価の設定方法

### ① 運送の対価

運送の対価は、原則として、次のイ．ロ．ハ．の中から選択するものとする。

ただし、これらのいずれにもより難しい場合にあっては、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、地域の実情に応じた運送の対価の設定を行うことができるものとする。

#### イ． 距離制

原則として、旅客の乗車した地点から降車した地点までの走行距離に応じて対価を設定するものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

#### ロ． 時間制

旅客を運送するため旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでに要した時間により運送の対価を定めるものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

#### ハ． 定額制

旅客の運送に要した時間及び距離によらず 1 回の利用ごとに対価を定めるもの又は予め利用者の利用区間ごとの対価の額を定めるもの。

### ② 運送の対価以外の対価

運送の対価以外の対価を設定する場合には、それぞれの対価の額及びそれを適用する場合の基準を明確に定めるものとする。

(注) 会員となるときの入会金、年会費、月会費その他の名目で徴収され、専ら団体の活動の維持・運営に当てられる会費等は、原則としてここでの対価には含めない。

## (3) 対価の設定に当たっての考え方

旅客から収受する対価は、法第 79 条の 8 及び施行規則第 51 条の 15 の規定に基づき、以下に掲げる考え方に従って定めるものとする。

### ① 旅客から収受する対価の水準

旅客から収受しようとする対価は、施行規則第 51 条の 15 において、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることなどが求められており、具体的には、次のイ．からニ．に掲げる基準を目安とするものとする。

イ. 運送の対価は、当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割（地方運輸局及び沖縄総合事務局において、インターネットその他の適切な方法により、当該地域の運送の対価を公表するものとする。）であること。ただし、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、約8割を超える運送の対価を設定することも可能である。

ロ. 運送の対価以外の対価にあっては、実費の範囲内であること。

ハ. 均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。

二. 交通空白地有償運送に係る対価を定める場合であって、上記イ. からハ. までの規定によりがたい場合は、当該地域又は近隣の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金を参考として対価を定めることができる。

（注1）登録後の実績に基づき、平均実車キロを算出することができる申請者にあっては、当該平均実車キロを乗車した場合のタクシーの上限運賃を基準として、上記イ. ハ. の考え方を適用することができる。

（注2）運送の対価以外の名目で、実質的に運送サービスの対価を収受することにより、運送の対価の水準を名目的に上記イ. に合致する水準に抑制するなどの操作は認められない。

## ② 対価の適用方法

イ. 時間制及び距離制の双方を定めることは差し支えないが、それぞれの適用方法について明確に基準が設けられており、運送を利用しようとする際に予め旅客に対して適用する対価の説明がなされる必要がある。

ロ. 福祉有償運送に係る運送の対価にあっては、1個の契約により乗車定員11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する場合の対価を定めるものである。このため、ハ. に規定する複数乗車（1回の運行で複数の利用者を運送する場合であって、旅客1人ずつから対価を収受する場合をいう。以下同じ。）の対価を定めることができる場合を除き、旅客数に応じた運送の対価を収受することはできないものであること。

ハ. 福祉有償運送における複数乗車の対価を定める場合には、旅客1人

ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の約８割にあると認められるか、又は平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の約８割にあると認められるか、いずれかの方法により判断することができる。なお、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、タクシー運賃の約８割を超える運送の対価を設定することも可能である。

二. 運送の対価以外の対価を利用者に求める場合は、旅客が利用した設備又は提供された役務の種類ごとに金額を明記すること。

ホ. 運送の対価について、(2)①イ. からハ. までのいずれかを選択した上で、需給の変動等に対応して、対価の額を変動させることも可能である。

(4) タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことを煽って会員等の募集を行ってはならないこと。

#### 附 則

1. 本規定は、平成１８年１０月１日から適用する。
2. みなし登録者における対価にあっては、なお、従前の例によることとし、みなし登録者が施行日以降に対価を変更する場合から本規定の適用を行う。

#### 附 則（平成２９年８月３１日国自旅第１４７号）

1. 本規定は、平成２９年８月３１日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。

#### 附 則（令和２年１１月２７日国自旅第３１５号）

1. 本規定は、令和２年１１月２７日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。

#### 附 則（令和５年１０月１日国自旅第１７７号）

1. 本規定は、令和５年１０月１日以降に対価を設定又は変更するものから適

用するものとする。

附 則（令和５年１２月２８日国自旅第２６３号）

- １．本規定は、令和５年１２月２８日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。

附 則（令和６年４月２６日国自旅第７２号）

- １．本規定は、令和６年４月２６日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。

自家用有償旅客運送の対価の目安の設定について

「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」（平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 144 号）及び「自家用有償観光旅客等運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」（平成 29 年 12 月 7 日付け国自旅第 215 号の 3）の規定に基づき、運送の対価の目安を公表します。

令和 6 年 1 月 16 日

関 東 運 輸 局

記

1. 設定する地区

| 地 区      | 市区町村等                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別区・武三地区 | 東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 多摩地区     | 立川市、府中市、国立市、調布市、狛江市、小金井市、国分寺市、小平市、西東京市、昭島市、武蔵村山市、東大和市、東村山市、清瀬市、東久留米市、八王子市、日野市、多摩市、稲城市、町田市、青梅市、福生市、あきる野市、羽村市及び西多摩郡瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村                                                                                                                                                     |
| 京浜地区     | 横浜市、川崎市、横須賀市及び三浦市                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 相模・鎌倉地区  | 藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、伊勢原市、秦野市、相模原市、大和市、座間市、海老名市、綾瀬市、厚木市、高座郡寒川町、中郡大磯町、二宮町、愛甲郡愛川町、清川村及び足柄上郡中井町                                                                                                                                                                                                   |
| 小田原地区    | 小田原市、南足柄市、足柄上郡大井町、開成町、山北町、松田町及び足柄下郡箱根町、湯河原町、真鶴町                                                                                                                                                                                                                                        |
| 埼玉県 A 地区 | 川口市、さいたま市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、北足立郡伊奈町、春日部市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、加須市（ただし、平成 22 年 3 月 23 日に編入された旧北埼玉郡北川辺町及び大利根町の区域に限る。）、白岡市、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町、松伏町、川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、入間郡三芳町、毛呂山町、越生町、比企郡滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町及び秩父郡東秩父村 |

|          |                                                                                                                              |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 埼玉県 B 地区 | 熊谷市、行田市、加須市（ただし、平成 22 年 3 月 23 日に編入された旧北埼玉郡北川辺町及び大利根町の区域を除く。）、本庄市、羽生市、深谷市、児玉郡美里町、上里町及び大里郡寄居町、秩父市及び秩父郡横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町        |
| 千葉県 A 地区 | 市川市、船橋市、習志野市、鎌ヶ谷市、八千代市、浦安市、松戸市、柏市、流山市、野田市、我孫子市、千葉市、四街道市、佐倉市、成田市、香取市、八街市、印西市、富里市、白井市、印旛郡酒々井町、栄町、香取郡多古町、神崎町、東庄町及び山武郡芝山町        |
| 千葉県 B 地区 | 銚子市、匝瑳市、旭市、東金市、山武市、大網白里市、山武郡九十九里町、横芝光町、市原市、茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡一宮町、睦沢町、白子町、長柄町、長南町、長生村及び夷隅郡御宿町、大多喜町                              |
| 群馬県 A 地区 | 群馬県太田市、館林市、桐生市、みどり市、邑楽郡大泉町、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町前橋市、高崎市、伊勢崎市、佐波郡玉村町、安中市、富岡市、藤岡市、北群馬郡吉岡町、榛東村、多野郡神流町、上野村、甘楽郡甘楽町、下仁田町、南牧村及び埼玉県児玉郡神川町 |
| 群馬県 B 地区 | 沼田市、みなかみ町及び利根郡川場村、昭和村、片品村、渋川市及び吾妻郡東吾妻町、高山村、中之条町、長野原町、草津町、嬬恋村                                                                 |
| 茨城県地区    | 茨城県全域                                                                                                                        |
| 栃木県地区    | 栃木県全域                                                                                                                        |
| 山梨県 A 地区 | 甲府市、甲斐市、中央市、中巨摩郡昭和町、山梨市、甲州市、笛吹市、南アルプス市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡富士川町、韮崎市及び北杜市                                                           |
| 山梨県 B 地区 | 南巨摩郡南部町、早川町、身延町、大月市、都留市、富士吉田市、上野原市、北都留郡小菅村、丹波山村及び南都留郡忍野村、富士河口湖町、道志村、鳴沢村、西桂町、山中湖村                                             |

2. 運送の対価の目安  
別紙のとおり

3. 設定日  
令和 6 年 1 月 1 6 日

【別 紙】

| 地区       | 距離制       |         | 時間制  |        |
|----------|-----------|---------|------|--------|
|          | 1キロメートルまで | 以降、1キロ毎 | 5分まで | 以降、5分毎 |
| 特別区・武三地区 | 366円      | 314円    | 358円 | 327円   |
| 多摩地区     | 367円      | 344円    | 458円 | 458円   |
| 京浜地区     | 356円      | 325円    | 353円 | 319円   |
| 相模・鎌倉地区  | 354円      | 313円    | 469円 | 469円   |
| 小田原地区    | 342円      | 293円    | 478円 | 478円   |
| 埼玉県A地区   | 344円      | 327円    | 469円 | 469円   |
| 埼玉県B地区   | 369円      | 294円    | 457円 | 457円   |
| 千葉県A地区   | 341円      | 330円    | 484円 | 484円   |
| 千葉県B地区   | 337円      | 319円    | 479円 | 479円   |
| 群馬県A地区   | 335円      | 283円    | 458円 | 458円   |
| 群馬県B地区   | 373円      | 360円    | 530円 | 530円   |
| 茨城県地区    | 352円      | 302円    | 449円 | 449円   |
| 栃木県地区    | 388円      | 315円    | 481円 | 481円   |
| 山梨県A地区   | 328円      | 258円    | 467円 | 467円   |
| 山梨県B地区   | 378円      | 330円    | 503円 | 503円   |